

令和元年第2回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和元年6月26日 開会

令和元年6月28日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和元年第2回新十津川町議会定例会

令和元年6月26日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 請願第1号 日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る請願
- 第8 報告第1号 平成30年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第9 報告第2号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第10 町政執行方針
- 第11 教育行政執行方針
- 第12 報告第3号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第13 議案第32号 新十津川町森林環境譲与税基金条例の制定について
(内容説明まで)
- 第14 議案第33号 新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の制定について
(内容説明まで)
- 第15 議案第34号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第16 議案第35号 新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第17 議案第36号 新十津川町中小企業者応援条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第18 議案第37号 新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第19 議案第38号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第20 議案第39号 令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)

- 第21 議案第40号 令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（内容説明まで）
- 第22 議案第41号 令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（内容説明まで）
- 第23 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
（内容説明まで）
- 第24 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
（内容説明まで）
- 第25 議案第44号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
（内容説明まで）
- 第26 議案第45号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
（内容説明まで）

◎出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	後木満男君
会計管理者	内田充君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君

◎職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

中 畑

晃 君

◎町民憲章朗誦

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。

皆さんご起立ください。

私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。

町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

○議長（笹木正文君） ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今から令和元年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎報告事項

○議長（笹木正文君） 開議に先立ちまして、報告がございますので、事務局長より報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは、報告いたします。

この度、北海道町村議会議長会主催によります第39回北海道町村議会広報コンクールにおきまして、本町議会が応募した平成31年2月発行のしんとつかわ議会だより第78号が優良議会広報として入選を果たし、去る6月11日に開催された北海道町村議会議長会第70回定期総会の席上で表彰されました。

このコンクールは、住民の立場から見て考えられた企画や内容になっているか、読みやすくわかりやすい文章であるかなどを審査基準とし、応募作品から特選1点、入選3点が選ばれるもので、今回は全144町村中26町村が応募し、本町議会以外ではオホーツク管内美幌町議会、十勝管内音更町議会が同じく入選、後志管内仁木町議会が特選に選ばれております。

以上をもちまして、北海道町村議会広報コンクールでの入選報告とさせていただきます。この度の入選、誠にめでとうございます。

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、進藤久美子君。4番、鈴木康裕君。兩名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

定例会の運営について報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員会委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、6月24日に開催いたしました議会運営委員会の会議内容について、ご報告いたします。

場所は、議会委員会室。出席者につきましては、記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長にご出席をいただきました。

協議事項につきまして、ご報告をいたします。

令和元年第2回町議会定例会の会期は、議案等を考慮いたしまして、6月26日から6月28日までの3日間といたしたいとするものでございます。

日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めたいとするものでございます。

付議案件は、報告3件、条例の制定2件、条例の一部改正4件、令和元年度会計補正予算4件、規約の変更3件、計画の変更1件、人事案件1件の計18件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

一般質問の通告につきましては、5人、8件の内容となっております。

請願、陳情等の受理状況につきましては、議会事務局長から6月21日現在、請願1件、陳情8件を受理している旨の報告を受けてございます。うち請願1件につきましては、所管の委員会に付託いたしまして、内容の詳細について審議をいただくことになってございます。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から6月28日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月28日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

引き続き、4番、一部事務組合議会報告を行います。

初めに、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告をいたします。

5月22日開催の令和元年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の報告として、本年は統一地方選挙の年でありましたので、審議の内容といたしましては、選挙3件及び議案3件でございました。

選挙第1号は、議長の選挙が指名推薦で行われ、奈井江町選出の森岡新二議員が指名され、議長に当選されました。

選挙第2号は、副議長の選挙が指名推薦で行われ、赤平市選出の竹村恵一議員が指名され、副議長に当選されました。

選挙第3号は、組合長の選挙が指名推薦で行われ、滝川市選出の前田康吉議員が指名され、組合長に当選されました。

議案第1号は、副組合長3名のうち1名の任期満了に伴う副組合長の選任がありまして、滝川市の千田史朗副市長を選任したいとの提案があり、これに同意をいたしました。

議案第2号は、監査委員2名のうち、組合議員選任1名の任期満了に伴う監査委員の選任がありまして、砂川市選出の水島美喜子議員を選任したいとの提案があり、これに同意をいたしました。

議案第3号は、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでありまして、同組合を組織する3団体が、解散脱退したことによる規約の変更で、原案どおりに決定されました。

以上で、令和元年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の報告といたします。

なお、議案等の資料につきましては、所定の棚に保管されておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 以上で、石狩川流域下水道組合議会の報告を終わります。

引き続き、西空知広域水道企業団議会の報告を、鈴木康裕君よりお願いいたします。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） それでは議長の指示がございましたので、5月16日に開催されました令和元年第1回西空知広域水道企業団議会臨時会の内容について、ご報告をさせていただきます。

まず自己紹介のあと、議長、副議長選挙がございまして、議長には雨竜町議会の須美議員が、副議長には浦臼町議会の東藤議員が当選いたしました。

また、西空知広域水道企業団監査委員につきましては、新十津川町の岩井良道氏の選任に同意することに決定をいたしました。

次に議決案件は3件ございますが、内容は、事務組合の4団体がそれぞれ解散し、脱退したことにより組合規約が変更となるもので、いずれも原案のとおり承認されました。

以上で、令和元年第1回西空知広域水道企業団議会臨時会の報告を終わります。

詳細につきましては、議案書とともに事務局に置いてありますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、安中経人君よりお願いいたします。

〔10番 安中経人君登壇〕

○10番（安中経人君） おはようございます。議長よりご指示がありましたので、中空知広域市町村圏組合議会臨時会についての報告をいたします。

招集日時は、令和元年5月31日、午前10時30分であります。統一地方選挙改選後の初議会であることから、会議に先立ち議員協議会を午前10時より開催し、次のとおり取り決めを行ったものであります。議案処理方法及び議選監査委員の選出についてを協議したものであります。

選挙第1号、議長選挙、選挙第2号、副議長選挙についての取り扱いについて協議を行い、それぞれ指名推選とすることと申し合わせしたものであります。

また、議会選出監査委員には、赤平市選出の若山武信議員を予定者として決定したものであります。

続きまして、臨時会内容でございます。

令和元年第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会についてであります。

会議は初議会につき、事務局から臨時議長に赤平市選出の若山武信議員が年長議員であることから指名され、議長選挙までの審議を行ったものであります。

選挙第1号、中空知広域市町村圏組合議長選挙について。指名推薦により芦別市選出の田森良隆氏を満場一致で推挙され、当選告知を受け決定したものであります。

ここで臨時議長より、田森良隆氏に議長が交代し、引き続き審議の継続を行い、選挙第2号、中空知広域市町村圏組合副議長の選挙についてであります。指名推薦により上砂川町選出の大内兆春氏を満場一致で推挙し、当選告知を受け決定したものであります。

次に議案第1号、中空知広域市町村圏組合監査委員の選任について。赤平市選出の若山武信議員の選任について、提案どおり同意したものであります。

次に議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、提案どおり可としたものであります。

以上、会議に議長ともども出席してきましたので、報告といたします。

なお、関係資料につきましては、議会事務局に届けておきますので、詳細についてお目とおしを願います。以上でございます、よろしく申し上げます。

○議長（笹木正文君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、長谷川秀樹君よりお願いいたします。

〔8番 長谷川秀樹君登壇〕

○8番（長谷川秀樹君） おはようございます。議長のご指示でございますので、去る5月31日招集の滝川地区広域消防事務組合議会第1回定例会の報告をいたします。

案件は、選挙2件、議案5件でありました。

選挙第1号、事務組合議会議長の選挙につきましては、芦別市市議会議員の樋坂直紀議員が、選挙第2号では、事務組合議会副議長の選挙につきましては、赤平市市議会議員の北市勲議員が、それぞれ指名推薦により選任され当選されました。

議案第1号、滝川地区広域消防事務組合監査委員の選任につきましては、前田組合長よ

り滝川市市議会議員、渡邊龍之議員を選任いたしたい旨の申し出があり、原案のとおり同意いたしました。

議案第2号、令和元年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第1号であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,129万9千円とするもので、内容は、職員の教育研修室として44万円を追加計上するもので、原案どおり可決されました。

議案第3号、動産の取得について。滝川消防署に配備の水槽付消防ポンプ自動車の更新を図りたいとするもので、原案のとおり可決いたしました。

新たに配備される車両は、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型で、指名競争入札により、株式会社北海道モリタと契約、契約の金額は7,992万円であります。

議案第4号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでありましたけれども、加入団体を脱退するに伴い、変更で原案どおり可決されました。

議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましてでありますけれども、加入団体の脱退に伴う変更で、これも原案どおり可決されました。

以上で、去る5月31日招集の滝川地区広域消防事務組合第1回臨時会の報告といたします。

なお、議案書等につきましては、所定の棚に納めておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を、小玉博崇君よりお願いいたします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 皆さんおはようございます。去る5月31日に招集されました中空知衛生施設組合議会第1回臨時会の報告をいたします。

まず、選挙後初の議会とのことから、開会前に全員協議会が行われ、自己紹介並びに開会後に行われる選挙の申し合わせ事項について、確認をしております。

続いて臨時会の報告ですが、開会後は、議長が選出するまでの間、年長議員である芦別市議会の松井邦男議員が仮議長となり、議事が進められております。

選挙第1号、議長の選挙では、指名推選にて新十津川町選出議員の私、小玉が選任されております。

続いて選挙第2号、副議長の選挙についてですが、こちらも指名推選により、赤平市選出議員の竹村恵一議員が選任されております。

次に選挙第3号、組合長の選挙につきましては、指名推選により、滝川市選出議員の前田康吉市長が選任されております。

続いて議案第1号、副組合長の選任については、令和元年5月12日で任期満了に伴う選任であり、前田組合長より滝川市副市長である千田史朗氏が、前期に引き続き、選任することの同意を求められ、原案どおり同意に決定しております。

続きまして議案第2号、監査委員の選任について。前田組合長より、雨竜町選出議員の平松恭宏議員を選任することの同意を求められ、原案どおり同意することに決定しております。

続いて議案第3号、北海道市町村退職手当組合規約の変更についてですが、平成31年3

月31日をもって北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴う規約の一部変更であり、原案どおり可決をしております。

続きまして議案第4号、中空知衛生施設組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に、短期大学もしくは高等専門学校を卒業したものの他、専門職大学全期課程を修了したものを新たに加えるものであり、原案どおり可決しております。

議案第5号、工事請負契約の締結についてですが、滝の川斎苑改築建築主体工事について、地域限定型一般競争入札をした結果、契約金4億3,848万円で、泰進・香西特定共同企業体と工事請負契約を締結するものであり、原案どおり可決しました。

なお、工事完了期間は、令和3年3月10日であります。

以上、中空知衛生施設組合議会報告とさせていただきます。

なお、ご報告させていただきました会議資料につきましては、事務局に保管しておきますので、ご覧いただければと思います。以上で終わります。

○議長（笹木正文君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、西内陽美君よりお願いいたします。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長のご指示がございましたので、去る6月3日に招集されました空知教育センター組合議会第1回臨時会について、ご報告いたします。

議案は、6件でございます。

選挙第1号、議長の選挙については、栗山町の佐藤則男議員が就任いたしました。

選挙第2号、副議長の選挙については、芦別市の北村真議員が就任いたしました。

選挙第3号、組合長の選挙については、滝川市の前田康吉議員が就任いたしました。

なお、前田康吉議員の組合長就任に伴いまして、滝川市には補充議員の選出を依頼することとなっております。

議案第1号、副組合長の選任については、滝川市の千田史朗氏が就任いたしました。

議案第2号、監査委員の選任については、私、西内陽美が就任いたしました。

議案第3号は、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。平成31年3月31日をもって北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更する内容でございます。原案どおり可決されました。

以上が、空知教育センター組合議会第1回臨時会の内容でございます。

なお、今臨時会の議案書は、所定の棚に保管しておきますので、後ほどお目通し願います。報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を、杉本初美君よりお願いいたします。

〔6番 杉本初美君登壇〕

○6番（杉本初美君） 皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、5月30日に招集されました令和元年空知中部広域連合議会第1回臨時会の報告をさせていただきます。

今回は統一選挙後の初議会ということもあり、臨時議会開会前に全員協議会から開催されました。この協議会では、第1回臨時会の会期、会議時間、議長、副議長、議選監査委員の選任、議席の決定、議案審議の概要などについて協議いたしました。

空知中部広域連合の正副議長等の申し合わせでは、議長については、奈井江町が固定、副議長については、歌志内市、雨竜長、浦臼町、上砂川町、新十津川町の1市4町の持ち回り、監査委員のうち識見による監査委員は、新十津川町が固定、議会選出する監査委員は、1市4町の持ち回りと決定されており、正副議長、議選監査委員の任期は4年となっております。この申し合わせにより、副議長は上砂川町、議選監査委員は雨竜町から選出することが確認されました。

また、全員協議会の今後の開催方法については、4年に1度の統一選挙後の初の議会でのみ開催することといたしました。

以上で、協議会を終了いたしまして、続きまして、午前10時から第1回臨時議会が開催され、年長のゆえをもって私、杉本が臨時議長となり、議会を開会、仮議席の決定、議事録署名議員の指名の後、選挙第1号、議長の選挙についてを上程、指名推薦により奈井江町の森岡新二議員を議長に選任、以降の議案について新議長により議事進行がなされました。

会期は5月30日、一日とし、選挙第2号、副議長の選挙についてが上程され、指名推薦により、上砂川町の大内兆春議員が選任されました。

続いて、議席の指定が行われ、新十津川の笹木議員5番、杉本が6番となりました。

議案第7号、監査委員の選任について議案が上程され、識見による監査委員には、新十津川町監査委員の奥芝理郎氏が選任されました。

続いて議案第8号、議選の監査委員の選任について上程され、雨竜町の吉本周治議員が選任されました。

引き続き、議案第3号、空知中部広域連合介護保険総合条例の一部改正をする条例、議案第1号、令和元年度空知中部広域連合一般会計補正予算第1号、議案第2号、令和元年度の空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算第1号、議案第4号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第5号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議案第6号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてが上程され、いずれも原案どおり可決しております。

以上が第1回臨時議会の内容でございますが、資料は事務局に提出してありますので、後ほどお目通しください。終わります。

○議長（笹木正文君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

引き続き、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を、長名實君よりお願いいたします。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） おはようございます。議長のご指示でございますので、去る5月31日招集されました令和元年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

議案につきましては、2件ございまして、1件は議長の選出ということで、滝川市議会より関藤龍也議員が議長に選任されました。

そしてもう1件、議選の監査委員の選任につきましては、砂川市議会の水島美喜子議員

が選任されました。

以上で、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告といたします。

詳しくは、事務局に議案書提出しておきますので、お目通しをいただきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これもちまして、日程第4、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 改めておはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成31年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、主なものを口頭で付け加えさせていただきます。

はじめに、総務課関係から申し上げます。

下段の叙勲でありますけれども、5月10日、高齢者叙勲として旭日単光章を受章されました元町議会議員後木幸里様に対し勲章を伝達させていただきました。改めて、今までの功績に感謝を申し上げるところであります。

2ページ目になります。

表彰でありますけれども、3月28日、ご母堂様の生前のお礼として、町に多額のご寄附をいただきました、文京区在住の佐川純様に新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしたところでございます。

次に、開町記念式並びに追悼式でありますけれども、6月20日、菊水公園において、開町129年記念式典並びに戦没者、開拓物故功労者、消防殉職者追悼式を執り行いました。議員各位をはじめ、奈良県から村井副知事、森山県議会副議長ほか県議会議員各位、母村十津川村から更谷村長、中南村議会議員、奈良県五條市からは太田市長、平岡市議会議員など、町内外から総勢215人のご列席をいただき、厳粛かつ盛会裡に式典を執行することができました。

また、同式典の席上、永きに亘り本町の発展に多大なご貢献をされた山本忍様に自治功労表彰を、井上留治様に善行表彰を授与いたしたところであります。さらに、米寿の慶節を迎え、60年以上本町にお住まいの35人の方に感謝状を贈呈するとともに、高額寄附を賜りました5個人1団体の方にご列席の皆様にご紹介をさせていただいたところでございます。

次に、4ページをお開き願います。

防災体制でございます。

昨年発生をいたしました胆振東部地震など、大規模な災害発生の事後の検証において、問題視されているのが、全国各地から来られる災害ボランティアの受け入れ体制でございます。6月18日、災害ボランティアの受け入れ先となるボランティアセンターの運営を

担っていただくため、町社会福祉協議会と協定を締結させていただきました。万が一の災害に備え、防災体制の連携を図ってまいるところでございます。

次に、会計課の関係でございます。

平成30年度会計閉鎖につきましては、5月31日に閉めさせていただきました。一般会計の歳入総額は63億9,104万4,422円、歳出総額は61億3,458万6,825円、歳入歳出差引額は2億5,645万7,597円となりました。繰越明許費の一般財源分1,000万円を差し引き、実質収支額2億4,645万7,597円のうち1億2,645万7,597円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に積立て、1億2,000万円を本年度に繰り越いたしました。これにより全基金の現在高は、67億1,109万8,520円となりました。

また、収入未済額は、町税及び公営住宅使用料などを含め、全会計で1,293万1,871円となっております。

次に、住民課関係でございます。

まず人口動態でございますけれども、5月31日現在で、人口が6,571人で、前年同期と比べ83人の減少となっております。世帯数は2,967戸で、前年同期と比べ15戸の減少となっております。65歳以上の高齢者数をみますと、2,548人と前年同期と比べ17人減少し、高齢化率は38.8パーセントと前年同期と比べ0.2ポイントの増加となっております。人口移動が最も多い3月1日から5月31日までの人口動態であります。転入が82人、転出が108人であり、出生7人、死亡25人と合わせた単純増減では、44人の減少となっております。

次に6ページをお開き願います。

中ほどの保険医療の関係でございます。

5月31日現在の国民健康保険の加入世帯数は915戸、被保険者数は1,610人で、前年同期と比べ31戸、78人の減少となっております。

また、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,436人で、前年同期と比べ6人の増加となっております。福祉医療受給者数は、子ども医療受給者が765人、ひとり親家庭等医療受給者が223人、重度心身障害者医療受給者が173人となっております。

次に、資源回収であります。

環境基本計画に基づく事業の平成30年度の実施状況について、衣服、綿製品等回収事業の回収量は3,270キログラムでありました。衣服、靴、靴等は、業者に引き渡した後、再利用されており、綿製品の回収品は業者によりウエスとして再製されてございます。本年度は、衣類等回収事業が青葉区、みどり区、橋本区で実施され、合計で858キログラムの衣類等が回収されてございます。

廃食用油回収事業は、役場を含め町内7か所の回収拠点で、平成30年度1年間で1,090リットルを回収いたしました。回収した油は、社会福祉法人明和会に引き渡し、花月サポートセンター体育館の暖房用燃料として利用されてございます。

なお、本年度の5月31日現在の回収量は、137リットルとなっております。

小型家電機器の回収量は、平成30年度は1万605キログラム、本年度の5月31日現在の回収量は3,408キログラムとなっております。これらは、認定を受けた回収業者に引き渡ししており、その後、分解され、電子基盤などに含まれる金、銀、白金などの貴金属や電気コード内の銅などを取り出してリサイクルされているところでございます。

次に、下段の町税等の平成30年度収納状況は、現年度分町税 5 税合計の収納率が、99.77パーセントであり、前年同期と比べ0.05ポイントの減少となっております。滞納繰越分については、1.40パーセントで、前年同期と比べ5.25ポイントの減少となっております。内訳として、主な税目の現年度分収納率は、個人住民税が99.88パーセントで前年同期と比べ0.12ポイントの減少、固定資産税では99.59パーセントで前年同期と同数、軽自動車税では99.89パーセントで前年同期と同数となっております。

国民健康保険税は、99.77パーセントで、前年同期と比べ0.11ポイントの減少となっております。滞納繰越分については、12.88パーセントで、前年同期と比べ25.33ポイントの減少となっております。

後期高齢者医療保険料は、前年度と同様に100パーセントとなっております。

次に、保健福祉課関係でございますが、11ページをお開き願います。

ボランティアポイント事業であります。

高齢者や障がいのある方への各種ボランティア活動に対し、平成30年度は、見守り、給食サービス、ハートコール等のボランティアで、団体8、個人4人が登録をし、計894ポイント、介護予防サポーター活動では21人、521ポイントを付与したところでございます。

次に12ページをお開き願います。

感染症予防の関係でございます。

予防接種の5月31日現在の実施状況は、B型肝炎11人、ヒブワクチン21人、小児肺炎球菌ワクチン21人、四種混合ワクチン21人、BCG 6人、麻しん、風しん混合ワクチン19人、水痘9人、日本脳炎ワクチン58人、二種混合ワクチン11人、高齢者肺炎球菌ワクチン15人が接種を受けてございます。

また、平成31年4月から3年間の新たな予防対策事業として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた成人男性を対象とした風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種を行っており、今年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた254人に対して無料クーポン券を発送してございます。

次に、体力増進室等利用状況でございます。

健康体力増進室の5月31日現在の利用状況は、46日間で延べ利用者数1,268人、1日平均で27.6人が利用しており、多くの方が健康づくりに取り組んでございます。

また、加工室の5月31日現在までの利用状況は、延べ15団体、62人が利用をしており、町内の女性のグループ活動の場として積極的に活用をされてございます。

次に、産業振興課関係でございます。

水稻の作付け予定面積は、3,554.07ヘクタールで前年度実績と比較しますと、45.87ヘクタールの増となっております。主食用米に限りましては、3,545.96ヘクタールの作付け予定となっております。これは、そばや地力増進作物等からの作付け転換による増加となっております。

次に、スマート農業技術の開発、実証プロジェクト及びGPS機能付き田植機の購入補助の関係でございます。

本年2月に農水省が募集した、スマート農業技術の開発、実証プロジェクトに、水田部門として応募し、全国で252件の応募があり、審査の結果、北海道内の同部門では、本町

と岩見沢市の2地区が採択となりました。これを受け、去る4月22日にスマート農業技術の普及促進に向けた活動をより強固にするため、農業関係機関、大手農機具メーカーや生産者による、スマート農業技術の開発、実証プロジェクトコンソーシアムを設立させていただきました。

4月29日には、花月区白石農園においてロボットトラクターのデモンストレーション走行を実施し、5月22日には直進アシスト田植機、自動給水装置のデモンストレーションを行い、農業関係者や報道関係者等、延べ約150人が訪れ、関心の高さとともにスマート農業を町内外にアピールすることができました。

なお、6月18日には農業高校のほ場で、新十津川小学校及び新十津川農業高校の児童、生徒合わせ約350人を対象に、ロボットトラクターやラジコン草刈機の見学会を実施したところでございます。

また、昨年度に引き続き助成してございますGPS機能付き田植機の申請台数は、5月31日現在で12台となっております。

次に、酒米粉活用研究事業でございます。

開発商品の普及啓発の一環として、6月28日、明後日でございますけども、甘味料を加えたパンを学校給食として提供し、児童、生徒に味わっていただくとともに、味や食感などの感想を伺うこととなっております。

次に、アライグマ対策につきましては、3月20日にアライグマ対策説明会を町内農業者、管内市町村担当者等を対象に北海道立総合研究機構環境科学研究センター、さらには、空知総合振興局等の協力を得てゆめりあで開催し、延べ50人程度の参加者がありました。アライグマの生息調査への協力者は、現在25人に申し出をいただいております。

また、5月28日、29日の両日には、北海道立総合研究機構とセンサーカメラ設置のため現地踏査を行うとともに、今後の調査手法及びスケジュール等について具体的に打合せを行ったところでございます。

なお、5月31日現在のアライグマ捕獲頭数はちょうど100頭で、昨年同期では18頭でありますけども、5倍以上の激増の捕獲となっているところでございます。

次に、地域おこし協力隊でございます。

都市地域から生活の拠点を移し、まちの魅力発信や地場産品の開発、農業への従事など、様々な地域おこし活動を行う地域おこし協力隊について、継続する産業活性化支援員が4人、農業支援員1人を4月1日に委嘱をしております。産業活性化支援員1人は、3年の任期を満了し3月31日で退任をいたしました。

また、4月15日には、新十津川駅を中心とする観光などの業務を担ってもらうため、新たに産業活性化支援員1人を委嘱し、本町の地域おこし協力隊員は、教育委員会所管分を含め合計で6人となっております。

次に、16ページをお開き願います。

新十津川町応援大使でございます。

町の観光振興計画に基づく新十津川町応援大使に、デザイナー、彫刻家として国内外で活躍されてございます五十嵐威暢様に就任していただくこととして、5月8日、かぜのびにおいて観光協会員及び徳富区の住民が集まった中で委嘱状の交付をさせていただきました。今後は、五十嵐様の幅広い交流や活動の場面において、本町の農特産物や魅力ある自

然を広くPRいただけるものと期待をしているところでございます。本町の応援大使は、昨年11月に委嘱いたしました、作家、西村京太郎様に次いで2人目となっております。

次に、建設課関係でございます。

安心すまいる助成事業、住宅耐震化等促進事業であります。

個人住宅の改修工事費用を助成する安心すまいる助成事業は、4月から本年度の受付を開始し、6月5日現在で31件の申請があり費用概算額で4,792万4千円、助成予定額で880万円、うち助成決定件数は10件、助成決定額は212万4千円となっております。

また、住宅の耐震化を図るための住宅耐震化等助成事業も4月から本年度の受付を開始し、6月5日現在で8件の申請があり、費用概算額1,120万7千円、助成予定額で215万9千円、うち助成決定件数は4件、助成決定額は111万1千円となっております。

その他関連事業でございますけれども、徳富川ラブリバー推進協議会主催による石狩徳富河川緑地周辺の清掃が5月27日に実施されました。本年は、天候に恵まれるなか9団体100人の参加をいただき、約20キログラムのごみを回収していただきました。長年の活動成果が表れ、回収量は前年度を大きく下回っております。

また、石狩徳富河川緑地の花壇広場では、推進協議会構成団体等の協力によりまして、6月15日に花植えが実施され、より潤いのある水辺空間の創出が図られたとこととでございます。

以上をもちまして、平成31年第1回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

(午前10時59分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成31年第1回町議会定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

教育委員会関係ですが、3月26日の定例会では、報告5件と議案2件の説明を行いました。

報告第12号の新十津川町立小中学校の特別支援学級の廃止についてであります。中学校の生徒が卒業し、知的障害学級の在籍者がいなくなったため、同学級が3月31日をもって、廃止することについて報告をいたしました。

次に議案第2号、新十津川町スポーツ推進委員の委嘱についてであります。3月末日を以って委員の任期が満了することから、4月1日からの2年間、7名のスポーツ推進委員を委嘱することについて議決をいただきました。

4月22日の定例会では、報告6件、議案4件の説明を行いました。

報告第20号、新十津川町立学校メール連絡網実施基準案についてであります。小中学校の児童、生徒の保護者に対し、学校行事や天候等による登下校時間の変更など、迅速に情報を共有するために、昨年度、マ・メールの配信システムを導入し試行を重ね、実施基準を定めたので、その説明を行いました。

5月16日の定例会では、報告7件、議案2件の説明を行いました。

報告第28号では、4月末現在における小中学校の児童生徒の不登校の状況について報告いたしました。児童生徒2人が不登校の状況でございます。

6月18日の定例会では、報告7件、議案4件の説明を行いました。

報告第36号では、今年2月に新十津川町、雨竜町の小中学生及び教職員を対象に実施した、学校給食のアンケート調査結果を報告いたしました。なお、給食は美味しい、どちらかというと美味しいと回答した人の割合は、94.4パーセントでありました。

また、議案9号及び10号の2議案につきましては、本町議会定例会に上程する議案について、内容の説明を行い議決をいただきました。

次に、3月8日開催の臨時会では、報告1件の説明を行いました。

報告第10号、平成31年度教職員人事異動内示について、報告をいたしました。

次に、6月1日現在の児童生徒数でございますが、小学校は299人、中学校は162人、合計461人の在籍であります。合計で前年度対比16人減少しています。

小学校についてですが、新入学児童に対し、ライオンズクラブから文房具を、安全安心推進協会から防犯ブザーを、さらには、この他ここに記載の団体、個人からの心温まるご恵贈の品を3月28日に一括して教育委員会から学校にお届けいたしました。

6月1日でございますが、運動会が行われました。午前中は時折風が強く、午後からは天候が崩れる予定でありましたが、すべてのプログラムを予定どおり行い、児童は練習の成果を発揮し最後まで頑張りました。議長はじめ議員各位にご来校賜わり、声援いただきましたことに対し、私の立場からお礼を申し上げます。

また、6月18日には、先ほど町長の町政報告でもありましたが、農高実習田で小学生全校児童、高校生によるロボットトラクター、ラジコン草刈機の見学会を行いました。教育委員並びに教育振興会の教職員も一緒に見学をいたしました。

次に、中学校でございますが、今年度第1回目の放課後学習サポートを4月15日に行い、29人の生徒が参加いたしました。

また、5月8日から10日までの間、中学3年生が震災学習を兼ねて岩手県大槌町へ修学旅行で訪問いたしました。ワークショップや被災者への献花と千羽鶴を捧げ、地域の方との交流を行いました。

また、ここに記載されておりませんが、5月22日、23日の両日、母村十津川中学校の3年生24人と校長、教職員5人の計29人が修学旅行で来町されました。昨年は、9月に来町予定でありましたが、胆振東部地震の発生により安全面を考慮して、中止となりましたので2年ぶりの来町となります。秋の時期は天候等も安定せず、また、3年生は高校入試もあることから、今年から5月に実施することになりました。

本町での滞在時間は短かった訳ではありますが、武道場、JR札沼線の到着模様、菊水公園や開拓記念館を見学し、中学校で同級生の3年生と両村町の紹介など交流を行いました。

6月7日ですが、体育大会が行われました。個人種目の記録は更新されませんでした。

団体種目の心を繋いでで、2年A組が大会記録を更新いたしました。

次に順不同となりましたが、4月5日に小中学校入学式が行われ、小学1年生は前年対比1人減の44人が、中学1年生は前年対比4人増の59人が入学いたしました。

次に、全国学力、学習状況調査ですが、4月18日に小学6年生、中学3年生を対象に行いました。小学生は、国語と算数、中学生は国語、数学、に加え今年度から英語が追加となりました。なお、英語につきましては、聞くこと、読むこと、書くこと、話すことについて調査いたしました。

次に、今年度の小学校特別クラブの加入状況であります。4月15日に結成式が行われ、少年少女合唱団16人、獅子神楽18人、スクールバンド45人となり、3年生以上の希望者をもって活動が開始されております。

4ページをお開き願います。

次に、中学校の部活動の加入状況であります。表のとおりとなっており、全生徒の80.8パーセントに当たる131人が部活動に加入しております。前年度と比較し部員の増減が著しかった部といたしましては、野球部員17人と前年対比7人増加し、吹奏楽部28人と4人前年対比増加いたしました。一方、減少が著しかったのは、剣道部8人ということで前年対比7人の減となっております。7月に行われる北空知大会、全空知大会に向けて、現在一生懸命練習に励んでおります。

次に、教育関係団体の役員の構成でございますが、4月23日にPTA連合会の総会が行われ、会長には新中PTA会長の西川雅浩氏が選任されました。その他の教育関係団体の役員構成については、お目通しをいただきたいと思います。

学校教育関係であります。5ページに移りまして、今年も5月28日に文京区、中央区の皆さん、新十津川農業高校の生徒やボランティア団体の方により道道学園新十津川停車場線と西2線の植樹柵に、マリーゴールドやサルビアの花を植えていただき、児童、生徒が毎日通る通学路の環境整備していただきました。

次に、農業高校の関係でございますが、今年度は36人が入学し、そのうち新中からは9人が進学いたしました。

また、4月23日には、深川市で公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催されました。空知北学区の内容につきましては以前も報告いたしましたが、少子化に伴い受験者が減少し、令和2年度は深川東高商業学科が現在の2学級から1学級減の1学級へ、また、令和3年度は、滝川高校普通科が現在の5学級から1学級減の4学級となります。また、令和4年度には、学区内で再編も含めた1から2学級減の調整が必要とされています。

なお、今後におきましては7月12日に2回目の検討協議会が滝川市で開催され、9月に配置計画が公表される予定でございます。

給食センター関係ですが、5月24日に初めての試みとして、雨竜町特産ホワイトアスパラを学校給食で提供し、子供達は旬の味覚を堪能いたしました。

次に社会教育関係でございますが、5月18日にとっぷ子どもゆめクラブの発会式が行われ今年度は96人が会員となりました。会員は年毎に増加傾向にございまして、全校児童の3人に一人が入会している状況にございます。自然体験など年間15回の行事を計画してございまして、今週の29日にはピンネシリ登山が予定されてございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

青少年健全育成のつどいが町民会議とPTA連合会共催により開催され、作文発表では、中学生の部で最優秀賞に輝いた村本美咲さんが、来る7月18日に雨竜町で開催される少年の主張空知大会に、また、意見発表をされた農業高校3年の大谷美唯菜さんは、7月2日、3日の両日、同校で開催される北北海道学校農業クラブ連盟意見発表大会にそれぞれ出場されます。次の大会に繋がる素晴らしい発表になることを期待してございます。

次にシニアリーダー会ですが、新規会員が6人入会し、昨年より2人多い12人で活動を行なっております。

次に7ページでございますが、体育協会でございますが、3月27日に体育協会の表彰式が行われ、中体連全国大会でベスト16となった新中男子剣道部、中体連全道大会で3位になった新中女子剣道部に奨励賞が贈呈されました。

少年団大会成績の関係でございますが、8ページに移りまして、バドミントンでございますが4月21日に滝川市で開催された第20回北海道小学生ABCバドミントン大会北空知地区予選会で新小2年の賀川美唯さんが2位、4年、池田一葉さんが3位、5年、賀川柚音さんが4位となり、6月15日、16日の両日、釧路市で開催された北北海道予選会に出場いたしました。

また、ピアノですが、3月24日に札幌市で開催された第28回グレンツェンピアノコンクール北海道地区大会に出場した新小4年の佐藤凜さんが銀賞となり、6月22日から東京都で開催されました全国大会に出場いたしました。

次に生涯スポーツ推進事業でございますが、5月18日と25日の両日、新小グラウンドで計60人を定員として、岩見沢陸上クラブ、前田知咲氏による走り方教室を行い、子ども達は運動会前に走り方の基本を教わりました。

ふるさと公園屋外体育施設は4月27日に、開拓記念館、アートの森、温水プールは5月1日にそれぞれオープンいたしました。

平成30年度の社会教育施設利用状況でございますが、開拓記念館は、NHK新十津川物語の再放送などの反響により2,365人で、前年度より1,115人増加いたしました。また、ピルネスタジアムは、7,436人で前年対比5,474人減少しております。これは、平成29年度におきましてはプロ野球イースタンリーグ公式戦日本ハムファーターズ対読売ジャイアンツ戦が行われたため利用者が増加しており、30年度は例年並みの利用人数となっております。

10ページをお開き願います。

図書館関係でございますが、平成30年度の利用状況は、貸出し冊数8万4,678冊で、前年同期比較4,783冊の減少、貸出人数1万7,046人で前年同期比較568人減少している状況であります。また、児童の貸出人数は、6,617人で、前年対比191人増加しております。

次に特別事業でございますが、5月21日は絵本ふれあい事業セカンドということで、ゆめりあにおきまして2歳6か月の幼児の親子を対象に3組に絵本を贈呈し、翌日の5月22日は、3、4か月児の健康相談に合わせて6組の幼児に幼児用絵本とバックをそれぞれプレゼントし、家庭での読書習慣を奨励いたしました。

その他であります。5月9日から3日間に分けまして、初めての試みとして農業高校2年生5人が図書館で子供達に本の読み聞かせ体験を行いました。

また、5月31日には図書館前の町道の花壇に文京悠遊老人クラブ会員18人の出役により

ましてボランティア花植えをしていただきました。

以上申し上げまして、平成31年度第1回定例会以降の教育行政報告といたします。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、日程を変更いたします。

日程第7、町政執行方針、日程第8、教育行政執行方針を繰下げ、午後1時から行うこととし、日程第7として、請願第1号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願を、日程第8として、報告第1号、平成30年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを、日程第9として、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを上程いたします。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（笹木正文君） それでは日程第7、請願第1号、日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る請願を議題といたします。

紹介議員であります井向一徳君より内容の説明を求めます。

1番、井向一徳君。

〔1番 井向一徳君登壇〕

○1番（井向一徳君）

〔説明の記載省略〕

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

本件につきましては、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎報告第1号の上程、報告及び説明

○議長（笹木正文君） 日程第8、報告第1号、平成30年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました報告第1号、平成30年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告するものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました報告第1号、平成30年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、本年の第1回定例会において繰越明許費の議決を頂いたもので、令和元年度に全額繰り越しの措置を行いましたので、報告させていただくものでございます。

議案、3ページをご覧ください。

8款土木費、3項河川費、河川維持管理事業、金額、翌年度繰越額ともに2,100万円、未収入特定財源は国道支出金で1,100万円、一般財源1,000万円でございます。

内容でございますが、工事は、大和北10号排水路改修工事で、国の農業水路等長寿命化防災減災事業補助金を充当しての施工を予定しておりますが、補助金の採択が昨年11月となり、年度内の施工が出来ない状況となったため、繰越の手続きを行ったものでございます。

以上、平成30年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、平成30年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第2号の上程、報告及び説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告をする。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは、平成30年度株式会社新十津川総合振興公社第46期事業報告書によりまして、ご報告を申し上げます。

まず報告書の1ページをご参照いただきたいと思います。

事業報告でございます。平成30年4月19日第1回取締役会、5月30日決算監査及び第2回取締役会を開催いたしまして、10月30日中間監査及び第3回取締役会、平成31年3月8日、第4回取締役会を開催したところでございます。

3月29日には、新十津川町へ400万円を寄附をさせていただきました。

続きまして2ページ、業務の執行状況をご覧いただきたいと思います。

1、特産品販売事業でございますが、特産品販売PRに努めた結果、売上高は5,690万6千円、費用4,274万2千円となり、差引き1,416万4千円の利益となっております。

(1) 特産品発送事業でございますが、全体的に、前年度対比で発送件数は減少をしております。合計で250件の減少となりました。

(2) ふるさと納税返礼品発送でございますが、振興公社発送分を記載させていただきました。合計3,094件で、昨年から308件の減少でございます。大きく減少しているものはメロン、たまねぎとなっております。ふるさと納税業務全体売上額といたしましては、2,062万8千円で、返礼品に係る部分の売上は送料を含め1,626万9千円で、昨年から132万4千円の減少となっております。町から受託しておりますふるさと納税受付業務委託料は435万9千円の売上となっております。こちら昨年と比較すると30万円程度の減少となっております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

(3) 展示販売等でございますが、計12回、町内外のイベントに出店しております。町外のイベントでは主にミニトマトや酒粕の加工品、メロンゼリーの販売をいたしました。また、十津川村、奈良県との三者協定に基づきますPRイベントにも2回参加をしております。

2の物産館事業につきましてですが、町内特産品の詰め合わせギフト販売を行い販売促進及びPRに努めたところでございます。

新十津川町のPRキャラクターとつかわこめぞーを活用したクリアマグネット、メモ帳、付箋を新たに販売いたしました。

また、廃線まで1年を切りました札沼線関連グッズとして、台紙付きの記念切手の制作販売を行いました。

また、金滴酒造の酒粕を使用した酒粕チーズカレーも新たに販売を開始いたしました。カレーにつきましては、現在、物産館のレストランメニューのトップダムカレーとしてメニュー化しております。

次に3、加工事業でございますが、売上高5,485万8千円、費用5,416万8千円となり、差引き69万円の利益となっております。昨年は67万1千円の損失となっておりますが、受託加工の値上げや、メロン果肉取加工における機械の新規導入により作業効率が上昇したことで、原価の抑制が図られ収支が改善をしたものでございます。

(1) 熊笹加工ですが、熊笹を採取する方の減少と、それから8月以降の笹が先枯れ、虫食いなど品質が悪くなりましたが、買い取り価格を値上げし、採取期間も延長したということで、前年度よりも多い採取ができ、原料購入量は151万9,500枚となりました。

次に（２）メロン果肉加工でございますが、原料購入量は約79トン、果肉出来高は約40トン、歩留まり50パーセントとなっております。原料は、前年並みを確保できましたが、春先の低温、長雨の影響で、腐れの進行が早く、歩留まり率をやや下げた要因となりました。新十津川産契約栽培メロンの入荷については、順調に推移をしてございます。

（３）ヘルシーアイス以下、（10）までについては、このような実績となっております。

本町産農産物ミニトマト関連商品につきましては、販路拡大及びPR強化のため、29年度から砂川サービスエリア上下線、それとハイウェイオアシス館でもお取り扱いをいただいているという状況でございます。

次に5ページをご参照いただきたいと思います。

4、物産館レストランでございますが、売上高883万6千円、費用720万円となり、差引き163万6千円の利益となっております。

レストラン運営につきましては、人出不足のため昨年6月からレストランのみ月曜日を定休日といたしたり、営業時間の短縮を図るなどで対応をしている状況でございます。

次に5、宿泊事業では、サンヒルズ・サライとヴィラトップの2施設がございまして、ウィークデイ料金の設定やインターネット宿泊予約の受け付け、宿泊謝恩プラン企画等を行い、特色ある運営に努め、両施設を合わせた売上は9,987万3千円、費用1億162万3千円で、差引175万円の損失となっております。

宿泊者数は8,273人、うち合宿利用者が4,967人で全体の60パーセントを占めている状況でございます。

次に6、業務受託事業でございます。こちらは物産館公衆トイレの管理業務、町指定ごみ袋の卸販売業務となっております。売上高2,866万円、費用2,561万4千円となりまして、差引304万6千円の利益となっております。費用で前年対比280万円程の増加となっておりますのは、新採用社員1名の増加によるものでございます。

次に7、受託管理事業。こちらは町からゆめりあホールの専門技術員の人件費管理を受託しておりまして、売上高、費用ともに222万6千円でございます。

7ページ、8ページに貸借対照表、損益計算書を添付してございます。各部門の状況につきましては、今ほど申し上げましたので、要点のみ申し上げます。

8ページ、一番下の表、事業別差引収益（営業利益）の表の合計欄、売上高2億5,136万1,439円、費用2億4,607万4,952円、差引利益528万6,487円となります。

8ページの上の表の中ほどに営業利益528万6,487円がございまして、この営業利益に営業外収益120万8,110円を加え、営業外費用を差し引いた649万4,597円が経常利益となります。

最下段にございますが、当期純利益は466万1,247円となります。

剰余金の処理といたしまして、9ページ一番下の剰余金の処分に関する資料を掲載してございます。

当期純利益466万1,247円を前年度繰越利益剰余金に加えた3,304万8,886円を次年度に繰越すこととしております。

次に7ページに戻っていただきたいと思います。貸借対照表をご参照願います。

特記すべき事項のみ、ご説明をいたします。

資産の部、1、流動資産、（6）保険積立金でございますが、従業員に対して会社が保

険をかけるもので、福利厚生、退職金の準備金として積立てることとしてございます。

2、固定資産につきましては、合計276万5,951円でございます。

3、投資その他資産として511万円で、内訳としましては、金滴酒造に500万円、滝川酒販協同組合10万円、北門信用金庫1万円でございます。

資産の部合計7,344万1,201円です。

次に負債でございます。負債合計2,039万2,315円で、短期借入金は4月5日に返済をしております。現在の借入金はございません。未払金はパート従業員の3月分賃金でございます。

次に純資産の部、1、資本金2,000万円で、9ページ一番上の株主資本に掲載してございますが、新株1,000万円を発行してございます。

戻っていただいて、2、利益剰余金は、先ほどの30年度の純利益と29年度以前の繰越金を加えた3,304万8,886円でございます。

以上申し上げまして、新十津川総合振興公社第46期の事業報告とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 2ページの最初の特産品の発送事業なんです、売上の方は延びていて、要するに出荷量が軒並み減ということなんです、考えられる原因はどの辺にあるかお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林透君） それではお答え申し上げます。

特産品につきましては、全体にその時の農産品の取れ高等々に依存するところでございます。年度によって上下動があるという状況でございます。

ただし、この表にございますとおりグリーンアスパラ、ジンギスカンについては33パーセント、それからトウモロコシ87パーセント減、馬鈴薯70.6パーセント減というような状況になってございますが、量が少ないものについては、上下動の割合が非常に大きく出るような状況でございます。グリーンアスパラ、それから赤肉メロンにつきましては6.7パーセント、それから2.7パーセントの減ということで、この部分で収益等については確保させていただいているという状況でございます。

そのような状況になっているということでご説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 9番、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 損益計算書の内容についてお聞きしたいのですが、先ほど物産館レストランの方でも人材不足というお話がありましたが、恐らくこの項目でいうと、その他経費の一般管理費の中に人件費が入っているのかなというふうに思うのですが、この人件費のざっとした内訳なんです、今新十津川町の職員からも物産館の職員と

して配置されている方もいます。そういった中で、今この公社に関わっている人全員の人件費がここから支出されているのか、それとも一部、町の職員としての人件費として支出をして、それ以外の方がこちら側から人件費として支出されているのか、この辺の内容分かれば教えていただければと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林透君） それでは、ご答弁申し上げます。

人件費についてですが、ここに一般管理費として記載している中では、振興公社の社員という身分の者、臨時も含めての者の費用のみをここに記載しているという状況でございます。町からの派遣職員につきましては、すべて町の方で人件費については、支出をいただいているということでございます。

すみません。兼務をしているという職員については、町の職員という身分で町から人件費となっております。以上でございます。

補足で説明をさせていただきます。

一般管理費以外の所の販売費の部分でも、人件費については入っているというようなことでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） 5番、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

(午前11時56分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（笹木正文君） 日程第10、町政執行方針演説を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和元年度町制執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

令和元年第2回定例会の開会に当たり、町議会議員をはじめ、町民の皆さまに町政執行に対する私の所信と主要政策の一端を申し上げます。

私は、本年4月の統一地方選挙におきまして、町民の皆さまの温かいご支援を賜り、無投票により、引き続き町政の運営を担わせていただくこととなりました。

町長として1期4年間、私が願うまちづくり、私の6つの想いと新十津川町総合戦略を

策定し、町議会議員、町民の皆さまのお知恵やお力添えを頂きながら、100余名の町職員の先頭に立ち、その実現に向け、全力投球で取り組んでまいったところであります。

この度の選挙を通じて、多くの方々と意見を交わさせていただき、これからの新十津川町のまちづくりに思いを馳せますと、改めて、その重責に身の引き締まる思いでございます。

私の4年間の取組みで、成果が出ている分野がある一方、成果が出ていない分野もございます。しかしながら、着実に新しい芽が出始めていることも事実でございます。この新しい芽を順調に育て、綺麗で力強い花を咲かせ、令和という新時代を切り拓いていくため、今まで積み上げてきた多くのプロジェクトを礎に町民の皆さまの期待にお応えするべく、もっと前へもっと未来へと力戦奮闘、町政運営にまい進する覚悟でございますので、1期目同様、何卒ご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

社会情勢。

さて、30年余りの平成の時代、社会を取り巻く環境や諸情勢は大きく変化してまいりました。

政治では平成初頭に政権の枠組みが変化を続け、経済ではバブル崩壊から約20年の低迷期に突入し、近年では緩やかな回復傾向と言われてはいますが、実感として伝わっていない状況下にあります。

そのような中、人口におきましては、平成元年には我が国の合計特殊出生率が過去最低水準となり、その後も減少傾向が続き、日本総人口も平成27年には減少局面に突入しました。加えて、高齢化率は20パーセント台後半にまで上昇するなど、世界に例を見ない速度で少子高齢化が進行しております。

また、阪神淡路大震災、東日本大震災、昨年の胆振東部地震などの地震災害や台風、豪雨に起因する水害などの自然災害は甚大化、大規模化しており、安全安心対策へのニーズが非常に高まっております。

基本姿勢。

本町におきましても、平成元年4月に8,914人であった人口は、平成31年4月に6,586人となり、この30年で2,328人減少しました。

平成29年度より町民の皆さま、町議会議員にご意見を頂戴し進めてまいりました100年を見据えた役場新庁舎の建設が始まった一方、先人が身を粉にして敷設したJR札沼線は、モータリゼーションの進展により町民の利用は皆無となり、苦渋の選択ではありましたが、まちの将来を見据え、慎重審議の結果、廃線同意という結論に至るなど、大きな時代の転機を迎えております。

平成から令和に改元となった変革の時、先達の方々の並々ならぬ開拓の努力に感謝し、未来に向かって、今、成すべきことを、議会、行政、そして町民の皆さまと力を合わせ、住んでよかった、住み続けたい、そして住んでみたい、持続可能なまち新十津川町を目指し、取り組んでまいります。

重点として取り組む事項。

産業振興。

本町の基幹産業である農業は、ここ十数年に亘り担い手育成、新規就農に取り組んでまいりましたが、人口減少と相まって、人材不足が深刻な社会問題となっております。現在、

一農家平均15ヘクタールの耕作面積が20年後には倍の30ヘクタールになると推測され、担い手確保対策を継続して取り組んでまいります。

一方で家族経営を基本に少人数で営農できる仕組みを確立するため、本年度、国と農研機構のスマート農業実証プロジェクト事業の採択を受け、播種、田植えから収穫、乾燥までの一連した農作業につきまして、JAピンネを始めとした町内農業関係団体及び農機具メーカーと行政が一体となった共同組織により、農業新技術の現場実装に取り組んでまいります。

この実証プロジェクトでどれだけの負担軽減、省力化が図られるかを検証し、その最先端技術を全国自治体のトップランナーとして全道、全国へと発信するとともに、未来へ向けた持続可能な農業を創造し、町独自のICT農業機械購入助成の拡充など、必要な支援を進めてまいります。

また、人材不足は農業だけではなく、商工業にも影響が出ておりますので、商工業の人材確保対策を支援するとともに、省力化に向けた機器整備、新技術の導入といった新たな取組みのほか、次期ポイントシステムの導入に向けた支援を進めてまいります。

人口減少の抑制。

就任1年目に策定しました新十津川町総合戦略は、本町の総合計画の基本的な視点と合致させながら、人口減少の歯止め策を中心に計画策定しました。特に定住促進事業は町外からの転入に一定の成果が現れており、今後も継続して集中的に取り組まなければならない最重要課題であります。

今年が最終年度となる総合戦略は総合計画と一体的に取り組んでいくことで最大の効果が得られることから、総合計画の目標年を合わせるため、2年間戦略を延長させ、子育て支援と教育の核は継承し、KPIの目標値、事業手法などの必要な見直しを行い、人口減少の抑制に向けて取り組んでまいります。

JR札沼線廃線後のまちづくり計画。

昭和10年に全面開通したJR札沼線の歴史的な背景を尊重しつつも、50年、100年後の本町の将来像を見据え、沿線自治体とJR北海道との協議の結果、廃線日が令和2年5月7日と決定いたしました。

この廃線日決定により終着駅新十津川には、先のゴールデンウィーク期間中、約2千人が訪れ、廃線となる来年5月まで、全道、全国各地から大勢の方が来町されることが予想されます。

このことからJR北海道、観光協会、町内飲食店、駅を応援いただいている方々や地域おこし協力隊と連携しながら、2両編成車両や臨時列車の運行、駅イベントの開催など、最後の1年を日本一早い最終列車の出る新十津川駅で、日本一のおもてなしの心で出迎えるとともに、駅、そして、農特産物やまちの魅力を広く全道、全国へ発信してまいります。

また、札沼線沿線の農地は、鉄道により分断されておりますことから、今後、農業農村整備事業により、農地の大区画、基盤整備を計画的に進めてまいります。

さらに、新十津川駅周辺は本町の中心部に位置し、これからのまちづくりの重点地区に位置しますので、町民の皆さまと協議させていただきながら、駅周辺の土地利用を見直し将来のまちづくりを見据えた市街地の形成を図ってまいります。

災害対策。

昨年9月、本町から100キロメートル程の至近が震源地となった胆振東部地震では、今もなお、仮設住宅での生活を余儀なくされており、改めて心よりお見舞い申し上げます。幸い本町では、全町的な停電となったものの生活に影響を与えるような大きな被害はありませんでした。

しかしながら、昨今の地球温暖化からなる異常気象による集中豪雨や地震の発生を考慮しますと、いつ何時、本町に災害が見舞われるかわかりません。その対策として、被害を最小限に抑えるため、日ごろからの災害への備えが重要であると改めて感じたところでございます。

万が一の災害発生に備え、避難所となる公共施設には、非常用電源の配置可能な配線整備や避難備蓄品の充実、避難所受け入れマニュアルの作成などを行政区や自主防災会と連携して進めるとともに、防災情報の伝達手段である防災無線は、アナログでかつ老朽化していることから、デジタル化へと計画的に整備し、災害に強いまちづくりを一層進めてまいります。

庁舎建設。

役場新庁舎は、今年3月に発注を終え工事が始まりました。新庁舎は1階スペースにバス待合所として、休日開放スペースを設けるなど、町民の視点に立ち利用しやすい環境を創出してまいります。なお、災害発生時には防災拠点となるよう頑丈で機能性を重視するなど、笑顔あふれる未来のまちへみんなで創る100年庁舎の理念のもと、令和3年5月の供用開始を目指してまいります。

なお、供用開始までの期間、そして、供用開始後も庁舎の解体等もあり、皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

6つの政策の柱。

私は、町長2期目となる4年間で、「みんなの笑顔と故郷の未来 咲かせます 新時代」と町政運営の基本理念として掲げました。

この基本理念のもと、私はこれからのまちづくりにおける6つの基本姿勢とともに、任期中に取り組む政策として申し上げます。

1、住み良いまち。

基本姿勢の1つ目は、私たちが毎日を快適に、そして幸福感をもって暮らすことができるのは、道路、河川、上下水道、公園、交通といった生活の基盤が安定していることだと思っております。そのためにも生活基盤の充実に努め、毎日の生活が心豊かに過ごしていけるよう、町民の皆さまの協力を得ながら、美しい景観形成を図り、誰もが住みたい、住み続けたいと思える住み良いまちを目指します。

環境の保全。

十数年前から毎年実施しております町民アンケートにおいて、新十津川町の好きなところ、自慢できるところという設問に対し、調査開始当初から最も多い回答が、緑が多く、自然が豊かとお答えいただいております。このことから、今ある山、川、里などの自然を未来に伝え残していくよう環境に配慮した対策を計画的に進めてまいります。

昨年度策定しました、2019年からの15年間に亘るごみ処理基本計画に則り、ごみの減量化を町民の皆さまと進めてまいります。また、農村地区は、拠点収集としておりましたが、高齢化が進み拠点までの持ち込みが困難なことなどを考慮して、資源ごみを除く一般ごみ

について、戸別収集に向けた検討を進めてまいります。

本町は豊富な森林資源を有し、町内にはチップ工場がある優位性を活かした木質バイオマスボイラー施設をふるさと公園内に設置し、スポーツセンター、温水プール、グリーンパークしんとつかわの3施設への熱源供給を目指してまいります。

官民一体となり木質資源の循環的、効率的利用を進め、環境に配慮した本町独自の自然エネルギーの活用を進めてまいります。

生活基盤の充実。

人口減少の抑制を図り、本町への定住を促進するため、町内に住宅を購入、新築した方に助成金を交付しております定住促進事業は、平成26年度より実施し、昨年度まで205人の方が町外より転入いただいております。

今年12月末までの転居が期限となります定住促進事業は、人口減少の抑制に効果が現れておりますことから、今までの助成期間の申請者との公平性を考慮の上、切れ目のない支援としての後継事業を第3回定例会にお示しするよう執り進めてまいります。

また、ご自宅で今後も継続的に住んでいただくためのリフォーム助成は、昨年度までの190件の利用実績を検証し、次期対策を検討してまいります。

JR札沼線廃線後の駅、鉄道の跡地に係る市街地区につきましては、将来のまちづくりを見据えた都市計画用途地域の変更手続きを進め、望ましい中心市街地を形成してまいります。

交通環境の整備。

道路等の整備につきましては、平成30年度より計画的に進めております菊水団地内道路改築、西1線歩道造成や橋梁長寿命化計画に則った補修などの工事を計画的に進めるとともに、札沼線の鉄路撤去後の道路整備に向けた準備を進めるなど、快適な道路環境を整備してまいります。

道路や河川の草刈り等については、沿線住民の負担軽減に向けた取組みを進めてまいります。

冬期間の安全な道路を確保するため、車道を除雪するドーザ、歩道を確保するロータリ除雪車が老朽化しておりますので、国の助成などを受けながら計画的に更新し、町道252路線187キロメートル、歩道12キロメートルの除排雪を進めてまいります。

地域公共交通では、中央バスの運行助成をはじめ、徳富地区方面、砂川方面については、デマンド型乗合タクシーの運行により移動手段を確保しておりますが、利用者減少により、運行が立ち行かない状況になりつつあり、町民のニーズなどを勘案し、より利便性を考慮した新たな交通体系の検討を進めてまいります。

2、健やかなまち。

健康で暮らすことはすべての人の望みであり、私もそう願っている一人であります。その実現に向け、町民誰もがこの世に生を受けて生涯にわたり身体的な健康はもとより、安心して医療、介護が受けられる体制を図るとともに、すべての世代が明るく元気で充実した生活を送れる健やかなまちを目指します。

児童福祉の充実。

医療費、インフルエンザ予防接種、第3子以降の給食費、保育料、文化スポーツ施設の無料化、できっずカードの満点割増、妊婦健診の助成などの子育て支援を重点的に進めて

まいりました。今後も継続して子育て支援を進めるとともに、出産後の産婦健診について、新たに支援をしてまいります。

また、お子さんの誕生をお祝いし、十津川村産のヒノキを使った手作り椅子を贈呈しておりますが、1歳の記念に変更します。新たに十津川村産の木製おもちゃを誕生記念として贈呈し、母村から伝わる木のぬくもりを感じていただき、母村十津川村と本町の絆とともに、親と子について考えていただく機会を創出します。

働き方改革や人口減少、高齢化による生産年齢人口減少に伴い、保育を必要とする家庭が増えております。保育園は今年5月から仮設園舎を設置し、12月に増築工事が完了する予定であります。保護者、園児、地域住民の皆さまにご迷惑をお掛けしておりますが、安心して預けられる保育施設を充実してまいります。

子どもたち、そして、親子が笑顔で健やかに憩える身近な場所は、地域の公園です。老朽化した公園遊具やフェンスの更新、樹木の剪定など、子どもから大人まで安心して集え見守れる安全な公園を整備してまいります。

高齢者福祉の充実。

昨年度から、試行的に取り組んでまいりました、すまいるあっぷ事業は、身近な場所で定期的に進めることで多くの利用が見込まれることから、本年度より全行政区に拡げ、高齢者が身近な会館で、運動やサロン活動が行える環境を整え、心身の維持、向上を図ってまいります。

また、人生の最後を見据えながら、自分らしく生きる終活の浸透とともに、自分の終えんを書き記すことで、家族がご本人の意思を尊重できるとして、注目を集めておりますエンディングノートにつきまして、すまいるあっぷ事業を通じて広めてまいります。

介護を必要とする方、障がいのある方、高齢者など誰もが不安なく、安心して暮らせるよう、介護保険、障がい者福祉制度を定着化させる一方、社会福祉協議会と連携し、高齢者等の支援の核となるボランティアセンターを中心としたボランティア活動を積極的に推進してまいります。

また、2年後の令和3年度からの次期介護保険事業に向け、今年度からの2年間、空知中部広域連合の構成市町で介護保険準備基金を積み立て、介護保険料の負担軽減と介護保険事業の安定的な財政運営を図ってまいります。

健康づくりの推進。

健康づくりは、普段からの運動が大切でありますので、プッシュ型の取組みとして健診受診などの機会を捉え、日ごろ運動していない方に対してアプローチし、町民全体の健康意識の底上げを進め、運動を取り入れた健康づくりの意識向上を図ってまいります。

また、食生活の改善は、健康づくりの重要な要素でありますことから、食生活の見直しや減塩に向けた取組みを推進し、さらには、糖尿病などの生活習慣病及び重症化を予防するため、栄養指導を強化してまいります。

大病にかからないためには、病気の早期発見が大切であることから、継続して無料化、ワンコインなどの受診しやすい環境を提供するとともに、新たに胃がん、胃炎の原因の1つとも言われているピロリ菌の検査を健診項目に追加し、健診の充実及び特定検診の受診率の向上を図ってまいります。

インフルエンザ予防接種は医療機関により接種料金が異なり、戸惑う高齢者が多くおら

れたことを踏まえ、自己負担一律1千円で接種できるよう支援を拡充し、安心して予防接種が受けられる体制を整えてまいります。

さらに、風しん予防対策として、今年から3年間、緊急的に風しん抗体保有率が低い世代の男性に抗体検査と、その結果、抗体価が低い方への予防接種にかかる費用の全額を助成し、風しんのまん延を防ぐ対策を講じてまいります。

3、豊かなまち。

時代のニーズ、人口減少といった現状を踏まえ、将来の本町の農業の姿を創造し、ICTを取り入れた家族経営などの農業形態の確立と活気ある足腰の強い商工業の確立、新たな地域資源や産業の創出、そして魅力的な観光資源の整備を進め、元気あふれる豊かなまちを目指します。

農業、林業の振興。

昨年度から取り組んでおります次世代農業推進事業を拡充し、新たに農薬散布のドローンの購入費の一部助成を加え、支援を強化するとともに、その一体的な取組みとして、ICT技術によるスマート農業実証プロジェクトに取り組んでまいります。

また、良質米は土づくりからと言いますとおり、ピンネ農協では平成10年から先んじて土壌分析機を用いた土づくりを進めておりますが、機器の老朽化から土壌分析機の更新を支援してまいります。

道内一の酒米作付けは酒造会社からの需要に応え、156ヘクタールへと拡大し道内の約4割を占めております。日本酒は酒米を削り中心部分を使用し作られますが、この過程で削られ捨てられる酒米粉の利活用方法を国の研究機関との共同研究により、常温での糖化などの性質を特許出願し、本年3月に受理されたところであります。この特性を生かし、製造販売業者と連携し試験販売、商品化を進め、新十津川酒米ブランドを広く発信してまいります。

エゾシカ、アライグマによる農業被害が年々増加しております。特にアライグマについては被害報告が急増しておりますことから、北海道立総合研究機構の協力を得て、生態調査を実施するとともに、農業者を中心に捕獲協力をしていただくなど、効果的な防除方法を構築してまいります。なお、本町だけの駆除では地域に限られますので、道をはじめ周辺市町に働きかけ、圏域連携による生息数の抑制に努めてまいります。

本年度より国から譲与されます森林環境譲与税を財源として、森林の整備や木質バイオマスボイラー導入による木材の利用などの促進策について、そらち森林組合と連携し適正な森林の管理が図られるよう執り進めてまいります。

商工業の振興。

中小企業の人材不足が深刻な問題となっておりますことから、中小企業応援制度を拡充し、都市部や外国などからの人材の採用活動、広告費の助成などの人材確保に向けた取組みを支援するとともに、商工業の拠点となる商工会館の修繕に係る費用の一部を支援してまいります。

商工業におきましては、店舗の新築、改造や、新規事業への投資、生産性、集客力の向上、販路拡大など意欲をもって取り組んでいただくよう継続して支援するとともに、町内消費拡大に一定の効果が認められている、とくとっぷカードの機器の老朽化に伴う次期ポイントシステムの導入に対し計画的に支援をしてまいります。

母村十津川村及び奈良県との三者協定の締結から2年が経過し、母村、奈良県とのつながりについて、少しずつ認知度が高まっており、継続して特産品の宣伝販売、観光情報の発信を相互に進めるとともに、新たに互産互消の取組みなど、友好、交流を深化させてまいります。

観光の振興。

札沼線廃線が残り1年を切り、この機を逃すことなく、千載一遇のチャンスとして魅力的なイベントの開催、マスメディアの活用など、本町のPR、認知度を高め、有終の美を飾るべく工夫を凝らし取り組んでまいります。

新十津川町の名を全国に発信していくため、昨年11月に、十津川警部シリーズの著者で、平成28年には新十津川駅を舞台とした作品が執筆され、母村十津川村の観光大使でおられます西村京太郎氏にまちの応援大使第1号、そして、本年5月には、徳富区のかぜのびをアトリエとして、JRタワーなどのデザインや金属彫刻作品を手掛ける芸術家五十嵐威暢氏を応援大使第2号として就任いただきました。今後も、本町に縁があり、まちの良さを広めていただける方に、応援大使に就任いただくよう進めてまいります。

昨年から検討を進めてまいりましたふるさと公園の再整備は、今年3月にゾーニングなどの再整備基本計画を策定し、今後は遊具等の詳細について、町民の皆さまと話し合いながら、ファミリー層の集客が見込める魅力的な公園を目指し、取り組んでまいります。

4、安心なまち。

豪雨、暴風、地震など自然の猛威に対する十分な備え、被害を最小限に抑えるためのハード整備、そして自主防災会と連携したソフト面の充実など、災害に対する備えを万全に期すとともに、防犯、防火、交通安全対策を関係機関と連携強化し、安全で穏やかに暮らすことのできる、安心なまちを目指します。

防災体制の充実。

近年、台風、豪雨により河川、排水路から雨水がいつ水し、農地被害の発生や、民家に浸水被害が及ぶ可能性が高くなっていることから、国に要望していた河川中洲の埋塞土砂上げを砂利採取業者により実施していただくほか、内水排除施設のポンプ、発電機の更新など計画的に進めてまいります。

昨年9月の胆振東部地震では、数日に及ぶ道内全域が停電となり、本町では1次避難所である行政区会館において、自主防災会が中心に発電機を使い、避難者の受け入れが行われました。しかしながら、長期化、冬期間の災害を思慮しますと、2次避難所での受け入れ態勢の整備が急務であると実感したところであります。この教訓から、新たにスポーツセンター、小中学校体育館などに発電機から受電可能な配線設備を整えてまいります。また、医療、福祉施設と協定を結び、確保しております福祉避難所につきましても、非常用電源整備を促進するため、費用の一部助成についての独自制度を構築してまいります。

1次避難所である行政区会館は、地域住民がもっとも身近で、最初に受け入れる避難所となることから、自主防災会と連携し、必要な備蓄資機材の整備、避難所運営マニュアルの作成を進めてまいります。

さらに、新庁舎建設に併せ防災無線の更新を進めるほか、北海道管理の中小河川などに水位計が新設され、河川水位などが細かに把握が可能となったことから、迅速かつ円滑に防災行動を取るため、時系列に整理する防災タイムラインを定め、災害時の初動対応がス

ムーズに図れる体制を構築してまいります。

全国各地での被災地対応の検証において、災害時のボランティアを受け入れる体制が問題視されておりますことから、その担い手として期待されます社会福祉協議会と協議を進め、災害時のボランティアセンターの体制を整えてまいります。

防犯・交通安全。

通学路となっている道道学園新十津川停車場線の歩道が暗いことから、新たに防犯灯を設置し、安全で安心な歩行環境を整備してまいります。

また、交通事故死ゼロは、5月末で580日を迎えました。このことは、交通安全関係組織をはじめ、行政区などの町民ぐるみの交通事故撲滅への取り組みが功を奏しているものであり、更に意識向上を図ってまいります。しかしながら、道路は地理感のない町外の方も利用されますことから、痛ましい事故が発生することも現実としてあります。

そのため、警察署と連携し、特に事故等が起こりやすく注意が必要な場所への赤色回転灯を整備するとともに、50周年を迎える交通安全指導員会と共同で花月検問所に啓発看板を設置し、痛ましい事故を起こさせないを目標に注意喚起を図ってまいります。

5、学びのまち。

いつの時代も子は宝であり、未来を創るのも子どもたちでございます。

学校、家庭、地域、行政が連携し、未来を担う子どもたちが、明るく元気に育ち、心身ともに逞しく生き抜く力を身に付けることができる環境を提供するとともに、私たち大人も生涯に亘り探求心をもって、学び続けられる環境を創出する学びのまちを目指します。

教育行政は、総合教育会議を中心に私と教育委員会が連携し、教育、文化、スポーツの振興と充実を図ってまいります。

なお、取り組む政策につきましては、教育長からの教育行政執行方針で説明がございませぬので、私からは控えさせていただきます。

6、共に歩むまち。

まちづくりは行政だけが進めても、決して皆さまが考えるまちづくりには成り得ません。わたしたち行政が持つ情報、町民皆さまが持つ情報を、より一層共有して意見交換しながら、町政運営を進めてまいります。また、まちづくりの基本である地域活動、町民活動の支援を進めるとともに、持続可能で在り続けるべく、社会情勢の変化や景気動向を敏感に捉え、国の動向を注視しつつ健全な行財政運営を図り、町民の皆さまと、共に歩むまちを進めてまいります。

地域コミュニティー。

老人クラブ、女性の会、子ども会がそれぞれの行政区において、互いに協力し、活動が進められておりますが、人口減少に伴う会員の減少傾向にあることから、連合組織が地域組織と連携し、会の活性化が図られるよう新たな支援策を講じ、地域コミュニティーの推進を図ってまいります。

健全財政。

令和3年度をもって新十津川町総合計画は最終年度となりますことから、その後の10か年のまちづくりの基本方針である次期総合計画を町議会議員、団体、町民の皆さまとともに、健全財政を維持した中で、より良い計画となるよう準備を進めてまいります。

新庁舎建設にあたっては、建設費用が今後の町財政を圧迫することがないように、計画的

に基金を積み立ててまいりましたが、引き続き有利な起債や地中熱ヒートポンプ導入に対して国の助成を受けるなど、一般財源の抑制を図ってまいります。

また、長年に渡り、施設の利活用を検討してきました旧大和小学校につきまして、建物が老朽化し地域の景観も損なわれているということ踏まえ、地元と協議した結果、解体することでご理解をいただきましたので、本年度中に解体してまいります。

開町130年。

来年度、開町130年の節目の年を迎えることから、先人たちが残した歴史と想いを振り返り、140年、150年と積み重ねていくため、町民の皆さまとともに、記憶に残るような130周年記念事業を本年度より計画していくとともに、開町100年以降の史実を編纂し、まちの歴史を未来に伝え残す取組みを進めてまいります。

おわりに。

以上、私の町政執行に挑む、6つの基本姿勢とともに、本年度の政策を中心に述べさせていただきます。

本町は類い稀な歴史で開墾、入植された歴史から始まり、昨今では本町に魅力を感じ移住された方もおり、今や様々な地域の出身者が生活し、まちが形成されております。

本質的なものを忘れない中にも、新しい変化を取り入れていくことを指す、不易流行という江戸時代の俳諧師松尾芭蕉の言葉がございます。

これからの我が町、新十津川町は、母村十津川村から引き継がれる先人の方々の思いを決して忘れることなく、新たなものを取り入れる不易流行の精神で、時代に即応した持続可能なまちづくりを目指し、人々が美しく心を寄せあい、文化が生まれ育つ、令和の新しい新十津川物語を紡いでいく決意でございます。

町議会議員並びに町民の皆さまには一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、町政執行の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

○議長（笹木正文君） 日程第11、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 議長のお許しをいただきましたので、令和元年第2回町議会定例会の開会に当たり、新十津川町教育委員会が所掌する行政執行方針と主要な施策について申し上げます。

今日、知識、情報、技術をめぐる社会の変化が加速し、革新的な技術の成長期を迎え、近い将来、労働環境は大きく変革すると予測されております。未来を担う子どもたちには、こうした社会の変化に向き合いながら、自らの可能性を發揮し、未来を切り拓く力を身に付けていくことが求められています。

教育委員会においては、新十津川町第5次総合計画及び教育の振興に関する施策の大綱を基本とし、さらには、この度の統一地方選挙で2期目の町政を執行する熊田町長が重点政策に掲げる、子どもたちをはじめすべての町民が生涯に亘り主体的に学ぶ、みんなでつくる学びのまちを推進してまいります。

主要政策の学校教育の充実と社会教育の充実に分けて申し上げます。

学校教育の充実であります。子どもたちは予測できない社会の変化に主体的に関わり合いながら、自分の可能性を發揮し、これからの時代をたくましく生き抜く力を身につけることが重要です。

小学校は、町内の4小学校が統合し昨年開校10周年を迎え、今年度は新たなスタートの年となります。また、中学校においては開校後、半世紀となる50年を迎えました。

こうした輝かしい学校史を顧みながら、子どもたちが自ら進んで学び、相手を思いやり、健康でたくましく育つ中で、ふるさと新十津川を愛し夢と希望の持てる教育を推進してまいります。

第1点目は、新学習指導要領に向けた円滑な移行であります。

新学習指導要領による授業が、小学校は令和2年度、中学校では令和3年度にそれぞれ実施されることから、スムーズな移行準備を進めてまいります。特に、外国語教育につきましては、小学校で3年生から6年生まで年間35時間の授業時数が増えることから、今年度、外国語指導助手を1名から2名に増員し、合わせて1、2年生の低学年にも楽しくわかりやすい学習環境をつくりまします。

また、中学校においては、英検の検定料を全額助成し、生徒が目標を定め意欲を持って取り組む環境をサポートし、国際感覚を培う教育活動を推進してまいります。

第2点目は、確かな学力の育成であります。

昨年実施された全国学力・学習状況調査では、長年に亘り、地道に学習状況を適切に把握、分析し、チームティーチング、少人数、習熟度別などの授業改善に取り組み、小、中学校における義務教育9年間を通じた連携、接続の成果が表れ、小、中学校ともにすべての教科で初めて全道、全国平均を上回る結果となりました。

今後においても、継続して基礎学力が定着するよう校内研修、教育振興会による小、中学校合同研修、プログラミングなどの専門研修を奨励し教職員のスキルアップを図るとともに、教員加配制度や退職教員外部人材活用事業、さらには、町費の学習支援サポーターや学力向上推進講師を適切に配置し、一人一人に寄り添った学習環境を整え、主体的、対話的で深い学びを推進し、子どもたちが自ら学び、わかる喜びを感じられる授業づくりを進めます。

第3点目は、特別支援教育の充実であります。

特別支援教育につきましては、インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のある子どものニーズを学校全体で共有し、担任の教職員の専門性を生かすとともに、町費の支援員を配置し支援体制と学習環境の充実に努めます。

また、小、中学校、保健福祉課、教育委員会で構成する特別支援教育連携協議会で、個々の状況に応じた教育支援のための協議を進めてまいります。

第4点目は、ふるさと教育・キャリア教育の推進であります。

十津川郷における水禍を契機として誕生した類いまれな開拓の歴史と、現在の暮らしを理解するため小学5年生と中学1年生の希望者を対象とした母村訪問交流事業と実施するとともに、母村からは修学旅行で来町する中学3年生と、新中の3年生が合唱などで交流し、絆を深めるふるさと教育を実施いたします。

また、子どもたちが暮らしの中で、産業、文化などを学びながら、地域の中で生きてい

ることを感じるキャリア教育として、小学校では、来年5月で廃線となるJR札沼線に全学年で体験乗車学習を行うとともに、本町の基幹産業である農業の田植え、稲刈り体験や、無人運転によるロボットトラクターなどの先端技術を駆使したスマート農業見学会を、新十津川農業高校と連携し同校の実習田で行います。また、中学校では、特産品や町の紹介を札幌市において行い、さらに、職場体験などを通して仕事や環境への関心を持ち、夢や希望を持つキャリア教育に取り組みます。

第5点目は、豊かな心の育成であります。

子どもたちが健やかに成長するためには、相手を思いやることのできる優しい気持ちを備えた豊かな心を育むことが大切です。

昨年度の小学校に続き、今年度は中学校において、教科として特別の教科、道徳の授業が始まります。自分とは異なる意見と真摯に向き合い議論することを通して、物事を多面的、多角的に考える道徳教育の充実を図ってまいります。

また、創造的で個性豊かな価値観を培うため、小、中学校ともに雨竜町と合同による芸術鑑賞授業を実施いたします。

いじめは、誤解など些細なことから発展していきます。子どものサインを見逃すことなく適確に捉え、未然防止に努めるとともに、不登校や虐待と合わせ、小、中学校に設置するいじめ相談窓口のいじめ防止対策委員会と、スクールカウンセラーが連携を図りながら防止に努めてまいります。

また、小、中、高の児童会や生徒会が主体的に開催する仲間づくり子ども会議を開催し、いじめのない学校づくりを町内の学校で一貫して取り組んでまいります。

第6点目は、健やかでたくましい心身の育成であります。

昨年実施した全国体力、運動能力、運動習慣等調査では、小、中学校ともに、多くの項目で全道、全国平均を上回る結果となりました。

調査結果を分析するとともに、調査学年以外の学年も調査を行い、本町の子どもたちの傾向を的確に捉え授業の改善に努めてまいります。

また、体育の授業に北海道日本ハムファイターズのトレーナーを招聘し、運動習慣の定着と改善を進めます。

学校給食においては、3年前から調理等業務を専門的なノウハウを有する業者委託により運営していましたが、契約期間の満了により今年度からは、5年間の長期委託契約とし、引き続き業者委託により運営いたします。

地場産品を学校給食に生きた教材として活用し、利用率の向上に努めるとともに、栄養教諭を中心に食事の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食習慣づくりを進めてまいります。

また、老朽化した消毒保管庫制御ユニットの取替修繕を行い調理場の衛生管理の徹底を図り、安全で安心した給食の提供に努めてまいります。

給食費につきましては、今年度も、小、中学生の主食費分の助成を行うとともに、第3子以降は全額無料といたします。

第7点目は、信頼される学校づくりの推進であります。

地域の特色や創意工夫を生かした学校づくりを進めるため、昨年度設立した学校運営協議会を小、中学校と地域が一体となり運営してまいります。

今年度は、学校を支援するため協議会の中に学習、地域、環境の3部会を設立し、部会活動を行うとともに広報にも努め、町民に理解される組織となるよう取り組んでまいります。

子どもたちが安全で健やかに学べる環境づくりを進めるため、旧文京区自治会館の解体に併せ小学校敷地の有効的な土地利用を図るため、駐車場の設置や老朽化した遊具の更新を行い、更に通学路の登下校の安全性を確保するため、バスレーンの拡張を含めた実施設計を行います。

また、中型スクールバスを更新し安全な運行に努めてまいります。

小学校の施設整備については、高圧受電施設、ボイラー、体育館放送設備の修繕と除雪機を購入いたします。また、中学校においても、高圧受電施設、電話設備の修繕と印刷機、給食配膳台の更新を行います。

学校におけるICT環境の整備計画に基づき、小中学校の教職員の校務用パソコンの更新に合わせて、校務支援システムを導入し、事務負担の軽減を図ります。また、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細やかな指導体制の充実を図ります。

第8点目は、小、中、高の連携教育の充実であります。

小、中学校が連携し、学習の手引きや授業スタイルの統一を図るとともに小学校から中学校への緩やかな接続ができるよう中学校教員の乗り入れ授業を行います。

また、小学校と新十津川農業高校による食育授業をはじめ、小、中、高の地域に根差した連携強化や情報交換を図るため、今年度から農高校長も加わっての定例校長会を開始いたします。

第9点目は、働き方改革の推進であります。

教職員が健康で生きがいとやりがいを持って勤務できる環境を整え、子どもたちに効率的な教育活動を行うため、昨年度策定した働き方改革推進計画に基づき、働き方改革を進めてまいります。また、改革目標に対する検証を行い、学校経営指導に努めてまいります。

第10点目は、家庭教育力の向上であります。

昨年度実施した全国学力・学習状況調査結果によると、小、中学校ともに計画的な学習への取組みが低い傾向にありました。

これは、生活習慣や家庭学習の習慣が定着していないことが一因でありますので、小学6年生を対象に通学合宿を行い、早寝、早起き、朝ごはんの規則正しい習慣が身に付くよう取り組んでまいります。合わせて空知教育局が主催する空知親学セミナーを開催し、保護者が子どもと一緒に取り組む必要性を学ぶ機会といたします。

また、中学校においては、部活動休養日に放課後学習サポートを行い、自学自習習慣の定着を進めてまいります。

さらに、夏休みや冬休みの長期休業中はやまびこを開催し、規則正しい学習習慣と生活習慣を身につけ、学校で習得したことを確実に定着させるとともに、学ぶ喜びを感じることができるよう取り組んでまいります。

11点目は、就園、就学の援助、支援であります。

幼児期から子どもたちが健やかに安心して教育が受けられるよう、幼稚園の入園、保育料の助成や小中学校の就学援助を行うとともに、第3子以降の幼稚園保育料の無料化、高校などの遠距離通学費の助成、大学等の育英奨学金の無利子貸し付けなどの支援を継続し

て行ってまいります。

12点目は、農業高校への支援であります。

新十津川農業高等学校は、全国で唯一、農業、生活科を設置する学校として、昨年創立70周年の節目を迎えました。

少人数学校の特色を生かし、生徒の個性や能力を生かす教育が推進されており、農業クラブ等が参加する各種大会、資格取得、遠距離通学者への定期券購入等の助成を行い、生徒の伸長と魅力ある学校づくりを支援してまいります。

次に、社会教育の充実であります。

近年、価値観やライフスタイルが変化する時代となりましたが、いつの時代にあっても、まちづくりは人づくりを基本とし、第7期新十津川町社会教育実施計画に基づき、施策を推進してまいります。

1点目は、青少年の健全育成の推進であります。

未来を担う青少年が夢や目標を抱き、地域の団体や行事への参加など貴重な体験を通して、心と体の健やかな発達と正義感や倫理観を熟成させることは極めて重要であります。

本町におきましては、子ども会、シニアリーダー会、青年協議会などがその役割を担い、特色ある活動を行なっていますが、少子化などにより会員数が減少傾向にある現状にあります。とりわけ、子ども会については、減少傾向が顕著な状況にあることから、魅力ある活動を促進し会員増加が図られるよう、子ども会育成者連絡協議会の親子がふれあう事業を支援してまいります。

また、学校、家庭、地域、青少年健全育成町民会議をはじめ各団体と協力しながら子どもたちを育成してまいります。

また、女性団体連絡協議会についても会員が減少しており、視察研修や懇談など単位女連協独自の活動を支援するとともに、今年度は創立70周年の年に当たり記念誌の作成について助成を行います。

2点目は、読書活動の推進であります。

子どもたちが楽しく図書館を利用し本を借りたくなる取組みとして、平成29年度に導入いたしました読書通帳は、前年度末の2年間で21人が満点表彰されるなど、読書習慣の定着が表れています。図書館司書による学校図書館への巡回や本の読み聞かせを通して、図書担当教諭及び学校図書館司書との連携を図り学校図書館と町立図書館の接続を深めてまいります。

今年度で第2期子ども読書推進計画の期間が終了することから、住民アンケートなどを通してこれまでの成果と課題を検証し、令和2年度から5か年間の新十津川町子ども読書活動推進計画第3期を策定し、子どもの読書環境の整備と読書活動を推進してまいります。

また、総進地区で小さな丸太小屋で厳しい自然と共生し、自給自足の生活を営みながらエスキースに親しんだ故井上弁造氏を14年に亘り取材した写真家、奥山淳志氏によるトークショーと作品展を開催いたします。

開拓記念館は、昨年度NHKの新十津川物語の再放送が行われ、さらには、札沼線の廃止が決定したことと相まって、例年の倍増となる2,365人の来館がありました。今年度は、開館期間中は休日を設けず運営し、来館者に本町の開拓の歴史を紹介します。また、来館者がわかりやすいよう国道沿いに案内看板を設置いたします。

3点目は、芸術文化活動の推進であります。

豊かな心を育む環境を整えることはとても大切であり、文化協会や音楽協会の協力をいただきながら、優れた芸術や伝統文化に触れる機会を提供してまいります。

また、道民芸術祭兼空知管内郷土芸術祭が本町で開催されることから、空知管内の特色ある芸術の発表機会を通して、文化の交流に努めます。

また、本町の郷土芸能を子ども達に普及伝承するため地道な活動を行っている、獅子神楽保存会、おどり保存会、徳富太鼓会などの文化団体を支援してまいります。

4点目は、スポーツ活動の推進であります。

ふるさと公園のスポーツセンターを始めとする体育施設は、指定管理者の体育協会により適正な運営と良好な維持管理を行ってまいります。また、同協会が設立50周年を迎えることから、記念行事等を支援するとともに、この機会にスポーツや健康の大切さを考える機会として、トップアスリートの元プロ野球選手森本稀哲氏による講演会と北海道日本ハムファイターズによるスポーツキャラバンを開催し、スポーツの振興と健康づくりを推進してまいります。

また、同協会のスポーツクラブでは、年齢や体力に応じて手軽に楽しめるニュースポーツやフィットネス教室などの催しが参加者から好評を得ておりますので、これらの事業を支援するとともに地域おこし協力隊のスポーツ活性化支援員を中心にスラックラインなど新種目の普及に努めてまいります。

スポーツセンターは、館内のすべての電球をLED照明に更新し、省エネによる環境負荷の軽減を図ります。また、災害避難所としての機能を充実させるため、外部電源を取り込むための改修を進めます。このほか温水プールの外壁、パークゴルフ場の暗渠排水修繕やスキー場の自動販売機の更新など、各体育施設についても利用者に安全に利用していただくため、計画的な整備を進めます。

社会教育施設の整備では、農村環境改善センターの高圧ケーブルを修繕し利用者の安全に努めるとともに、分煙を進めるためゆめりあ利用者と共用する屋外喫煙場を設置いたします。

結びに。

元号が平成から令和となりました。令和の時代は、歴史と香り高き文化、四季折々の美しい自然、こうした国をしっかりと次の時代へ引き継いでいくことが大切とされております。

このことは、私たちの郷土にとりましても同じであり、新十津川町教育目標に掲げる先人の偉業を受けつぎ、未来をみつめ豊かな文化を創造し、郷土や社会の発展に限りない愛情をもつ人づくりの役割は極めて大きく、身の引き締まる思いであります。

これからも、学校、家庭、地域、行政はもとより、関係機関、団体と密接に連携を図り、本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。

町議会の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和元年度の教育行政執行方針といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

（午後2時06分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 2 時 20 分）

◎報告第 3 号の上程、報告

○議長（笹木正文君） 日程第12、報告第 3 号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました報告第 3 号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、ただ今上程いただきました報告第 3 号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告を申し上げます。お手元の平成30年度第 7 期事業報告書並びに決算報告書に基づき、ご説明いたします。

なお、報告書には 1 ページに記載のとおり、令和元年 5 月 20 日に理事会の決議、5 月 23 日に評議員会の承認を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

初めに、第 7 期の事業報告でございます。2 ページをお開きください。

1 の農地利用集積円滑化事業の平成30年度農地賃貸借実績を一覧表にて記載させていただいております。

昨年は、賃貸借契約が 8 件成立しまして、賃貸借面積は表の下段のとおり、田で 18 万 5,201 平米、水田認定面積で 1,808 アールの実績となっております。

2 番の農地中間管理事業では、平成30年度中の実績としまして、学園地区、宮前地区においてそれぞれ 1 件で、賃貸借面積は、田で 4 万 7,543 平米、水田認定面積で 426 アールでございます。

3 の多様な担い手の育成支援事業では、婚活事業を札幌市において 6 月、8 月、11 月の計 3 回開催し、それぞれ 3 組、2 組、2 組のカップルが成立したとお聞きしております。

農業次世代人材投資事業については、経営開始型の 2 名については、今年就農 2 年目となっております。平成29年度から普及センターや農協、農業委員会、ピンネ農業公社で結成しましたサポートチームによって様々なアドバイスを行える体制を整えましたので、1 戸の農家におきましては営農が軌道に乗ったともお聞きしております。

新規就農支援につきましては、2 名の方が農業後継者として認定を受けております。

また、スマート農業の推進については、先進地の視察やドローンの操作資格取得費助成を行い、21名の方に助成を行ってまいりました。

4の中山間地域等直接支払交付金事業では、昨年に引き続き、町内10集落のうち6集落の事務の受託を行ってございます。

5の農作業人材マッチング事業は、労働需要が多くなる5月と翌年の3月に向けて新聞チラシ2,200部を町内に配布した他、ホームページや広報に掲載してまいりました。30年度は8人の農業者の方から、延べ作業登録件数として14件の申し込みがあったところでございます。

次に、4ページ、5ページ、6ページの月別の事業経過につきましては、後程お目直しをお願いしたいと思います。

続きまして、第7期の決算報告書をご説明申し上げます。報告書の8ページをお開きください。

まず初めに貸借対照表でございますが、平成30年度は、預金や固定資産の資産合計で762万923円となっております。

今回、固定資産が増えておりますが、内訳として、建物及び構築物では車庫の新設とその車庫の布基礎部分が資産として増えたものでございます。また、建物付属施設では、しいたけハウスの電気設備が増えたものでございます。

対します、負債の部では、未払い金や未払法人税等で71万6,996円。未払費用61万1,766円の主な内訳としましては、4月に支払うべく複写機使用料、燃料費、社会保険料や職員給与などがございます。

3番の基金や利益を表す正味財産の合計は690万3,927円となっております、負債及び正味財産のを合わせますと762万923円となっております。

9ページ、10ページ、11ページは正味財産増減計算書でございます。

11ページ下段の正味財産期末残高690万3,927円が、先ほどの8ページの正味財産合計欄に一致しております。

続きまして、12ページが損益計算書の総括表でございます。上段が収入の部、下段が支出の部となっております、13ページが収入の内訳表、14ページ、15ページが支出の内訳表ということになってございます。

では初めに、13ページの収入の内訳表からご説明いたします。

Iの公益事業計941万9,288円で、この主な内訳は、2番目の運営費負担金収入が主なものでございます。新十津川町とJAピンネの負担金を合わせまして899万5,000円の収入となり、その他、婚活事業を行った際の団体からの負担金42万4,245円が主な収入でございます。

次に、収益事業計166万3,735円の内訳は、2番目の中山間事業の6集落の業務受託手数料、こちらが161万3,000円が主なものでございます。

これに前年度からの繰越金13万2,943円を加えました収入の合計は、1,121万5,966円の決算となったところでございます。

次に、14ページ、15ページ支出の内訳でございますけれども、14ページ1番の公益事業計766万8,231円の主な内訳は、2番の多様な担い手の育成支援事業で200万7,602円で、水田センサー50基分のNTTドコモの通信費助成ですとか、ドローン免許3万円の助成掛ける

21件分に係る経費が主なものでございます。

4のその他基本方針を達成する事業27万2,160円は、ホームページの維持管理経費。

5の公社運営事業538万8,469円は、ピンネ農業公社局長1名分に係る人件費や事務費、車両のリース料、加えて、今年4月から新規就農者技術習得センターの指定管理を受けることになったため、新たなしいたけハウス内の機材やほ場に入れます堆肥の購入費用などが主な経費となっております。

次に15ページ、Ⅱの収益事業164万3,808円の内訳でございます。2の中山間事業128万5,662円は、職員給与の一部、その他車両のリース代などでございます。

3のその他収益事業35万7,151円は、新設しましたしいたけハウス内のしいたけ菌床の棚部材でございます。その購入費用が主な支出となっております。

最後のページ、15ページには、監事の監査報告書の写しを添付させていただいております。

以上、平成30年度一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第32号、新十津川町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第32号、新十津川町森林環境譲与税基金条例の制定について。

新十津川町森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

提案理由でございます。

地方自治法第241条第1項の規定に基づく基金を創設するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） ただ今上程いただきました議案第32号、新十津川町森林環境譲与税基金条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

この基金は、本年度から譲与されます森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に要する費用に充てるための諸事業を、当該年度だけではなく、後年度においても活用可能とするための基金創設でございまして、第1条に基金の目的を規定してございます。

第2条は、基金への積立でございまして、一般会計予算で定める額と預金利子などの基金運用収益を積み立てるもので、運用収益につきましては、一般会計予算に計上した上で、基金に編入することといたしております。

第3条は基金の管理でございまして、金融機関への預金、その他最も確実に有利な方法で保管することとしておりまして、第2項において、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができると規定してございます。

第4条は、繰り替え運用の規定でございまして、確実な繰り戻しの方法と期間及び利率を定めた上で、一時的に歳計現金として運用できる規定でございまして。

第5条は、基金の処分に関する規定でございまして、基金は第1条の目的達成に必要な資金に充てる場合でなければ、使用することができないとする規定でございまして。

第6条は、規則への委任規定でございまして。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしてございまして。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第33号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第33号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の制定について。

新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例を次のように定める。

13ページをお開き願います。

提案理由でございまして。

福祉避難所の受入体制の強化を図り、もって災害時における要配慮者の安心できる暮らしを確保するため、この条例の制定について議決を求めるものでございまして。

なお、内容の説明につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第33号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

本町では、一般の指定避難所で生活することが困難な、高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者と言われる方々が、避難所で安心して生活できるよう、福祉避難所の指定を行っており、現在、民間の施設4施設を福祉避難所として指定しております。

しかしながら、これらの施設については、非常用の電源設備が無い、あるいは、あっても規模が小さく、昨年の胆振東部地震の際のような長時間の停電となった場合、福祉避難所としての役割を果たすことが出来なくなる懸念があることから、町が、非常用電源設備整備に係る費用の一部を支援することによって、民間の福祉避難所の機能を確保したいとするもので、本条例において、支援に関して必要となる事項を定めるものでございます。

では、内容についてご説明をいたします。

第1条は、条例の目的、第2条は、用語の定義に関する規定となっております。

第3条では、福祉避難所の非常用電源設備の整備を行った者に対し、予算の範囲内において助成金を交付すること、助成金の交付は、同一の福祉避難所について1回限りとするを規定しております。

第4条は、助成対象として、非常用電源設備の整備に要する費用の額が、消費税を含めて30万円以上であり、かつ、申請日の属する年度末までに完了するものであることを条件として規定しております。

第5条は、助成金の額に関する規定で、助成率を4分の1、限度額を1,000万円とすることとしてございます。

第6条から第8条は、助成金の交付認定、変更に係る規定。

第9条は、助成金の交付申請に係る規定。

第10条及び第11条は、助成金の交付決定に係る規定で、交付決定を受けた者が、第11条の各号に該当するときは、新たな条件の付与、助成金の減額、取り消し、返還といった措置を取ることができることとしてございます。

第12条は、規則への委任規定でございます。

附則でございますが、第1項において、条例の施行期日を、令和元年7月1日からと規定し、第2項において、条例の失効日を、助成金の交付決定を受けている者を除いて、令和5年3月31日と規定しております。

以上が条例の内容となりますが、参考までにご説明申し上げますと、国の助成制度におきましても、医療機関、老人ホーム等を対象に、非常用電源設備の整備に対して、助成率2分の1、上限額5,000万円の助成が受けられるというものがございます。

この度、創設する支援制度では、国の助成を併用できることとしておりますので、両方の制度を活用することによって、福祉避難所としての機能はもとより、本来の病院、福祉施設としても、入院、入所している方々の大いなる安心に繋がるものと期待するところでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う国民健康保険税の課税限度額等の改正並びに旧被扶養者の減免期間に係る改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本町における国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の要点は3点ございまして、課税限度額の引上げ、軽減判定所得の見直しと旧被扶養者に係る減免措置期間の見直しとなっております。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、ご覧願います。

まず、新旧対照表の1ページにあります第2条第2項の改正規定が1点目の課税限度額の引上げでございます。

これは、高所得者層により多くの負担を求める措置となっております。具体的には、基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に3万円引き上げる内容となっております。これにより国保税合計の課税限度額は、現行の93万円から96万円に引き上げられます。

この引上げにより影響を受ける世帯数は、限度額超過世帯90世帯で、税額としては引上げ分による増収は270万円と見込んでおります。

次に、第21条の第2号及び第3号の改正規定が、2点目の軽減判定所得の見直しでございます。

これは、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するための措置でござい

まして、2ページに移りまして、第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘じるべき金額を27万5千円から28万円に、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘じるべき金額を50万円から51万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

その結果、軽減の効果としては、2割軽減から5割軽減になる世帯は2世帯、軽減なしから新たに2割軽減となる世帯は5世帯で、税額としては16万9,800円の減収となる見込みでございます。

次に、第22条第1項のただし書で、第3号の国保以外の健康保険の被保険者が75歳到達に伴い後期高齢者医療保険へ移行したため、その被扶養者が国保に加入した場合の保険税の減免適用期間を当分の間と規定しておりますが、そのうち被保険者均等割と世帯別平等割の応益分に係る減免期間を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間とする見直しが行われたことから、減免適用期間を規則で定める期間と改め、国民健康保険税の減免の取扱いに関する規則に、見直された減免適用期間の定めを新たに規定するものでございます。

この改正により影響を受ける世帯は2世帯で、6万1,800円の増収となる見込みでございます。

最後に、議案書の15ページに戻りまして、附則について申し上げます。

第1項で施行の日を公布の日からと定め、第2項では、改正後の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨を規定してございます。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第35号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第35号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について。

新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由でございます。

英語指導助手を小学校並びに中学校にそれぞれ1人配置するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を加えます。新旧対照表をご参照願いたいと思います。

第2条では、今まで中学校ということに一人配置でありますけれども、小学校、中学校ともに1人ずつ配置するように修正するものであり、第4条では、職務の指示を明確にするため、両学校長に指示ができることをうたっております。

なお、附則としたしまして、本年8月からこの条例を施行したいとするものでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。よろしく議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第36号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第36号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正について。

新十津川町中小企業者応援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

中小企業者の人材確保に関する取組を支援するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容について、説明を加えます。新旧対照表もご参照願いたいと思います。

人材確保に関することについては、執行方針でも申し上げましたとおり、この第8条を1条加えたいとするものでございます。

中小企業者が人材確保のための新たな取組みを行ったときには、この補助金を交付するという規定を加えるものでございまして、附則として、この条例の施行日を令和元年8月1日とするものでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。よろしく議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第36号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第18、議案第37号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第37号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

大和体育館の解体に伴い用途廃止をするため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も一緒に参照願いたいと思います。

第2条の表の大和体育館の項を削除するものでございます。

このことについても、執行方針の中に触れさせていただいた内容ございまして、地域においてはお盆までの利用可とすることから、附則で、この条例を令和元年8月16日から施行するというところでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第37号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第19、議案第38号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第38号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第2号。

令和元年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,973万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,663万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は、第2表、継続費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、第3表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第38号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第2号につきまして、内容の説明を申し上げます。お手元に配付してございます令和元年度一般会計補正予算集計表も併せてご参照願いたいと思います。

32ページ、33ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

2款、地方譲与税。補正額600万円、これは森林環境譲与税でございます。計1億750万円。

12款、分担金及び負担金。補正額5万5千円、これは給食センターの機器更新に係る雨竜町分の負担金でございます。

14款、国庫支出金。補正額2,585万5千円、これは幼児教育無償化に伴う障害者自立支援給付費審査支払等システム改修事業補助金57万2千円、同じく幼児教育無償化に伴うシステム改修に係る子ども・子育て支援事業補助金699万3千円、ため池ハザードマップ作成に係る農業水路等長寿命化防災減災事業補助金1,000万円、南幌加橋、夢色の橋の橋りょう点検に係る社会資本整備総合交付金279万円、大和北10号排水路改修工事などに係る農業水路等長寿命化防災減災事業補助金550万円の合計額でございます。計3億8,826万9千円。

18款、繰入金。補正額3億2,079万5千円、これは庁舎建設基金繰入金1,250万円、公共施設整備基金繰入金2億9,848万3千円、ふるさと応援基金繰入金981万2千円を合計したものでございます。計7億8,558万4千円。

19款、繰越金。補正額1億885万円、計1億885万1千円。

20款、諸収入。補正額47万9千円、これは高齢者インフルエンザ予防接種に係る空知中部広域連合からの助成金でございます。

21款、町債。補正額1億5,770万円、これは土壌分析器更新支援事業債820万円。道路改良事業債2,650万円。デジタル防災行政無線更新事業債1億2,300万円の合計額でございます。計9億9,640万円。

歳入合計、補正額6億1,973万4千円、計70億3,663万円。

次に、歳出でございます。

1款、議会費。補正額139万2千円、計5,656万2千円。財源内訳は、一般財源139万2千円。

2款、総務費。補正額3億2,344万8千円、計12億860万5千円。財源内訳は、特定財源、その他3億1,098万3千円、一般財源1,246万5千円。

3款、民生費。補正額818万4千円、計12億2,246万7千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金756万5千円、一般財源61万9千円。

4款、衛生費。補正額412万1千円、計5億4,892万9千円。財源内訳は、特定財源、その他47万9千円、一般財源364万2千円。

6款、農林水産業費。補正額1,778万5千円、計5億1,012万7千円。財源内訳は、特定財源、地方債820万円、一般財源958万5千円。

7款、商工費。補正額3,940万9千円、計2億4,165万2千円。財源内訳は、一般財源3,940万9千円。

8款、土木費。補正額6,016万1千円、計7億6,239万8千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金829万円、地方債2,650万円、一般財源2,537万1千円。

9款、消防費。補正額1億3,573万3千円、計3億5,604万8千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金1,000万円、地方債1億2,300万円、一般財源273万3千円。

10款、教育費。補正額3,116万円、計5億6,560万6千円。財源内訳は、特定財源、その他986万7千円、一般財源2,129万3千円。

13款、職員費。補正額165万9万円の減額、計8億5,676万1万円。財源内訳は、一般財源165万9千円の減額。

歳出合計、補正額6億1,973万4千円、計70億3,663万円。財源内訳は、特定財源、国道支出金2,585万5千円、地方債1億5,770万円、その他3億2,132万9千円、一般財源1億1,485万円でございます。

次に、継続費補正についてご説明を申し上げます。30ページをお開き願います。

追加でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業（アート作品制作）。総額1,500万円、年度、令和元年度、年割額1,250万円。令和2年度、年割額250万円。これは新庁舎のホールに展示する五十嵐威暢氏のアート作品を2か年で制作委託するため継続費とするものでございます。

次に9款消防費、1項消防費、事業名、防災無線管理事業（デジタル化整備）。総額3億514万円、年度、令和元年度、年割額1億2,309万円。令和2年度、年割額1億8,205万円。これは防災行政無線のデジタル化整備を2か年で行うため継続費とするものでございます。

継続費補正は、以上でございます。

次に、地方債補正についてご説明を申し上げます。31ページをご参照願います。

追加でございます。

起債の目的、土壌分析機更新支援事業債。限度額820万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。これはJAピンネが所有する土壌分析器の更新に対する助成について、過疎対策事業債を充当するものでございます。

次、起債の目的、道路改良事業債。補正額2,650万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。これは、道路整備事業で西1線歩道造成に係る経費について、過疎対策事業債を充当するものでございます。

次、起債の目的、デジタル防災行政無線更新事業債。補正額1億2,300万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。これは防災行政無線のデジタル化更新に係る経費について、緊急防災減災事業債を充当するものでございます。

地方債補正は、以上でございます。

次に、歳出補正の内容についてご説明を申し上げます。48ページ、49ページをお開き願います。

1款1項1目議会費。補正額139万2千円。財源内訳は、一般財源139万2千円。内容を申し上げます。事業番号2番、議会活動運営事業139万2千円でございますが、これは議会の研修派遣等に係る経費でございます。指定研修4名分、新任議員研修2名分、自主研修4名分及び議長会主催研修に係る経費を補正計上するものでございます。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額3億1,774万4千円、計7億6,254万5千円。財源内訳は、特定財源でその他3億1,098万3千円、一般財源676万1千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、庁舎管理事務105万9千円ですが、これは、庁舎建設に合わせて前庭を整備するに当たり、引き続き残すイチイの補修及びカエデの剪定を行うための経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号2番、普通財産管理事務2億6,819万1千円でございますが、これは、旧大和小学校、旧文京区自治会館、そして旧文京区自治会館の北側にあります小学校の浄化槽、受水槽の格納庫及び駐輪場2棟の解体に係る経費を補正計上するものでございます。旧大和小学校跡地は更地にいたしまして、旧文京区自治会館跡地は、駐車場に。小学校浄化槽等納庫等の跡地は、児童が安全に伸び伸びと遊ぶことができるように整備をする計画でございます。

次に、事業番号4番、町有住宅維持管理事務3,599万4千円ですが、これは、菊水の中央町有住宅B棟4戸の改修工事に係る経費でございます。この住宅は、従来、明和会がグループホームとして賃貸借で利用しておりましたが、本年2月末日をもって明和会から利用しない旨の申し出があったことから、新たな入居利用者を模索していましたが、町内のNPO法人ぴあネットワークから、賃貸借でグループホームとして利用した旨の申し入れがございました。

当初、当該住宅をグループホームとして利用する認可を受けた時は、共同住宅のまま用途変更することなく認可を受けておりましたが、今回、新たにグループホームの認可を取得する場合、建物の用途を共同住宅から寄宿舎として用途変更する必要があるということでもございました。

寄宿舎として用途変更する場合、相応の設備を備える必要があるため、NPO側と協議をした結果、グループホームとして必要となる改修工事を所有者である町が行い、当該経費相当額をグループホームの家賃に上乗せして償還していくこととしたものでございます。

グループホームとしてNPO側が必要とする上乗せ分の改修工事でおおよそ1,500万、その他、老朽化などによる通常の維持管理上必要な改修工事でおおよそ2,100万円の計3,599万4千円を補正計上するものでございます。

次に、事業番号8番、庁舎建設事業1,250万円でございますが、これは新庁舎のホールに展示する五十嵐威暢氏のアート作品の制作委託に係る本年度分の経費を補正計上するものでございます。

なお、当該作品は、2か年をかけて制作されることから、来年度までの継続費として実施するものでございます。

次に、2款1項5目企画費。補正額47万3千円、計9,709万9千円。財源内訳は、一般財源47万3千円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、しんとつかわ魅力発信事業15万5千円でございますが、これは本町の魅力を動画にした作品を広く募集し、審査するコンテストを開催するもので、優秀作品には賞金を授与するなど、当該開催に係る経費を計上するものでございます。

次に、事業番号18番、高速通信網普及促進事業31万8千円でございますが、本町では従前、光回線が利用できない地域に高速無線通信網を整備する計画を進めてまいりましたが、NTTが町内の光回線未整備地域にも回線を整備するといったしまして、今年4月から従来

の未整備地域でも光回線サービスが提供されることとなったことから、町のブロードバンド利用可能地域が相当程度拡大すること、また、当該地域拡大によって、当初の計画による高速無線通信網の整備に係る要件でございました一定の利用者数を確保するということが困難となるということが見込まれまして、それを合わせて勘案いたしまして、町による高速無線通信網の整備計画は取り止めることといたしました。

ただし、NTT光回線の拡充後も町内の光回線未整備となる一部地域に対しましては、光回線利用と同等程度の費用で高速無線インターネット通信を利用することができる民間サービスの利用を促進するため、モバイルWi-Fiルーターを町が借り入れ、希望する町民にお試し利用ができるよう無償で2週間程度貸し出しをする事業を行い、個人契約でのブロードバンド普及促進を図るための経費を補正計上するものでございます。

次に、2款1項6目交通安全対策費。補正額523万1千円、計1,392万8千円。財源内訳、一般財源523万1千円でございます。内容を申し上げます。事業番号2番、交通安全施設整備事業51万4千円ですが、これは交通事故防止啓発用の赤色回転灯を町内2か所に設置するための経費を補正計上するものであり、設置場所は、町道西1線南9号の交差点と国道275号大和バス停でございます。

次に、事業番号3番、中央地区市街街路灯維持管理事業458万2千円ですが、これは道道学園新十津川停車場線に防犯灯43基を設置する経費を補正計上するものでございます。これにより、児童、生徒や地域住民など、歩行者に係る防犯や安心安全性の向上を図ることができるものでございます。

次に、事業番号5番、新十津川町交通安全指導員創立50周年記念事業負担金13万5千円ですが、これは交通安全指導員会が本年度で創立50周年を迎えるに当たり、記念事業として記念誌作成と交通安全看板を作成することとしたことから、記念誌作成経費の10割分、9万円、交通安全看板の5割分、4万5千円を負担金として補正計上するものでございます。

次に、52ページ、53ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額57万2千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金57万2千円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、総合行政システム管理事業57万2千円ですが、これは幼児教育無償化に併せて就学前障害児の発達支援についても無償化されることから、当該システムの改修に係る経費を補正計上するものでございます。なお、この経費の10割が国からの補助となります。

次に、3款1項2目高齢者福祉費。補正額61万9千円、計1億8,772万5千円。財源内訳は、一般財源61万9千円でございます。内容を申し上げます。事業番号8番、老人クラブ連合会支援事業30万円ですが、これは老人クラブ連合会の組織力を強化、推進するため、特に単位老人クラブの活動を支援するための経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号22、在宅医療・介護連携推進事業31万9千円ですが、これは認知症の増加に伴い、本人や家族の意思確認ができず、医療や介護の提供に支障をきたすことが課題となってきたことから、エンディングノートを製作し、希望する町民に配布するとともに、すまいるアップ教室など地域の高齢者が集う場所などで、意義やその書き方などに関する学習会を行う取組みに係る経費を補正計上するものでございます。

次に、3款2項1目児童福祉費。補正額699万3千円、計5億3,841万9千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金699万3千円でございます。内容を申し上げます。事業番号12

番、幼児教育無償化事業699万3千円ですが、これは子ども・子育て支援法の改正による幼児教育の無償化に対応するため、システムを改修するための経費を補正計上するものでございます。なお、この経費の10割が国からの補助となります。

次に、54ページ、55ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額1千円、計2億3,991万4千円。財源内訳は、一般財源1千円。これは、後期高齢者医療特別会計繰出金で、当該特別会計予算の歳入歳出を均衡させるためのものでございます。

次に、4款1項2目環境衛生費。補正額127万6千円、計4,074万9千円。財源内訳は、一般財源127万6千円。内容を申し上げます。事業番号3番、墓地管理事業127万6千円ですが、これは大和高台墓地の支障木152本を伐採するための経費を補正計上するものでございます。

次に、4款1項4目予防費。補正額220万5千円、計2,360万6千円。財源内訳は、特定財源で、その他47万9千円、一般財源172万6千円。内容を申し上げます。事業番号2番、インフルエンザ予防接種事業220万5千円。これはインフルエンザ予防接種で自己負担を1千円とすることによる予防接種費用助成額の増額分の経費を補正計上するものでございます。

次に、4款1項5目健康づくり推進費。補正額63万9千円、計3,745万5千円。財源内訳は、一般財源63万9千円でございます。内容を申し上げます。事業番号8番、健康体力増進室管理運営事業63万9千円ですが、これは、ゆめりあの健康体力増進室で使用する平成12年度に購入した自動券売機に不具合が生じていることから、自動券売機を更新するための経費を補正計上するものでございます。

次に、56ページ、57ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額1,178万5千円、計3億6,333万円。財源内訳は、特定財源で地方債820万円、一般財源358万5千円。内容を申し上げます。事業番号5番、次世代農業推進支援事業300万円ですが、これはGPS付き田植え機の助成に加え、ドローンを購入する農業者に対し補助率は3割で上限を50万円とする助成を行うための経費を補正計上するものでございます。

次に、6款2項1目林業振興費。補正額600万円、計3,268万5千円。財源内訳は、一般財源600万円。内容を申し上げます。事業番号13番、森林環境譲与税基金積立金600万円ですが、これは令和元年度から森林環境譲与税が譲与されることに伴い、後年度においても森林整備等に活用することを可能とするための基金を造成するもので、今年度の当該譲与税を積み立てるものでございます。

次に、58ページ、59ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額2,822万3千円、計1億575万6千円。財源内訳は、一般財源2,822万3千円。内容を申し上げます。事業番号5番、新十津川町商工会支援事業1,500万円ですが、これは商工会館の屋根及び外壁の修繕が必要となっており、当該費用に対してその4分の3を助成するための経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号6番、地元消費拡大事業222万3千円ですが、これはポイントカード事業における機器更新が必要となっており、ポイントカード会が実施するニーズ調査等について、その経費を補助する商工会に対し補助経費の9割分を助成するための経費を補正計

上するものでございます。

次に、事業番号7番、企業振興促進事業1,000万円ですが、これは町企業振興促進条例に基づく、投資助成に係る補助金について、株式会社北海道クボタの店舗等新設に係る補助金を補正計上するものでございます。

次に、事業番号8番、中小企業者応援事業100万円ですが、これは中小企業者応援条例に基づく助成について、人材確保事業補助の創設に伴い補助率3分の2で、上限を50万円とする助成に係る経費を補正計上するものでございます。

次に、7款1項2目観光振興費。補正額224万5千円、計9,407万8千円。財源内訳は、一般財源224万5千円。内容を申し上げます。事業番号1番、観光PR推進事業20万円ですが、これは町PRキャラクターのLINEスタンプの農業バージョンを追加作成する観光協会への負担金を補正計上するものでございます。

次に、事業番号6番、新十津川物語記念館管理運営事業75万6千円ですが、これは物語記念館南側庭園を芝生化するための改修経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号8番、吉野公園維持管理事業128万9千円ですが、これは平成16年に導入しました現行スポーツトラクターは消耗、破損が著しく、部品等の調達も困難な状況となっていることから、これを更新するための経費を補正計上するものでございます。

次に、7款1項3目地場産業振興費。補正額894万1千円、計4,181万8千円。財源内訳は、一般財源894万1千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、交流促進施設等管理運営事業894万1千円ですが、これは農林水産物加工センターにおけるフォークリフトバッテリー取替修繕経費151万8千円及び同センターで取り組んでおります酒米粉を活用した甘味料等の大量製造に対応するため、ミキサー、遠心分離機、攪拌機を導入するための経費742万3千円を補正計上するものでございます。

次に、60ページ、61ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額360万円、計2億8,993万6千円。財源内訳は、一般財源360万円。内容を申し上げます。事業番号1番、道路維持管理事業360万円ですが、これは幌加北3号線の埋塞している側溝の土砂上げ手数料190万円と老朽化した西2線と南13号線の交差点照明1基の改修費170万円について補正計上するものでございます。

次に、8款2項2目道路新設改良費。補正額2,650万円、計9,949万6千円。財源内訳は、特定財源で地方債2,650万円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、道路整備事業2,650万円ですが、これは西1線の南4号線から5号線の区間200メートルの歩道造成に必要な用地補償調査、補償、歩道造成に要する費用を補正計上するものでございます。

次に、8款2項3目橋りょう新設改良費。補正額430万円、計6,930万円。財源内訳は、特定財源で国道支出金279万円、一般財源151万円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、橋りょう整備事業430万円ですが、これは5年以内の定期点検が義務づけられております橋りょう点検について、南幌加橋と夢色の橋の長大橋2橋の調査設計委託料を補正計上するものでございます。

次に、60ページから63ページまでをご参照願います。

8款3項1目河川総務費。補正額1,524万4千円、計6,567万6千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金550万円、一般財源974万4千円でございます。内容を申し上げます。事業番号2番、河川維持管理事業1,524万4千円ですが、これは西花月排水路横断間設計業

務増額分と赤川排水路土砂上げ業務における委託料524万4千円、それと大和北10号排水路改修工事増額分1,000万円を補正計上するものでございます。

次に、8款4項1目都市計画総務費。補正額462万9千円、計1億4,481万円。財源内訳は、一般財源462万9千円でございます。内容を申し上げます。事業番号2番、都市整備推進事務297万円ですが、これはJR新十津川駅跡地活用の検討に係る業務委託費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号5番、下水道事業特別会計繰出金165万9千円ですが、これは6月の人事異動に伴う下水道事業従事職員の人件費増額分を繰り出すものでございます。

次に、8款4項2目公園管理費。補正額280万8千円、計2,250万9千円。財源内訳は、一般財源280万8千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、都市公園等管理事業280万8千円ですが、これはみどり公園と青葉公園の樹木剪定に必要な経費を補正計上するものでございます。

次に、8款5項1目住宅管理費。補正額308万円、計4,791万8千円。財源内訳は、一般財源308万円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、公営住宅維持管理事務308万円ですが、これは花月団地公営住宅1棟2戸の屋根改修工事経費を補正計上するものでございます。

次に、64ページ、65ページをお開き願います。

9款1項3目災害対策費。補正額1億3,573万3千円、計1億4,378万5千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,000万円、地方債1億2,300万円、一般財源273万3千円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、防災無線管理事業1億2,309万円ですが、これは固定系防災行政無線デジタル化整備事業に係る整備管理業務委託料330万円及び工事費1億1,979万円を補正計上するものでございます。

次に、事業番号4番、地域防災力強化推進事業222万4千円ですが、これはゆめりあ及び2次避難所である小学校、中学校、児童館、武道場の非常用電源接続用の配線整備に係る経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号5番、災害救助物資備蓄事業41万9千円ですが、これは災害時のボランティアセンターの開設に必要な資機材を整備する経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号7番、ため池ハザードマップ作成事業1,000万円ですが、これは人家等に影響を及ぼす懸念のある町内ため池4か所について、現地調査の上、ハザードマップを作成し、該当する行政区域に配布するための経費について補正計上するものでございます。この事業は、10割が国庫補助金が対象となります。

次に、66ページ、67ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費。補正額2,152円、計5,297万5千円。財源内訳は、特定財源でその他981万2千円、一般財源1,170万8千円でございます。内容を申し上げます。事業番号2番、小学校校舎等維持管理事業2,152万円ですが、これは体育館放送設備修繕で99万9千円、ボイラー修繕で880万円、校庭樹木剪定で61万6千円、バス停車場、駐車場、前庭整備設計業務で420万2千円、前庭等整備に係る路盤工までの駐車場整備で561万円、除雪機購入で129万3千円を補正計上するものでございます。

次に、10款3項1目学校管理費。補正額156万9千円、計7,124万5千円。財源内訳は、一般財源156万9千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、中学校校舎等

維持管理事業156万9千円ですが、これは電話設備の主装置1台と電話機5台の修繕料72万4千円、それと給食配膳台購入費84万5千円について補正計上するものでございます。

次に、66ページから69ページをご参照願います。

10款3項2目教育振興費。補正額393万円、計4,204万6千円。財源内訳は、一般財源393万円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、課外活動事業71万5千円ですが、これは吹奏楽用ユーフォニアム購入費71万5千円を補正計上するものでございます。

次に、事業番号4番、外国青年招致事業321万5千円ですが、これはJETプログラム事業による外国人青年を本年8月から1名増員し、2名体制とするための経費を補正計上するものでございます。

次に、10款4項1目社会教育総務費。補正額192万8千円、計2,932万5千円。財源内訳は、一般財源192万8千円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、農村環境改善センター管理事業158万8千円ですが、これは経年劣化した改善センターの高圧ケーブルを更新し、高圧受電盤天井部を修繕する経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号13番、新十津川町子ども会育成者連絡協議会支援事業15万円ですが、これは子ども会の活性化を支援するため、町子ども会育成者連絡協議会が主催する社会見学事業に対する負担金を増額するものでございます。

次に、事業番号15番、新十津川町女性団体連絡協議会支援事業19万円ですが、これは今年で70周年を迎える女連協の記念誌作成に係る補助及び各地区の女性会活動の活性化のための補助を補正計上するものでございます。

次に、10款4項4目図書館費。補正額40万円、計3,748万5千円。財源内訳は、一般財源40万円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、図書館維持管理事業22万円ですが、これは図書館の男子、女子トイレ各1か所の便座を交換する経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号3番、図書館利用促進事業18万円ですが、これは本町にゆかりのある故井上弁造様を記録した写真集等を出版した写真家の奥山淳志氏の作品、庭とエスキース展を開催するための経費を補正計上するものでございます。

次に、70ページ、71ページをお開き願います。

10款5項1目保健体育総務費。補正額33万円、計1,634万9千円。財源内訳は、一般財源33万円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、スポーツ体験学習推進事業33万円ですが、これは日本ハムファイターズスポーツキャラバンの開催事業に係る経費を補正計上するものでございます。

次に、10款5項2目体育施設管理費。補正額120万7千円、計1億839万円。財源内訳は、一般財源120万7千円でございます。内容を申し上げます。事業番号2番、そっち岳スキー場管理運営事業93万4千円ですが、これはそっち岳スキー場の経年劣化により不具合が発生しておりますチケット券売機を更新する経費を補正計上するものでございます。

次に、事業番号3番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業27万3千円ですが、これは中央公園に設置されておりますステンレス製の看板をサンウッドパークゴルフ場駐車場に移設し、野球場のファウルボール等の注意喚起等の看板として再利用するための経費を補正計上するものでございます。

次に、10款5項3目学校給食運営費。補正額27万6千円、計1億1,280万円。財源内訳

は、特定財源でその他5万5千円、一般財源22万1千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、学校給食センター管理事業27万6千円ですが、これは炊飯器用計量器が故障し、米飯が軽量できないため、これを更新するための経費を補正計上するものでございます。

次に、72ページ、73ページをお開き願います。

13款1項1目職員費。補正額165万9千円の減額、計8億5,676万1千円。財源内訳は、一般財源165万9千円の減額でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、職員人件費165万9千円の減額ですが、これは6月の人事異動による下水道事業担当職員との差分を一般会計で減額補正計上するものでございます。

以上、一般会計の補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第38号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで15時45分まで休憩といたします。

（午後3時36分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後3時45分）

◎議案第39号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第20、議案第39号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第39号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第39号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

78ページ、79ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により補正のある款のみ、ご説明申し上げます。

総括、歳入。

1 款国民健康保険税。補正額2,553万9千円の減額、計1億5,677万9千円。これは、一般被保険者現年課税分で2,113万8千円の減額。後記高齢者支援金分現年課税分で205万3千円の減額、介護納付金分現年課税分で234万8千円の減額となったため、減額補正をするものでございます。

4 款繰入金。補正額2,553万9千円、計1億1,798万8千円。これは、1 款国民健康保険税の減額分を基金から繰り入れるものでございます。

よって、歳入合計の補正額はゼロとなります。

なお、歳出補正はございません。

以上、国民健康保険事業特別会計の補正内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第39号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第21、議案第40号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第40号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,608万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第40号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容について、ご説明を申し上げます。

86ページ、87ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により補正のある款のみ、ご説明を申し上げます。

総括、歳入。

3款繰入金。補正額1千円、計3,628万9千円でございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金。補正額8万8千円。これは、前年度繰越金でございます。計8万9千円。

歳入合計、補正額8万9千円、計1億1,608万2千円でございます。

続きまして、歳出。

3款諸支出金。補正額8万9千円、計19万円。

歳出合計、補正額8万9千円、計1億1,608万2千円。財源内訳は、一般財源8万9千円でございます。

歳出の内容について、ご説明を申し上げます。

90ページ、91ページをお開き願います。

3款2項1目償還金及び還付加算金。補正額8万9千円、計18万9千円。財源内訳は、一般財源8万9千円。内容をご説明申し上げます。事業番号2番、前年度国庫負担金等償還金8万9千円ですが、これは前年度国庫補助によりシステム改修を実施し、8万9千円の余剰金が生じましたが、当該補助金の精算については、年度内に精算通知がなかったことから、新年度会計で返納するため補正計上をするものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第40号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第22、議案第41号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第41号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号。

令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,161万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第41号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

96ページ、97ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。

総括、歳入。

4款繰入金。補正額165万9千円、これは一般会計からの繰入金でございます。計1億655万2千円。

歳入合計、補正額165万9千円、計1億8,161万7千円でございます。

続きまして、歳出。

1款下水道費。補正額165万9千円、計5,775万8千円。財源内訳は、特定財源、その他165万9千円でございます。

歳出合計、補正額165万9千円、計1億8,161万7千円。財源内訳は、特定財源、その他165万9千円でございます。

歳出の内容をご説明申し上げます。

100ページ、101ページをお開き願います。

1款2項1目維持管理費。補正額165万9千円、計4,259万3千円。財源内訳は、特定財源でその他、公共道使用料165万9千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、下水道管理事務165万9千円ですが、これは人事異動によって人件費が増額となった分を増額補正計上するものでございます。

次に、2款1項1目元金。これは一般会計繰入金を公共下水道使用料に財源更正したものでございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第41号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第23、議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

当該組合の構成団体の解散に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるも

のでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願います。

別表（２）において、北空知葬斎組合他２組合の解散に伴い、その組合の削除を行うものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第42号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第24、議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 議案第43号に入る前に、先ほど新旧対照表はありませんでしたので、訂正をさせていただきます。

それでは、ただ今上程いただきました議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約でありますけれども、提案理由でございます。

当該組合の構成団体の解散に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

このことについても、別表第１にうたわれております池北三町行政事務組合他３組合が解散したことに伴い、この組合を削除するものでございまして、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第１項の規定により総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第43号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第25、議案第44号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第44号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

当該組合の構成団体の解散に伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

ここにおいても、別表第1、さらには別表第2の9の項中、北空知葬斎組合他2組合が解散に伴って変更を求めるものでございます。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第44号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第26、議案第45号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第45号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

新十津川町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第45号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、内容のご説明を申し上げます。

現行の新十津川町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から令和2年度を計画期間として執り進めておりますが、新たに計画に登載する必要のある事業が発生しましたの

で、計画の変更を行いたいとするものでございます。

議案111ページをお開き願います。

過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後を対比して整理しております。

変更箇所は、下線で示している部分でございます。区分1産業の振興に、新たに(3)経営近代化施設、農業、事業内容、土壌分析機更新支援事業、H31ピンネ農業協同組合への補助金支出を追加するものでございます。

ピンネ農業協同組合が保有する土壌分析機は、設置から20年が経過し老朽化が著しいことから、その更新を支援するという計画で、機器の更新により、土壌成分の分析が迅速かつ精密に行われることとなり、これを用いた営農指導によって、これまで以上に生産性の向上が期待されることから、更新費用の一部を支援するという内容でございます。

次に、112ページをお開き願います。

区分10、その他地域の自立促進に関し必要な事項に、自然エネルギー利用促進に係る項目を追加するものです。

表の下段をご覧ください。

追加事業、施設名として、自然エネルギー利用施設、事業内容として、庁舎地中熱設備整備事業、木質バイオマス導入事業を追加するものでございます。

庁舎地中熱設備整備事業は、役場新庁舎に地中熱ヒートポンプを利用した冷暖房設備を整備し、環境に配慮した省エネルギー型の施設としたいとする計画でございます。

木質バイオマス導入事業は、森林資源の有効活用を目的として、木質バイオマスボイラーの導入により、その生産されたエネルギーを、ふるさと公園周辺の公共施設や温泉施設に供給するという計画でございます。

なお、今回の計画変更につきましては、あらかじめ北海道知事と協議を行うことが求められておりますが、5月23日付で協議が整っておりますことを申し添えさせていただきます。

また、各事業を本計画へ登載することにより、事業実施の際に、財政的に有利な過疎対策事業債を充当することが可能となるものでございます。

以上、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第45号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日27日は、議案調査のため休会となっております。

28日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問から進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

長時間、どうもご苦労さまでした。

(午後4時08分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第2回新十津川町議会定例会

令和元年6月28日（金曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 一般質問
- 第4 経済文教常任委員会報告
（委員会報告第2号 日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る請願）
- 第5 請願第1号 日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る請願
（討論及び採決）
- 第6 議案第32号 新十津川町森林環境譲与税基金条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第33号 新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第34号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第35号 新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第36号 新十津川町中小企業者応援条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第37号 新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第38号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第39号 令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（質疑、討論及び採決）
- 第14 議案第40号 令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（質疑、討論及び採決）
- 第15 議案第41号 令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑、討論及び採決）
- 第16 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第17 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第18 議案第44号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
（質疑、討論及び採決）

- 第19 議案第45号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
(質疑、討論及び採決)
- 第20 議案第46号 新十津川町公平委員会委員の選任について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第21 議案第47号 財産の取得について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第22 発議第4号 日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第23 議員の派遣について
- 第24 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (11名)

1番	井 向	一 徳 君	2番	村 井	利 行 君
3番	進 藤	久美子 君	4番	鈴 井	康 裕 君
5番	小 玉	博 崇 君	6番	杉 本	初 美 君
7番	西 内	陽 美 君	8番	長谷川	秀 樹 君
9番	長 名	實 君	10番	安 中	経 人 君
11番	笹 木	正 文 君			

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田	義 信 君
副町長	小 林	透 君
教育長	久保田	純 史 君
総務課長	寺 田	佳 正 君
住民課長	平 田	智 子 君
保健福祉課長	長 島	史 和 君
産業振興課長兼		
農業委員会事務局長	小 松	敬 典 君
建設課長	谷 口	秀 樹 君
教育委員会事務局長	後 木	満 男 君
会計管理者	内 田	充 君
代表監査委員	岩 井	良 道 君
監査委員	奥 芝	理 郎 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑	晃 君
--------	-----	-----

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。6番、杉本初美君。両名を指名いたします。

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

定例会の運営について、報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員会委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、6月26日に開催いたしました議会運営委員会の会議内容について、ご報告いたします。

日時は、令和元年6月26日、午後4時20分でございます。場所は、議会委員会室、出席者につきましては、記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長のご出席をいただきました。

協議事項は、今元年第2回定例会付議案件の追加についてでございます。財産の取得1件を追加で付議する旨、総務課長から説明を受けてございます。

会期は、令和元年6月26日から6月28日までの3日間とし、変更はございません。

会期日程は、裏面に記載されております定例会会期日程案のとおり取り進めたいとするものでございます。

以上、皆さま方のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第3、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

7番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長のご指示がございましたので、通告に基づき町長に一般質問をさせていただきます。

初めに、子育て世代包括支援センター設置への取組みについてお伺いいたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健法の改正が行われ、妊娠期から出産、子育て期の様々なニーズに対し、切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターが新たに法定化され、市町村は、同センターを設置するよう努めなければならないこととなりました。

政府は、令和2年度末までに全国展開を目指しているなか、努力義務としながらも、昨年4月末の時点では、全市区町村の約44パーセントに当たる761自治体で、計1,436か所が既に開設されております。

本町の手厚い母子保健事業や子育て支援事業による専門的な知見と、当事者の目線の両方の視点を生かし、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、必要な情報を提供し、共有して、きめ細かく、かつ切れ目なく支援する仕組みの子育て世代包括支援センター設置は、その機能や存在を広く住民の皆さま方に周知することで、安心して出産、育児をしていただける総合的な相談支援の拠点になると考えます。

また、第一子をご出産の方が、つらく大変な思いをしながらお子さんを育てていらっしゃる場合、第二子、三子を授かることをちゅうちょすることも懸念されますので、子育て中の保護者、ご家庭、児童の健やかな育ちを地域全体で支えていく仕組みのワンストップ窓口となる子育て世代包括支援センターは、少子化対策にも大きな効果があると考えます。

この子育て世代包括支援センター設置に向けての町長のお考えと準備状況について、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。それでは、7番議員さんからの一つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

子育て世代包括支援センターは、7番議員のおっしゃるとおり、平成29年4月に母子保健法が改正され、町は、必要に応じ設置するように努めなければならないとされたところであります。その設置の目的は、今ほどの質問の中にもありましたとおり、母性並びに乳児及び幼児の健康保持、さらには増進に関する包括的な支援を行うということが規定されているところであります。

このセンターの具体的な法的な必須事業といたしましては、第1に妊産婦、乳幼児などの実情を把握すること。第2に、妊婦、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を実施すること。第3に支援プランの策定を行うこと。第4には保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこととなっております。また、必要職員体制としましては、保健師等を1人以上配置し、専任が望ましいとされているところであります。

次に、本町の子育て支援の現状を申し上げます。

今、述べました必須事業が4点あるわけでありましてけれども、第1、第2、第4のこの項目については、母子保健法に規定された事業の実施と共に、妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、利用者の視点に立った妊娠、出産、子育てに関する支援を関係機関と連携を図りながら行っているところであります。

ただ一つ、必須事業の第3の支援プラン策定というものがございまして、このことについては、今のところ実施はしていないところであります。

しかしながら現実といたしましては、支援プランという形にはなってはいないものの、母子保健担当の保健師が、担当地区を決め、それぞれの子どもの環境に応じながら、家族を含めたきめ細かな継続した支援を行っているところであります。

現段階においても、子育て世代包括支援センターの役割と機能は、ほぼ担っている状況ではありますが、子育て支援の町として、より一層充実したサービスを提供していくとともに、子育て世代の安心感を醸成させるためにも、本町の現状に則した新十津川町型の子育て世代包括支援センターを設置する方向で、今、取り進めているところであります。

設置時期については、新庁舎建設の関係から、令和3年度を目指して開設をする予定となっていることを申し上げ、7番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

○7番（西内陽美君） はい、再質問させていただきます。現在の業務体制でも十分な支援は行われているというお答えでございました。さらに、令和3年度には本格的に設置をすることを目指していらっしゃるというお答えをお聞きしまして、大変ありがたいと思います。

再質問といたしましては、子育て世代包括支援センターがもつ厚生労働省管轄外の機関との連携について、お伺いさせていただきたいと思っております。

厚生労働省は、子育て世代包括支援センターの主な対象時期として、特に心身の負担や悩み、不安を抱えやすい妊娠時期から出産、産後の時期、つまりお子さんが小学校入学時期までの時期を想定をしておりますが、地域の実情やニーズに応じては、お子さんの就学後18歳未満まで継続して支援するというような柔軟な運用をするということに関しましては、自治体の裁量として可能であるというふうにしております。

保護者の方からの相談の内容や対応によっては、小学校入学後の保護者への継続的な支援も必要になることは十分想定されます。保健福祉課が所管する機関以外に、例えば、家庭環境について保護者の方の就労や健康状態に起因する要保護世帯や準要保護世帯などの情報に接することもありますでしょうし、疾病や障害などで特別な支援が必要だとするお子さんが小学校に進学した場合には、乳幼児健診の情報や、それまでどういった支援を受けてきたかといったことの内容も、学校の方にしっかり引き継いでいただいて、その経過を踏まえた教育支援につなげなければならないと考えます。

学校や教育委員会への協力依頼など、厚生労働省の管轄、保健福祉課の管轄以外の機関との連携については、どのようにとられていくかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思い

ます。

厚労省以外の管轄の連絡調整については、どのように考えているのかということでございますけども、現在におきましても、子供がその中心となりますので、子供を中心にいろんな状況が起きた時には、その保育園までの就学前までは、しっかり保健福祉課の担当の中ですべてできるわけでありまして、幼稚園から更に小学校、中学校、そういった児童の困り感、今ほど言いましたように健康的なこと、要保護、そして要保護だからということではございませんけども、ネグレクトだとかそういった場合においては、新十津川には要保護児童対策協議会というところがあって、必要に応じケース会議をしながら、保健福祉課と教育委員会連携をし、その子供が健やかに成長するように、それぞれ連携協議をしながら対応しておりますので、そのことを更にこのセンターができたときに深めて、しっかりとした一貫した切れ目のない体制で、そのセンターの機能を構築をしていきたいというふうに考えていることを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

○7番（西内陽美君） ありません。

○議長（笹木正文君） それでは、次の質問に入ってください。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 2件目といたしまして、産後うつ対策について、再び町長にお伺いいたします。

本町の令和元年度保健活動計画の母子保健事業において、今年度からの新規事業として、産後のうつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産婦健康診査受診票2回分を交付し、健診に係る費用を助成していただけることになりました。

本町で、以前から実施されております産婦家庭訪問事業や新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん事業などに加え、更なる出産前後の親子に対する支援強化事業として、大変素晴らしい健診だと思います。

今回、産後うつ対策についてと題して、この産婦健診の詳細をお伺いさせていただきます。

出産した8人に1人が発症するといわれる産後うつは、身体やホルモンバランスの変化や不慣れな育児など、産後という時期が持つ特徴から、誰しもがなる可能性があります。

お母さんの精神的不安定な状態での子育ては、子供への養育態度に影響を及ぼし育児放棄や子供への虐待リスクの要因ともなっています。

産後うつや子供への虐待を予防する支援の入り口は、妊娠初期の母子手帳交付の時点と言われますが、心身のサポートをしっかりすれば発症を抑えられることから、出産後間もない最も体調が不安定な時期でのこの産婦健診は、お母さんの心と体の状態を確認し、ご自身でも気づかない産後うつなどの状態を発見できる重要な機会になります。

以上の理由から、この産婦健診の意義や目的が、お子さんを授かったお母さんご自身とご主人やご家族に共有されること、そして町の母子保健事業として有効に活用されることを願い、次の4点についてお伺いいたします。

1、産後2週間目と1カ月目の2回の産婦健康診査受診率100パーセントのために、具体的な方策について。

2、適切な支援を確実に提供するために情報の把握は大切です。受診された結果内容を

把握する方法は、医療機関からの報告か、受診者本人からの申告になるのか。

3、健診で身体的所見、精神的所見が認められた場合、それぞれの方への対応について。

4、所見があった方は、産婦健康診査後も町からの保健指導等は継続されるのか。

以上の4点について、お伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、7番議員さんの2つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず産婦健診は、産後のうつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦に対する健康診査費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的に行っております。

通常は、産後4週目に産婦健診を実施しますが、医師が必要と判断した場合は、産後2週目の健診も実施し、1人2回まで、1回につき5,000円の助成をすることとしたところであります。

まず、一つ目の質問でありますけれども、この事業は今年4月から開始したものでございまして、6月14日現在で、対象者は5人で、受診率は100パーセント。すべての方が、この健診を受けている状況になってございます。

次に、二つ目の質問でありますけれども、産後健診の受診結果を把握する方法についてでありますけれども、受診結果は、医療機関から翌月に産婦健診受診票に記入されて、保健福祉課に郵送される仕組みになってございます。その結果から、要支援あるいは要治療となった場合は、医療機関からすみやかに保健師に電話連絡を行っていただき、産婦健診の結果、市町村連絡票を保健福祉課に提出する、そういう仕組みになってございます。

その場合、保健師はその連絡を受けたあと、迅速に家庭訪問を行い、相談支援を実施するというこのような形をとっているところでございます。

三つ目の質問の身体的な有所見者、精神的な有所見者へのそれぞれの対応についてでありますけれども、まず、身体的な有所見者に対しましては、その結果に基づき、家庭訪問等により生活上の留意点等について保健指導を実施をしております。

次に、精神的な有所見者でありますけれども、精神科通院中の方については、かかりつけ医と連絡を取り、相談支援を実施し、精神科通院歴のない方については、相談支援の他、産後うつの症状が重い方は、精神科への受診勧奨も行っていく、そういう仕組みを構築をしていきたいというふうに考えております。

四つ目の質問の有所見者に対する健診後の保健指導の継続についてでありますけれども、現状においても、子供の乳幼児健康相談などの機会において、母親の体調や精神状況の確認を行い、継続した保健指導を行っておりますので、産後のうつの方が現れた場合は、同様に適切な保健指導を行ってまいることとしてございます。

このように、産後のうつ予防や新生児への虐待予防があった場合については、産婦健康診査の受診費用を助成することにより、健診結果が医療機関から保健師に情報提供される仕組みが整いますので、また、精神科の医療機関とも連携が取りやすくなることから、母親に対し、いろんな形の中で速やかに適切な支援ができる体制となっていることを申し上げ

げまして、7番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○7番（西内陽美君） ただ今の町長の答えの中からは、受診をして、もし所見があった場合に、更に医療機関につなげる、あるいは家庭訪問をつなげて支援を続けていくというお答えをいただきました。

また、受診率が現在100パーセントということございますので、出産後間もない方の身体と心の変化にいち早く気づいて、産後うつにならないように、また、早期回復につながるように、こういった100パーセントの受診率をこれからも続けていっていただきたいというふうに思います。

再質問は、産婦健康診査で所見があって、保健指導があり家庭訪問をなされるということでありましたけれども、そういった家庭訪問があった場合に、家族へも指導や助言をしていただけるのか。

また、出産後、体調がすぐれない期間での家事や買い物支援などの代行サービスについては、どのようにお考えになられるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 家庭の訪問の中で、母親だとか家族の状況がどうなっているかということは、保健師が出向いた時にその状況を確認できるわけであります。そういった中で、今までも切れ目のないそういう対応している関係から、例えば、精神的な身体の弱みがある場合については、適切な保健指導、さらには病院の勧奨を進めながら、親御さんが適切に子供を育てられる環境をできる限り構築をする、指導しているという状況になってございます。

今、家事支援というふうなお言葉があったかと思うんですけども、現実的には、本町の場合は、妊婦が出産をするときから、いろんな対応を考えて、ふさわしい場所に出産をする、安心した場所に出産をするということから、自分の親元に行って出産をしたり、そして、こちらで出産するときにも祖父母が来て安心して出産をしたりだとか、いろんな形が対応されてございます。

でも、そういった中でも、いわゆる自分で家事支援がなかなか、最初、子供さんを産んだばかりということもあって、なかなか家事支援ができない場合も想定されますけども、そういった場合は、今、新十津川においては、父親、さらには祖父母、そういった形の中で適切にそういう家事支援が行われているという状況も、今の家庭訪問等の指導の中で対応がされているということでございます。

一部、障害手帳だとか、そういった場合については、サービスの提供ということかなうことがありますけども、この産婦における、その家事支援のサービスまでは、町として、そこまでは考えていない状況を申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○7番（西内陽美君） 再々質問に入る前にですね、少しお願いといたしますか、お話をさせていただきますんですけども、少子化が進んでも核家族化が進みまして、お家におじい

ちゃん、おばあちゃんがいてくださるという家庭は少なくなりました。出産時に里帰りしたくても、また、お産扱いに遠方に住むおばあちゃんに来ていただきたいと思っても、まだまだ、おじいちゃん、おばあちゃんが元気で働いていらっしゃるとか、あるいは、曾祖父母を介護しているなどで、様々な事情でご家族の支援を受けられないという方もいらっしゃいます。

慣れない育児に一人で向き合っているお母さんが、育児に対する悩みとか不安で、育児はストレスだと思い詰めてしまうケースが産後うつに結びつきやすいというふうに言われております。

周囲のサポートがほとんどないという状況でストレスを抱え込んで、うまく対処できなくなる背景が産後うつになりますので、もし産婦健康診査で産後うつが考えられた場合に、家庭訪問がされる場合には、是非家族からの支援を得られるように、ご主人ですとか、ご家族がいらっしゃる時間帯での家庭訪問を検討していただけるとありがたいと思いますので、その点お願いしたいと思います。

再々質問は、産後うつ対策として、妊婦さんの負担軽減と家族へ育児参加を促すツールの一つとして効果が期待できる、母子手帳アプリの導入について質問いたします。

現在使われております母子健康手帳は、厚生労働省の省令に基づきまして、妊娠中から健診結果や保健指導、予防接種などを記録する母子の健康管理に欠かせないものですが、この母子手帳と併せて利用できるのが、電子母子手帳です。

スマートフォンやパソコンなどにダウンロードしたアプリを利用した母子手帳アプリは、健診や予防接種などのスケジュールを管理でき、予定日が近づくと通知してくれ、さらに結果を管理できるものとして大変便利に活用されています。

母子手帳アプリのメリットの1点目は、妊産婦さんの負担軽減です。妊婦健康診査の結果や妊娠中の体重のグラフ化、お腹の中の赤ちゃんの写真や発達グラフ、出産経過、乳幼児健康診査の結果、予防接種の記録と管理など、お子さんの動画を含めた成長記録をインターネット上で管理することが可能です。あと、お子さんの体調等の理由で予防接種を受けられなかった場合にも、すぐ変更後のスケジュールの管理が簡単にできます。

メリットの2点目としましては、情報発信力の強化です。町から複数の保護者又は個別の保護者へ各種健康診査やマザーズスクールなどの案内、予防接種等のお知らせ、その子の月齢にあった子育てに関する情報や保健師さん、栄養士さんなどからのワンポイントアドバイスなどの配信が可能になります。お子さんとお母さんの状態を確認するために、健康教育、健康相談などがありますが、そういった面談できる様々な機会を取り逃がさない手段ともなります。

メリットの3点目は、家族の育児参加の推進です。これらの記録や写真、動画にした子供の成長記録をご主人や遠くに住む祖父母のスマートフォンやパソコンに送信し共有できる機能があります。写真をアルバムで保存する時代ではありませんので、重宝です。また、父親の育児参加を促すとともに、祖父母にも子供の情報が行くことで相談しやすい環境が育ちます。

母子手帳アプリの活用事例などを調査してみたいかがでしょうか。調査をしてみて、母子手帳アプリが子育て負担の軽減、家族の育児参加を促し、産後うつ対策に効果が期待できるとなれば、導入を検討してみたいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初、父親だとかの状況の確認をどうされているかということでもありますけども、母親の方にそういう弱みだとか、ちょっと身体の状況にあったときには、保健師がそういう状況、家族の状況を見て判断できますので、その時には父親にも同席をして一緒に相談すると。そして、その相談の中から父親がそういう家事ができる、そういうことも確認しながらですね、適切にそういう保健指導を行っているということでもありますので、まず安心をしていただければというふうに思います。

それから、母子手帳アプリの関係であります。確かに今、質問の中にあつたように、母子手帳アプリは数々のメリットがあります。そのことについては、我々も担当の保健師も十分認識をしてございまして、妊娠届の時に、その時にアプリのその内容をこちらから妊婦に周知をしているという状況になってございます。で、無料のアプリをダウンロードして、今ほど質問のあつたことを活用できるように、今どちらかというところそういうスマートフォンだとかそういう時代ですから、今、質問の趣旨にあつたように簡便に、そしていろんな記録がスムーズに残ると、そういうことを促しているということをもまず1点申し上げたいというふうに思います。

それから、情報の発信の関係でありますけども、アプリのそういうグレードというのか、アップをすれば双方向でできることでもあります。きっとそういう質問の趣旨だったかというふうに思いますけれども、今、町としては、出生者数もそう多くないというのか、顔と顔の見える関係と、今までの質問中にもあつたように、電話なりをすることによって、その家庭の状況だとか母親の状況、妊婦の状況だとか、電話で確認ができたり、相手にしっかりと声と声の中で伝えられるということもありますので、しっかりとそのことについては、電話だとか郵送をして、郵送の返事が来ないだとか、連絡がない時はまた再度電話をしたり、適切にそういう、顔は見えませんが、声でつなげてしっかりとそういうことの受診勧奨だとか案内をしているという状況になっておりますので、昔のアナログの良さと、今のデータを利用するというのですかね、そういうのも両方活用して、しっかりと子供達の適切な成長と親御さんに安心感を伝える、そういうことで、しっかりと両方向で考えて対応しているということを申し上げ、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

それでは、次の質問に入ってください。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 最後の質問は、エンディングノートの活用について、町長にお伺いいたします。

町政執行方針によりますと、高齢者福祉を充実するとして、エンディングノートの活用を広めるとのことでございます。

エンディングノートは、人生の終局に向けて、介護や医療、終末期に係る対応や、万が一の時の葬儀やお墓、相続などについて、自分自身で準備する活動、いわゆる終活に欠かせないものとして注目されるようになってきています。

書店や文房具店なので一般的に販売されていますが、エンディングノートの利用を本町

が高齢者福祉事業として広めることの意義は何かを、お伺いしたいと思います。

また、記入内容に関しては、医療や介護など、本町の地域包括支援センターで対応できるものもあれば、資産や年金、相続など、司法書士やファイナンシャルプランナーといった専門職の助言が必要なものもあります。

書き方の説明だけをして、あとはご自分でとはならないと思いますので、すまいるあっぷ事業中で書き方を説明するとき、またエンディングノートを配布した後において、そういった専門職の方へのご助言をいただけるような連携は、どのように図られるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、7番議員さんの三つ目の質問、エンディングノートの活用のことについて、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

施行方針の中にエンディングノートが書き記してありましたので、そのことから質問があったというふうに考えております。

施行方針の中では限られた紙面の中で記載をしておりますので、その趣旨がなかなか本質まで伝えられないということがありましたので、きっとそういう部分があったのかなというふうに思います。

まず、内容を説明をさせていただきたいというふうに思います。

本町においては、高齢化が進んでおり、急病により意思表示自体ができない方や、認知機能の低下により医師確認が難しい方が増えてきている状況になってございます。一般的に病気やけがにより命の危険が迫った状態になったとき、70パーセントの方が医療やケアを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなっているというふうに言われてございます。

そこで、医療や介護に重点をおいた本町オリジナルのシンプルなエンディングノートを作成し、ご本人の望む人生を送ることができるよう支援をしていくというふうに考えてございます。

シンプルなものでも、書き方がわかりづらいなどのご意見も出てくるのが考えられるために、社会福祉協議会が行っておりますすまいるあっぷ事業と連携し、月に1回ずつ各行政区自治会館に地域包括支援センター職員が出向き、希望される方に記載方法を教えてまいります。

なお、医療や介護に重点をおいたものであるため、司法書士やファイナンシャルプランナー等の助言は不要と考えてございます。

エンディングノートは記載してある内容に法的な拘束力はありませんし、強制して作成するものでございませぬが、ご本人の意思が確認できるうちに、一人一人の思いを記録することによって、高齢者ご本人に対し、終末期における人としての尊厳が保たれるような支援を行い、高齢者福祉の充実を図ってまいりたいという考え方でございます。

以上申し上げまして、7番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○7番（西内陽美君） 再質問いたします。ただ今、町長のお答え中では、本町オリジナルのエンディングノートを作成して配布をするということをお伺いいたしました。

また、包括支援センターの職員の方が書き方を丁寧に説明していただけるようでございます。

再質問といたしましては、そのエンディングノートから新たな住民ニーズが浮かび上がった場合の対応について、お伺いしたいと思います。

計画では、すまいるあっぷ事業中で広めていかれますが、記入するうちに、ご本人の心配ごととして、例えば、ご自身に万が一の事態があったときに、ペットの行き先や新たな飼い主をどうしようとか、お墓を継ぐ人がいないので自分の代で墓じまいをしたいが、そのあとはどうしたらよいのかとか、合葬墓のような施設はないだろうかなど、本町で扱っていない事業に関する相談があった場合に、どのように対処されるのかをお伺いしたいと思います。

ご家族が身近にいらっしゃって、日頃から万が一の時の手続ですとか、ご自身のお考えを伝えて家族で話し合ってる方には、エンディングノートは必要ないのかもしれない。問題は、お一人暮らしであるとか、お子さんが遠くで暮らしているなどで不安を持っていらっしゃる方だと思います。

エンディングノートへ記入することは、人生の終局をより具体的に現実身をもってイメージすることになりますので、なお不安をあおったり、心配を募らせたりすることがないように、配付後、そして記入後は、丁寧に寄り添ってあげていただきたいと思います。

もし書かれている最中で、本町が直接事業として行っていないような内容なの相談ですとか、不安がもし届けられた場合に、包括支援センターですか、職員さんとしては、どのようなふうに対処されるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど、7番議員さんの今後における想定されることが出てくるかもしれません。まずは今、町がやる高齢者福祉の中でやれる分については、医療と介護の部分であります。そのことについては、今ほど言ったようにエンディングノートの一部を活用してオリジナルなものを作っていくということでもあります。

その作ることによって、今度はその本人が、作ったことによりいろんなことを今言われたことも考えられることが想定されます。そのことは、やっぱりその本人からお子さんなり、そういった方に話できる、そういうきっかけにもなっていくのではないかなというふうに想定をしておりますので、そこは切り離して考えていきたいというふうに考えておりますので、そういったときには、市販のエンディングノートだとか、市販のそのエンディングノートの書き方というのは、本当に低料金で売っておりますから、そういった形で購入されて、そこは個人で書いてもらうということが必要になってくるというふうに考えております。

また、厚生労働省では、人生の最終段階のプロセスという中で、今ほど一人暮らしの中でなかなか子供がいても遠いだとか、なかなか言えないとかという場合について

は、特に医療だとか介護については、友人に言うだとか、そういったことも、今進められるような環境になっておりますけども、そこは今後に向けていろいろ検討していかねばならないことだというふうに思っておりますけども、今、町としてはまず、医療、介護を自分の意思がどこにあるのか。胃ろうをするのか、人工心肺をつけるのかとか、いろんなそういう最終段階のそういったことの意味確認をしながら、自分の終末期をどうあるべきなのかということ、すべてではありません、それはもう本人の意思に委ねますから、そういうふうに委ねたいという方に対しては、そういう意思をできる限り明確にさせていきたいということで、そのことが高齢者福祉の充実につながっていくと考えで進めていくものでありますので、今後いろんな変化はあると思っておりますけども、行政でできるものと、それ以外でやる部分とちゃんとすみ分けをしながら進めていきたいというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

○6番（西内陽美君） はい、ありません。ありがとうございます。

○議長（笹木正文君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、2番、村井利行君。登壇の上、発言願います。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、初めての一般質問をさせていただきたいと思っております。2点お聞きをしたいことがございます。

まず1点目です。総合健康福祉センターゆめりあ生甲斐ホールの利用状況について、熊田町長にお聞きをいたします。

このセンターは、ご存じのように2000年4月にオープンをいたしました。町民が健康で明るく生活するために必要な保健や予防、健康的な体作りや生甲斐学習の助長、介護、福祉サービスに関する助言の他、障害者や高齢者の自立した生活の維持を側面から支援できる機能を持った複合施設であります。

ホールの他に生涯学習施設、また健康福祉施設、介護福祉施設等の機能をすべて盛り込んだ、正に新十津川町がほかに誇る素晴らしい総合施設であります。

また、新十津川町の音楽ホールとしての公演に対しては、滝川からの来客も期待できるという判断も本ホールの性格付けの決定に大きく影響したものと思われまます。

このゆめりあ生甲斐ホールの大きな特徴は、収容人数350名、正確には352席と聞いております。小規模なホールであります。

また、基本的には多目的ホールであるものの、このホールが限りなく音楽専用ホールに近い機能、音響性能を持っていることであります。当初、建設計画に関わった方々が、音楽方面にかなり精通しておられたかなと推察をするわけでございます。

そこで質問でございますけれども、この素晴らしいゆめりあ生甲斐ホールの利用状況は、稼働率何パーセント位でしょうかということなんですけども、これはこちらで調べました。そうしますと年に45パーセント程度と聞いております。この数字が適切かどうか、ちょっと私は分かりませんが、さらにこの稼働率が上がるような対策を打ってもいいのかなと、そんなふうに思います。

町長は平成27年の第4回定例会のご答弁で、平成18年度に策定をした人材育成基本方針において、職員のコスト意識、プロ意識を目指すとおっしゃっております。そのような事

を踏まえて、ご意見をお聞きをしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんの一つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

ゆめりあホールの音響は道内の小ホールとしては最高級の音質で、音楽や芸能、演劇などの練習、発表さらには講演や鑑賞にご利用いただいております。このことは今の質問の中にありましたように、この設計にあたっては、キタラの音響設計と同じ方に、このゆめりあホールを設計していただいて、音楽に本当に特化した素晴らしいホールになっております。これは本当に町としても大きな自慢でもありまして、このことを大いにPRをさせてもらいたいなというふうに考えております。

また、ステージも舞台仕立てと電動音響反射板仕立てと、まず二つ変わるという状況になっている、非常に使いやすいホールになっているのではないかなというふうに考えてございます。

今ほど質問の中に全体の稼働率がありましたけれども、平成30年度の土日、祝日と平日に別けて分析をいたしました。土日、祝日では73.1パーセント、平日では36パーセント、全体では先ほど言った47.9パーセントとなっております。近隣市町のホールの稼働率と比較をしてみました。近くにあるたきかわ文化センターでは26.7パーセント、深川のみらいでは37.2パーセント、砂川のゆうでは、劇団が多く使われているということで、ここが一番高く67.4パーセントという状況になっており、新十津川は、そういった中で劇団で使われるゆうは、そのように高いわけでありましてけれども、他の所から見ると47.9パーセントは、上位の方に位置している稼働率ではないかなというふうに思っておりますし、このことは冒頭も申し上げましたように、質問の中にありましたように、音響の良さや、丁度いい収容人員、そんなことが多くの方に利用をしていただいているものと受け止めているところであります。

なお、全体の利用者の傾向についても調べてみますと、ピアノ、カラオケ、踊り等の発表会が33件、ピアノ、演劇、ブラスバンド等の練習が69件、その他講演会や町主催行事が54件で、合計156件となっております。

次に、利用者の内訳でありますけれども、町内の団体、個人の方は122件、そして近隣市町などの町外の方が34件、約2割ということであります。音楽発表会や音楽練習などでも利用いただいているという状況になってございまして、次に、年間を通した利用の傾向について説明をさせていただきます。

特に夏休み、春休み期間中は、音楽練習や発表会の頻度が高く、10月もまちの町民音楽祭などでの利用が多い状況になってございます。どちらかという利用の少ない時期は、年度初めの4月、5月、そして厳冬期の2月となっております。

これらのことを踏まえ、今後においては、現在の稼働率に甘んじることなくホールの稼働率を一層高めるために、利用者の少ない時期を中心に音響効果の良さなどを町のホームページや、また違った方法でのPR、さらには空知ホール協議会という、空知管内で同じホールを持っているまちで協議会がありますので、そういった連携を更に深めながら、利

用促進を図ってまいりたいことを申し上げ、2番議員さんの答弁とさせていただきます。

以上申し上げまして、2番議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○2番（村井利行君） ありがとうございます。40数パーセント、近隣では一番高いということで、ちょっとほっといたしております。

ちょっと雑談になるかもしれませんが、先日ですね、滝川の商工会議所の方と会う機会がございまして、今、町長もおっしゃってましたけども、この近隣で協議会を作って、お互いに各ホールなどを有効利用しようという話があったんで、ちょっとこの質問には当たらないかもしれませんが、滝川地区の方の愚痴として聞いていただきたいと思えますけども、確かに滝川には文化センターございます、ちょっと古いんですよね、もう何十年も経って。今聞いたらの稼働率も二十数パーセントとあまりよろしくない。というのは1,000人規模の会合がないんですね、少なくなってきたらしいんです。

それで、二、三百人程度のホールは、是非欲しいんですけれども、文化センター全部建て替えるには何十億もかかりますので、何とか十津川さんのゆめりあホールを予約して借りれば、簡単に借りれるんですけども、滝川の財産でありませぬので、ちょっと気兼ねをしてると、こんな話ちょっと聞きました。

それで、是非、有効利用させて欲しいということで、提案といいますかね、そんなことがございましたので、ちょっと余談として加えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問ということでお答えをさせていただきたいというふうに思いますし、余談ではなく、しっかりとした内容としてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

空知ホール協議会、これは空知管内に七つのホールがありまして、奈井江、滝川、深川、砂川、美唄、空知以外の富良野も入ってるんですけども、そして岩見沢、そして七つのホールが連携しながら、この運営協議会を開いております。

ちょっと具体的な内容を申し上げますと、それぞれの地域において、チケットの販売だとか、そしてそれぞれの舞台技術を高めていくと、先ほどちょっと質問中でプロ意識だとかそういった中でこのことで触れませんでしたけども、ここで触れさせていただきますけども、舞台技術というのは、なかなかそういう舞台に特殊な装置がたくさんついておりますので、その演出者のより映える、そういった技術、音響とその照明ということが必要になってまいります。そういう舞台技術に関する研修に関する情報共有、さらにはコンサートをするに当たっても、類似したコンサートをしたら、お互いに人を奪い合うという形になりますから、そういったことのないようにお互いがうまくいろんな演目、そういういろんな人方に来てもらって、お互いのホールがより有効利用というか、人が入るような工夫をしながら、そういうことを協議をしているのが空知ホール協議会という形の中で進められております。

ですから、滝川市ともそういった協議会の中に入れていただいて進めておりますので、

逆に言うと、大人数という部分では、滝川市、そして300人規模になると、うちだとか奈井江だとか、そういったホールをうまく活用していただきたい。相互利用ということも、そういった意味で含んでおりますので、そういった利用調整が図られるというんですかね、そういったことは当然だというふうに思いますので、今ほど愚痴ではなく、しっかり使いたいときには、直接、町の方に来ていただいて利用してもらうことが町にとっても、ゆめりあホールにとっても、本当に町自慢のホールというふうに考えておりますから、そのホールで、希望のことをやってもらうことが、その本人にとっても聞く人にとっても、相互にとって良いのではないかなというふうに考えております。

ただ、多いのは土日が多いのもですから、土日については競合することが数多くあるというふうに思いますけども、町としては、この立派なホールを大いに利用促進をしていきたいということは、先ほどのお答えのとおりでありますけれども、再質問も同じような趣旨でお答えをさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（笹木正文君） いいですか。

それでは、次の質問に入ってください。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 二つ目の質問をさせていただきたいと思います。これは、久保田教育長さんにお尋ねをいたします。

給付型奨学金の導入ということについて質問をさせていただきます。

4月の統一地方選を前に読売新聞が実施をした、全国市長と首長さんへのアンケートで、選挙の争点ですね、取り上げられるべき課題として、8割の首長さんが、まず1番目に子育て支援と教育の充実を挙げました。以下、2番目、福祉の充実、医療の充実、3番目、少子高齢化人口減少、4番目がですね、震災、災害からの復興、防災と、5番目に企業誘致等の経済雇用対策というふうに続きます。全国的にもほぼ同じではないかと推察をしております。

人口減少で、住民サービスが低下する不安を抱えながら、様々な子育ての支援をしておりますけれども、我が町でもいろいろな支援があります。平成28年8月からは、高校生の医療費無料化も組み込まれました。妊婦さんから2、3カ月の赤ちゃん、そして園児、小学校、中学校、高校と手厚い支援があります。

若いお父さん、お母さんに是非新十津川に来てもらって、支援制度も充実しているこの町で、是非、子供さんを成育をさせてもらいたいと、そんなふうに思っているところでございます。また、この支援をすることによって、人口減少のカーブを少しでも緩やかにできると、そう確信をしているところであります。

本町には、人口減少対策については既に定住促進制度があり、素晴らしい成果を上げております。町長の町政執行方針の中でも、後継事業として、第3回定例会でお示しいただけたこととあります。恐らく、マイナーチェンジをした素晴らしい第2弾、定住促進制度ができ上がるものと思っております。

そこで、この定住促進制度と子育ての支援の奨学金制度をですね、うまく組み合わせて、新十津川町の魅力を更に上げることはできないかということとあります。

この定住促進制度があり、これをまず一の矢として、さらに子育て支援の観点から、償還型奨学金をですね、給付型にしてはどうかと。これを二の矢にして放ってみてはいかが

かと、そんなふうに考えております。

平成28年の2回定例会において、西内議員もおっしゃっております。奨学金制度を見直してはいかがですかと。高等学校1万円、専門学校、短期大学、大学が4万円。あと入学金が28万と、これらは償還型であります。もちろん、幼児から高校までも結構、子供さんにはお金がかかります。しかし、短大、大学は、その比ではありません。

私もサラリーマンでございましたんで、教育費にはかなり苦労した一人であります。その辺の観点から、教育長のお考えをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。それでは、2番議員さんの2点目のご質問にお答えいたします。

本町の奨学金制度は、昭和52年に制定されまして、新十津川町奨学金等貸付条例及び同施行規則に基づき、経済的理由により就学が困難な者に対して学資の貸付を行うことにより、教育の機会の均等を図ることを目的とし設立いたしました。

これまでの就学費用の推移に応じ、入学費や授業料に対する貸付額を増額し、また返済期間を延長するなど制度を充実してきたところでございます。

近年は、大学を卒業しても正規雇用とならない学生も多く、奨学金の返済が多額な場合には、生活は不安定となりまして、将来に不安を抱えたままの人が数多くいるのが現状であります。借入額や就職後の償還計画について、十分考慮しなければならない時代となっております。

このことから、国においては高等教育無償化の一環として、意欲と能力のある若者が経済的に進学や就学を断念することのないよう、原則として返済が不用の給付型奨学金を、日本学生支援機構の奨学金として平成30年度から給付し、令和2年度からは、さらに対象を大きく拡充することとしております。

この給付型の奨学金は、償還型と同様に学力基準や家計基準により、世帯の所得金額に応じて第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ区分までの支給区分がございまして、私立と国立、自宅通学と自宅外通学に分けられ支給金額が決められております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、新たに創設された国の政策としての給付型奨学金がどの程度対象となり給付されるのか、併せて、道、他の市町村の給付型奨学金の運用状況等についても、まず確認し検証することが必要であると考えておりました。現時点におきましては、給付型の奨学金制度の創設は考えておりませんので、ご理解を賜りますよう申し上げ、2番議員の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

○2番（村井利行君） 国からの奨学金制度もかなり充実をしてきたというのは、ニュース等で私も確認をしておるところでございますけれども、人にはいろいろな価値感があるかと思っております。今、我が町では定住促進で新築200万、共同住宅400万、こんなお金を使っているところでありまして、これを例えば、住宅ではなくて子供の教育費にかけたいと、こんな方も中にはいらっしゃるのかなと、そんな感じがいたしております。

そんな中で、一応予算の中で、たくさん予算があれば、例えば、定住をやって奨学金も

給付型にすれば一番良いのですけども、やっぱり限られた予算がありますんでね、あとは公平感、不公平感もありますんで、両方というのはなかなか無理かと思います。

そんな中で、例えば、町に有り余った原資があれば、今言ってる両方をやればね、定住にもつながってきますし、人口増にもつながってくるような気がします。

それで、例えば、今言ったように定住促進の制度を使う、あと給付型の奨学金を使う、これによって人口も少し増えていくと、これも一つですね。

逆に、今ぐらいの原資で制度設計を見直してみるのもどうかと。例えば、住宅資金か奨学金か、転入のときに決めてもらうとか、ちょっと極論ですけどもね。あるいは住宅資金半分、教育資金半分、そんなような制度設計をすることによって、多少なりとも人口減を防げるかなと、そんな気持ちがちょっとしたもんですから、ちょっと申し上げてみました。その辺いかがでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 再質問の答弁をさせていただきます。

今ほどの過去の経緯もう一度説明させていただきますと、総合戦略を策定した際に、給付型奨学金とともに返済額の減免について検討を行ったところでございます。

そんなことにつきまして、28年の2回定例会において、町長から返済不要の給付型奨学金の創設及び地元に戻ってきた方の奨学金の返済減免については、公平性の確保、それから取扱基準、個々の返済、管理などということで、制度的に複雑になることから見送りをしたところでございます。

それで現在、空知管内においては、看護師のなり手不足から、卒業後、地元の病院に就職した場合には、奨学金、償還金が全部又は一部を減免するという取り組みをしてるところもございます。これは看護師の確保対策としての制度設計ということでございます。

また、本町におきましては、町長の産業政策の中で、農業を主産業とするということで、農業学校への進学者には、国の農業次世代へ人材投資資金を活用できたり、あるいはピンネ農業公社においても助成制度を設け、Uターンを含む新規就農者等に支援制度も充実しております。

このようなことで、これにつきましては1万円掛ける4年間というなことでやっております。

また、商工業につきましても、いろいろ中小企業等応援条例等に基づく支援、安心する事業等も実施しております、そのようなことで、町に戻り住んでいただく要件はいろいろありますけども、どこで働き、どこで暮らすかということにつきましては、自分の暮らしや目標に向かい、就職先、家族、給料、生活環境等様々な要因を考えた上で決められるものだというふうに思っております。

奨学金の償還の減免が定住につながるという点につきましては、本町の制度として検証が必要でございますし、先ほど2番議員さんが言われましたように公平感とか、いろいろな問題がございますので、現在のところは貸付型の奨学金で行いまして、また、今後、先ほど申し上げましたが、国の給付型の推移、あるいは近隣市町村の奨学金の推移を見ながら、また今ほどの2番議員さんの意見も参考にしながら検討とか推移を見ながら、今後、検討していきたいと思っております。現在のところは考えていないということでご理解をお願い

いします。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

○2番（村井利行君） ありません。

○議長（笹木正文君） 以上で、村井利行君の一般質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩といたします。

（午前11時06分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（笹木正文君） 一般質問を続けます。

次に、6番、杉本初美君。登壇の上、発言願います。

〔6番、杉本初美君登壇〕

○6番（杉本初美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

心が通い合うふるさと納税のあり方について、町長にお伺いいたします。

ふるさと納税が2008年に制度を導入され、10年後の現在、当初の100から150億円が44倍の3,653億円となっている。ふるさとを応援する目的で始めた制度が、現金だけでなくクレジット決済までできるようになり、高額な返礼品競争が続き、今年6月、総務省は、納税指定制度を施行し、返戻品も3割となっています。

ふるさと納税は、節税や返礼品を受けることでなく、納税を通じて、都市と地方の住民の心が触れ合う必要があると考えます。

例えば、北見市ではカーリングや陶芸体験などの体験型返戻品をメニューにしています。

我が町の魅力を引き出すために、豊かなまちづくりとして、魅力的な観光資源の整備を進めていただき、体験型の返戻品に取り組んでみてはどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の趣旨については、今質問の内容にありましたので、そのとおりでございます。

そういった中で、本町においては、単にふるさと納税の寄附だけに固執するのではなく、新十津川町に想いを抱き、応援したいという方々にご寄附を頂くことを前提としつつ、本町の農、特産品を返礼品とすることで、全国津津浦浦の方々に本町の農特産物をご賞味いただき、その後の販路拡大、知名度アップを目指すということで、その取組みを進めているところでございます。

そういった中で、返礼品の宿泊メニューも用意をしておりますので、実際に本町に訪れていただき、ご自身で新十津川の魅力を感じて頂ければという願いがあるところでございます。

さて、ご質問の体験型の返礼品への取組みについてでございますが、現在のメニューの中には、ピンネ荘さんの宿泊プランがあり、その本人が希望によっては、そば打ち体験が

できるというものがございます。それ以外は体験型の返礼品は用意していないという状況になってございます。

ご質問にあります都市と地方との住民の心のふれあい。いわゆる都市との交流につきましては、町としてもその重要性を十分に認識をしているところでございまして、第5次総合計画、あるいは、まちの総合戦略においても重要な取り組みとして位置づけ、その実現に向け取り組みを進めているところであります。

一例を述べさせていただきますと、しんとつかわで心呼吸。推進協議会を母体とするファームスティでは、中、高生等の修学旅行を対象に、昨年は、16校463人を受け入れ、地域の農業者の方々との交流が図られておりますし、平成27年度から3年間は、北大の留学生と連携した観光資源の発掘調査において、本町の体験型観光が適しているとの調査報告を受けましたので、そのノウハウをもつ民間ツアー会社に対し、調査成果の提供、広告費の一部支援を行うなどして、町内ツアーを誘致した結果、昨年度は4つの事業者が11のツアーを主催し、399人の方々に本町での各種体験を経験して頂いたところであります。

今後、ふるさと納税の返礼品に体験メニューを取り入れるとした場合には、現在進められている、このような交流体験事業の中から返礼品を選択することが、制度の趣旨に合致するものと考えております。

しかしながらファームスティにおいては、受入先となるしんとつかわで心呼吸。推進協議会会員の方々の減少や高齢化により、寄附された方の希望する日程での受け入れが難しい状況にあること、また、民間ツアーにおいても、催行人数の関係から、一定数の寄附者が集まらなければツアーを引き受ける事業者がいらないことなどから、現時点においては、返礼品のメニューに加えていない状況にあることをご理解願いたいと思います。

なお、今後、ファームスティやまちの資源を活用した体験事業などが、町内の個人や事業所において、生業として展開されるような状況になった場合には、そういった体験型メニューをふるさと納税の返礼品に加えた上で、推進して参りたい考え方を申し上げ、6番議員さんのお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

再質問を許します。

○6番（杉本初美君） いろいろな角度からの説明ありがとうございます。

再質問させていただきます。最近では物からサービスという返戻品に変わってきています。取り組まれている自治体が全国で1年間に3倍まで増えてきているのが現状でございます。

自治体独自の取り組みで、例えば、北海道では北見市のカーリング体験を初め、えりも町、弟子屈町のバターやアイスクリーム作り、道外では神奈川県森のそら空中遊び体験、栃木県森の中散歩体験、長野県移住体験、宿泊施設で田舎暮らしの体験、兵庫県では1日滞在体験など数多くの自治体の持ち味を生かした体験返戻品に取り組んでおられます。

我が町の体験できる場所は完備されていますが、より一層の町のPRに向け、魅力を引き出すために、全国から寄附金者の方に足を運んでいただき、あらゆる施設等で体験を通じて、経験したり、触れたり、目で見ること必要と考えております。

そこで、スポーツ体験といたしまして、都市の人に田舎の積雪に触れるスキー体験をしていただいたり、物を作る体験では、既に体験されてる方も数多いと思いますけれども、文化伝習館を活用し、陶芸職員の光る技に触れてみるとか、実際にですね、土に触れて物

を作る、また、染色文化であります染め物、織物を作る技術にも触れてみる。または観光の体験など、いろいろ触れ合うことができることに取り組んでみてはどうかと思うんですけども、体験返礼品を通じた出会いの中で、交流の人口、体験の人口もまた期待されるのではないかと考えております。

美しい景観形成を図り、夢をはぐくむ緑の大地でスマート農業への取り組みもされました。第2弾としまして、新たに地域資源魅力的な観光資源の整備を進め、元気あふれる豊かなまち、輝くまち、令和の新十津川を目指していただきたいと思っておりますけれども、改めて、町長に考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それで再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、いろんなことは当方でも考えているわけでありましてけれども、まず、ふるさと納税をしていただいている方は、ほとんどが道外の方になります。9割に及んでおります。

そういったことから、今、その寄附者のお答えをして新十津川に来ていただきたいということがまず第一義的にあるというふうに考えますので、そういった部分では、今宿泊プランがありますから、そういった宿泊をしてもらう、町内に3か所ありますから、その3か所に宿泊をしてもらい、そういった宿泊者の中から近くにある文化伝習館等の体験だとか、そこは選べば可能になってくるかなというふうに考えております。

それは、ホテルだとか、宿泊業者の方で紹介をしていただくように推進をしていかねばならないというふうに考えておりますけれども、そういったことに体験がつながっていくというふうに思いますけれども、まずは泊まっていただくことにならないと次のそういう体験型につながっていかないのかなというふうに考えております。

ただ、スキー場ですね、そこでお話ありましたけれども、今の段階では、人数が最初に団体としてある一定程度予約をしていただいた場合については、今度、受け皿となるスキー連盟との指導者の関係が出てまいりますので、そこを調整しなければならない。いつでもどこでもということにはなかなかかなりづらい状況にもありますので、それぞれ今現役でいろいろ就業されてる方が多くありますから、そういった方については、いろんな調整をしながら対応をしていかねばならないというふうに考えております。

いろいろ話が前後しますけれども、そういう町の施設の体験になってまいります。で、ふるさと納税のいろいろなメニューがあるわけでありましてけれども、いろんな農特産物の中では、新十津川のやっぱり農業者の作ったもの、それと商工業者の作っていただいたもの、そういったことにまず広く新十津川のおいしい食べ物を食してもらって、そのことが多く広まっていくことが、町内の産業の活性化につながっていくだろうなというふうに考えております。まず一つはですね、ふるさと納税の。

そして、もう一つは、今度、宿泊をしてもらって、そこが広まっていかないと体験型になかなかつながっていかないと現状になってまいります。このふるさと納税の仕組みが、道内の特に札幌の方から新十津川に向けて多くの寄附がくる可能性があれば、そういったいろんな展開が考えられるわけでありましてけれども、今ほとんどの方が道外になって

いうことも踏まえていくと、そのPR仕方にもよるかもしれませんが、その大半が道外ということになっている実用を考え合わせていくと、やはりまずは宿泊をしてもらう、そこを広くPRをしていければというふうに考えているところであります。宿泊することによって、宿泊者の方と連携をしながら、近くのそういう体験できるように工夫をできる環境になってまいります。

ですからまずは、宿泊が前提になってくるのかなというふうに考えておりますので、体験型のPRを選定して新十津川に来てもらうということ、今、6番議員さんが質問の中で大きな趣旨であるというふうに思いますけども、今のメニューの中では、町の大きく産業の活性化のために町の農特産物、商工業者の工夫しているものを第一義的に、これからもふるさと納税としてPRしていきたいということを申し上げ、できる限りのことはやってまいりますけども、今の段階では、大々的にPRするという段階ではないということ、今、再質問の答えをさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○6番（杉本初美君） それでは再々質問させていただきます。先日、ご存じのように、NPO法人の音楽森の方との触れ合いがありまして、壇上に5名の方が呼ばれ整列され、ふるさとという歌を歌い、いつの間にか手を取り合って大きな一つの輪になりまして、全員で大きな声で合唱、これは心が通い合った証だと私は思い感動することでもございました。人は心が通じ合わないと、大きなものも強いものは育たない。

そこでですが、ふるさと納税で寄附していただいた方の約3分の2は、目的、用途を指定されていますけれども、その経過報告といたしまして、その方々に何か送られていますか。

○議長（笹木正文君） 今のところもう一回。

○6番（杉本初美君） その人方に何か送られていますか。そうでなければ、はい。

○議長（笹木正文君） 寄附金の使い方の問題ですか。

○6番（杉本初美君） 例えばですね、人として、この納税は、新十津川の駅に充ててくださいとかっていう用途を指定されておられる方が3分の2おられると思うんですけども、その人方に対して、今その寄附金のおかげでこうなりましたよってというような報告をされているか、どうかということです。

○議長（笹木正文君） はい、町長。

○町長（熊田義信君） それでは、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在、本町に対して寄附をいただいた方は、インターネットで85パーセントの方が寄附をしていただいております。その寄附をされる方に対して、本町はホームページにおいて寄附金の利用内容、そして寄附をする方の同意をいただいた方の名前を紹介をさせていただいていることを申し上げ、質問の回答とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

以上で、杉本初美君の一般質問を終わります。

次に、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、一般質問をさせて

いただきたいと思えます。

質問のテーマ、高齢者免許自主返納促進への対応についてですが、この質問については、平成28年に杉本議員から同じ内容の質問をさせていただいている状況になっております。

今回、この質問をさせていただく意図としてですけれども、昨今、メディア等でも取り上げられておりますが、高齢者等の大変大きな事故が増えているという状況と、本町においても、市街地で薬局に車が突っ込んだり、また昨年では、北門信用金庫の駐車場に車が突っ込んで横転するというような大きな事故がありました。幸い、歩行者等を巻き込んでいなかったのも、死亡等という状況にはならなかったのですけれども、そういう状況の中、やはり町民の高齢者の皆さんは、自分の車の免許の自主返納については、相当意識が高まっている状況であるということ。

その中で地域の方は、しかし、今、この免許がなくなったら、この地域では暮らせないという声、また、この免許がなくなったら、他の町に引っ越さなくてはいけないという声、また、他の町に比べて、本町は、その免許を返納しても、その返納者に対する支援が少ないというような声が聞かれております。

加えて、今回、町長の町政執行方針では、このような免許自主返納者及び地域の方の足を確保するための地域公共交通サービスをやっておりましたが、なかなかその利用人数が伸びないということで、今期、また新たに交通体系を見直すというような方針が出されましたので、その機会に、私の方も再度この質問をさせていただきたいというふうに思っております。

この自主返納については、昨年、総務民生常任委員会の調査が行われまして、そこでは、町内でもこの発生した事故の高齢者割合が平成30年度では約4割というような報告がなされております。

本町においても今後、更に高齢化が進む中、町内で高齢者による大きな事故が起きないように、運転免許自主返納の促進を更に進めると同時に、免許を手放しても町内で安心して暮らせる交通整備、これがまた急務になってくるかなというふうに思っております。

そこで免許自主返納を促進するための具体的な取組み、また安心して返納しても、しっかり生活できる、安心して生活できるまちづくりに対して、具体的な取組みについて伺いたいと思えます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんの質問にお答えをさせていただきたいというふうに思えます。

まず、本当に最近、テレビ、新聞等で運転操作のミス、猛スピードでの横断歩道へ突っ込むなど、痛ましい事故が多く発生をしている状況を見ると、改めてこの事故を減らす対策が必要であるというふうに考えているところであります。

はじめに、本町の交通事故の状況について申し上げたいというふうに思えます。

平成29年10月27日に発生をした交通死亡事故以降、5月末日をもって交通事故死ゼロが580日を迎えました。

昨年の町内における人身交通事故は6件、このうち65歳以上の高齢者が原因者となる事

故が2件となっておりございます。

免許保持者に占める高齢者の割合は上昇しておりますが、高齢者による事故件数は、過去3年で見ますと、平均2件で推移をしており、高齢者による事故の増加傾向は、現在のところ本町においては見られていない状況になってございます。

このことは、町民の皆様の安全意識と、安全・安心推進協会や交通安全指導員会など関係組織の皆様の弛まぬ努力の成果であると、改めて感謝申し上げますところであります。

しかしながら、全国的には、冒頭申し上げた通り、連日のようにいたましい事故が発生し、クローズアップされ報道されているという状況から、高齢者の運転免許証の自主返納を促す声が日増しに大きくなっていると感じております。

そこで、ご質問にあります運転免許証自主返納の促進の取組みについてでありますけれども、本町では、平成24年度から平成27年度まで、自主返納者に対して住基カード無料交付事業を実施し11人の方が利用されておりました。

また、全国的に高齢者による交通事故が多発している状況を踏まえ、滝川警察署と連携をし、高齢者向け交通安全教室を開催し、高齢者が当事者となった交通事故の事例を紹介して免許証の自主返納を呼び掛けるとともに、返納後の移動手段として、地域公共交通の利用案内を行い、これを継続的に進めていきたいというふうに考えておりますし、これまでに延べ23団体、492人に受講をしていただいております。

この事業による効果を数字で表すことはできませんけれども、交通安全意識の涵養や自主返納への動機づけにはつながっているというふうに考えて、改めてこのことを地道ではありますが、具体的な事業として継続してまいりたいというふうに考えております。

次に、町民で免許証を自主返納した方は、平成29年度は13人、平成30年は21人と年々増加をし、本年は6月19日現在で、すでに15人と、前年を更に上回りそうな状況になってございます。

このことについては、高齢者ドライバーが加害者となって重大事故の報道が相次いでいることから、自らを見つめ直すきっかけとなったのではないかと推察をしております。

増え続ける自主返納者、また、これから返納を検討している方やその家族が、自動車が無くても安心して暮らしていくためには、ご指摘のとおり、誰もが移動手段として利用できる交通体制の確保を図ることが、行政の責務であると考えているところであります。

町では、これまでも中央バスの運行助成をはじめ、乗合タクシーや乗合ワゴンの運行にあたって、より利便性の高い地域公共交通を目指し、町民のニーズを取り入れ運行経路の拡大などの見直しを行ってまいりましたが、残念ながら利用者の伸び悩みという状況になってございます。

今後は、現体制を維持しながら利用促進に向けた周知活動に努めるとともに、住民の利便性、運行事業所の運行体系、国の財政支援など様々な観点から、今一度この地域公共交通の見直しに向けて、新庁舎が令和3年5月に完成をする、そして、新庁舎の前がこのバスステーションになるというようなことを踏まえながら、この令和3年5月をめどに新たな交通体系の構築に向け、町の地域公共交通活性化協議会で検討を重ねて、あるべき地域公共交通の整備を進めていきたいということを申し上げ、5番議員さんの回答といたします。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 今ほど、町長の答弁がありましたとおり、本町の高齢者の方は本当に意識が高く、自主返納されている方も多くなってきているということの数字がありました。結構、その自主返納後の生活が、やはり身近に自家用車があると好きな時に車に乗って、好きな場所に行けるっていう状況から、急にそういった足がなくなるという状況から、家に閉じこもってしまう、引きこもってしまう、そういった高齢者が増えていき、そこから要介護者につながっていく、認知症が増えていくと、そういったような現象も全国では大きな課題になってきております。

そこで、今ほどお話があったとおり今の現状を踏まえて、こういった足になり得るその地域公共交通を見直していくというようなお話がありました。そこでその検討に対して、執行方針の中では、町民のニーズをしっかりと勘案していくということが述べてありました。この町民ニーズの把握の具体的な方法をですね、お聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問のお答えをさせていただきたいというふうに思います。

町民ニーズを把握するという部分では、すでにいろんな機会を持って状況を確認をしているということではございます。

ただ、実行に当たっては先ほど言ったように、地域公共交通の組織がありますので、そこには町民代表、さらには事業者の代表の方、そういった形の中で進められておりますので、そういった方も町民の代表の1人であるという認識の中で進めてまいりたいというふうに思いますし、今町では、福祉バスも運行してございますので、そういったバスの運行状況、さらには今、スクールバスも運行してございます。これは児童、生徒用でありますけれども、今後に向けてどうあるべきかということは、一つの分野だけではなく、中央バスについても、近隣の町とのつながりもありますので、そういった状況などいろんな変化も想定されることもいろいろ考えられますので、そういう変化を迅速にとらえながら、どうすべきなのかということは、まず町の方でいろんな素案を作り、そして、その中でまちづくり懇談会だとか違った形の中でも声を聞きながら、そして、この活性化協議会がありますので、そういった組織を有効に活かして、しっかり全体的な声を確認をして、今以上に利便性の高い、そういうふうにしていかないとこの新しい地域公共交通の仕組みにはなっていないことは間違いないわけでありまして。

そういったことを考えながら進めていく、そういう考え方であって、もう既に1回目の会議は進んでおります。もう歩みを進めているということも更に申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。以上です。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○5番（小玉博崇君） もうすでにその方向性で進んでいるということですが、少し提案も含めて最後の質問をさせていただきます。

まちづくり町民アンケートを毎年行っておりますが、交通が不便、買い物が不便、老後の生活が不安というのがワーストトップ3、これ例年ずっとこの三つがかなり高いランク入りをしている状況になっております。

実は先般、商工会の研修で十勝バスを視察に行ってきました。あそこも路線バスがずっとこの40年間、ずっとこう減少傾向で赤字路線を地道な調査とアイデアで、40年ぶりに乗客がアップし、増収したというような、実際にそのお話を聞かせていただきました。

そこではニーズ調査のやり方というのが1件、1件、なぜ、バスに乗らないんですかとか、そういったところも肌身を感じる、そういった取組みを行っていたんですね。

この視察でもお話がありましたが、他の町でもそうなんですけれども、いくら地域公共交通機関を整備しても、この不便だという声というのは意外となくなるらない、どこの町もそのようなんです。

この十勝バスの取組みでは、この不便というのがどこから来るのかということをしかり実際に声を聞いていくと、実は不便ではなくて、不安だった。どうやって乗っていいのかが分からなかった。そういったことから、様々な取組みをして好転していったという状況があります。

今回、新しくこの公共交通機関を整備するに当たって、是非、そういった町民の方の声をきめ細やかに聞いていただきたいということと併せて、不便だという部分は、ただ、足の問題ではなく、例えば、買い物の問題であったり、食事の問題であったり、高齢者生活全般におよぶ可能性も大きく出てきます。

そういったことから、今、本町でも行っておりますが、総合支援事業等との絡みも恐らく大事になってくるかなというふうに思いますので、是非、幅広い視点で、この協議会に様々な分野の方が参加するのと同時に、重ねてですけれども町民の声をしっかり聞いて、新たな公共交通体制を、是非組んでいただきたいなというふうに思っております。

この公共交通のやり方は、各自治体本当に様々で、いろんなやり方をしています。先ほど町長がお話があったように、スクールバスを活用しているところもあれば、地域の自治会がそういった協議会を設置してやっている。

また、例えば、そのルートも町民の方で決めると、そういったところもあって、やはり多くの町民の方が参加して作り上げている地域公共交通ほど、やはりかなり成功しているような事例も見られますので、そういったところを参考にしながら、是非、よりよい公共交通の取組み、構築をしていただきたいということをお願いするのと同時に、今お話があったような細かい方達の意見、それと協議会、たくさんの方を含めた協議会の設置についての思いについて、町長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど質問の中に触れられておりました十勝バスの、私も社長の講演を伺っており、確かに、いろいろ戸別訪問をしながら、それぞれどういうことでバスが使えないのか、そしてどのように解決をして、その不安を解消し、使いやすいルートを作ったり、使いやすい案内をしたり、そういう工夫は素晴らしいなというふうに私も聞いて感じていたところでございます。

そういった中で、町も今まで公共交通システムの中でアンケートをとったことがございます。

そういった中で、やっぱり不安が先にきて、地域公共交通を利用しやすくなっていった場合には、利用したいという答えの方が多くあります。それは、今使いたいのか、今2、3

年後、5年後、例えば、車が乗れなくなったときに使いたいのかということも、その増幅した中でたくさんあるので、今までこのアンケートの確認というか、検証した中では、不安からきて、そのことが数字的に出ているんだなということは肌で感じております。

そういった中で今後、どのようなバスルート、そして、事業者の方々についての取組み、いわゆるハードの部分、そして町民の方の利用促進、使いやすい、それは当然先ほど言ったように、今までバス停まで行くのが遠路になっているから、そこまで行くのがもう行けないという声も伺っておりますので、そういった声を集約して、どのような次の改善策として手を打てるのかということは、議会議員の皆さん方に対してもそうですし、いろんな形の中で協議を重ねて、2年後には良い地域公共交通の仕組みづくりを、しっかりこの2年間かけてやっていきたい、できるだけ早くその仕組みづくりを上げて、次のハードの部分も多少なりと出てきますので、できるだけ早く、新庁舎のできるまでにそのことを、いろんな形中で議論をして、そして良いものにしていきたいということだけ申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

（午前11時59分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（笹木正文君） 一般質問を続けます。

次に、3番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は、町長に一般質問をさせていただきたいと思っております。

高齢者難聴の方に補聴器の補助を。

本町においては、補装具の支給として身体障害者手帳を持っている方、また、難病の方を対象に、補聴器の補助を行っております。近年、高齢者難聴を患っている方が多くいると聞いております。

2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議で、ランセット国際委員会が認知症の九つの原因の中で難聴が最大の危険因子となっていると発表されています。

本町でも高齢者福祉の充実に向け取り組んでいることから、是非、この観点に立って認知症の予防対策を目的とした補聴器の補助対象者枠の拡大を考えてみてはと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願います。よろしく願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

認知症の予防対策を目的とした補聴器の補助についてでありますけれども、3番議員さんの言われるとおり、国際アルツハイマー病会議では、難聴のために、音の刺激や脳に伝

えられる情報量が少ない状況が続くと認知症の発症に影響し、また、難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話を避けるようになり社会的にも孤立してしまい、それが認知症の危険因子となるというふうに言われております。

そこで、本町での認知症予防対策については、介護予防事業の中で、すまいるあっぷ事業を拡大し、今年から全行政区を対象に実施をしており、理学療法士による専門的な相談や指導も取り入れております。

その参加者の中には、聴力ばかりではなく、視力といった感覚機能の低下が見られる方もおりますので、耳の聞こえの悪い方に対しては、できるだけ理解しやすい口調で対応し、視力の悪い方には、紙に大きな字を書くなどして、対象者の状況に合わせた、そういう介護保険指導をしているところであります。

このように、高齢者に社会参加を促し、孤立しないようにする対応、対策を行い、総合的な認知症予防を進めております。そういう実態も認識をしていただきたいというふうに思います。

これらのことから、認知症予防の一部として、聴力低下に対する支援に特化した補聴器を補助対象枠として拡大することは考えていないことを申し上げ、3番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

再質問を許します。

○3番（進藤久美子君） ただ今の町長のお考えは、そういうことはしないっていうふうな町のお考えをお聞かせ願いました。私にとっては、大変残念な結果になりました。

高齢者難聴者については、近年、高齢化が進み、特に耳にすることが多いのではないかと感じているところでございます。補聴器の更なる普及により、高齢者になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながり、高齢者が社会で活躍していただくためにも必要だと思っただけで今回このような質問をさせていただきました。

また、町民の方より、高齢性難聴により病院に行き検査をしてもらって、試験的に補聴器を借りて使用したところ、大変耳の聞こえがよくなって良かったというお声も聞いております。

ですが、いざ購入するとなると3万円から20万円くらいもすることで、片耳だけではどうすることもできないので、是非、両耳っていう話になりますと、10万にしても20万、20万にしても40万という多額な金額になります。年金生活では、このようなお金を支払いすることができないので、やむを得ずあきらめたというそういう町民の方のお声も耳にしております。

また、障害手帳を認定するには、いまいち難聴の聞こえのレベルが悪いので、障害手帳を申請しても認めていただけないっていう高齢者難聴と障害手帳の間にいる方のお声も、何とかならないかっていう声も私のところに寄せられておりますので、是非、本町においても、高齢者福祉の充実に向けて様々な今町長がご答弁されたような事業も行われているのも私も存じております。いま一度、違う方向性から高齢者の方々が、今、体のどのような不調を持っているのか、何に悩んでいるのかっていうことをアンケート調査をしていただいて、高齢者の思っているか、そういうのに寄り添っていただくためにアンケート調査

をしてはいかがと思いますが、町長はどのようにお考えになるでしょうか、お聞かせください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず補聴器については、今ほど質問の中にもありましたように、まず障害の程度が重くなれば、障害者手帳を持って補聴器を購入できる制度がありますので、そこはそういうレベルなのかどうかということ、ご判断をいただきたいというふうに思います。

その狭間ということでもありますけれども、確かに耳が聞こえづらくなかなか閉じこもりになるっていうのも事実であります。しかしながら、行政の役割と個人で自分の機能低下に対する役割、そこをどこで何と言うんですか、すみ分けをしていくのかっていうことが一つ大事だと思うんですね。

先ほども答弁の中で言いましたけれども、耳だけじゃなくて、目のこともあります。これも、私は近視ですけども、高齢によって老眼になって、視力が低下してなかなか外出ができないっていう方もいるのも事実であります。そういった中で、どこまでが行政でやっていき、自分の身体機能を自分のとこでやっていくのかっていうことを、それぞれ考えた中でやっていくことが重要だというふうに思います。

先ほど例で上げられた、20万というふうな話の補聴器となると、確かにそういう補聴器まだ高いのもありますけども、初期の段階ではきっと20万という補聴器を求める方については、きつともっと初期の段階で補聴器をかけられた方が聞こえなくなっ、そういう形にもう少し精度の補聴器という方が一般的ではないかなっていうふうに理解をしております。

ですから、まずは身体の体調に合わせて個人で、耳の聞きづらい、それは補聴器であったり集音機であったり、それは、それぞれ自分の所得に応じながら対応していただきながら、やっぱり外に出てもらうことが認知症の予防対策には一番大きな効果があるというふうに思っておりますので、その器具ということではなく、町としては、できる限りそういう認知症予防のすまいるあっぷ等に出てもらって、そして、耳の聞こえづらい方には大きい声で相手に聞こえるようなことで、いろいろ会話を進める、そうすることによってコミュニケーションが高まる。本人もまた、そのすまいるあっぷなどで社会参加の促しにもなっていくのではないかなというふうに考えておりますので、町としては、そういうふうにするすまいるあっぷだとかの介護事業を積極的に勧め、個人では障害程度まで至らない方については、自己管理の中で対応していただきたいというふうに考えていることを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

再々質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 今再質問の方で、町民の高齢者の方が何に自分の体に不安を持ってるかっていうアンケートをとってはいかがですかという、そういうお話はさせていただいたんですが、その答弁はどのようにお考えになってますか、お願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい、失礼しました。アンケートのことをお答えしておりませんでした。

アンケートを直接するということには、今のところ考えておりません。そういうことは、今ほど再質問の答えの中で答弁したように、町としては、積極的にコミュニケーション能力だとか、そういうことを高めながら介護予防を進めていくということで考えておりますので、視力、聴力などを含めたそういうアンケートについてのことについては、特に町としてする考えはないことを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 今のは再質問に対する回答なので、再々質問はよろしいですか。

以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終了いたします。

◎経済文教常任委員会報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第4、経済文教常任委員会報告を行います。

6月26の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託してございます請願第1号について、審査結果の報告を経済文教常任委員会委員長よりお願いいたします。

経済文教常任委員会委員長、鈴木康裕君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴木康裕君登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（鈴木康裕君） それでは、経済文教常任委員会審査報告をしたいと思っております。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

件名は、日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る請願についてです。

審査結果については、採択すべきものと審査いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（笹木正文君） これより、経済文教常任委員会報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎請願第1号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、請願第1号、日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

請願第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただ今、採択と決定いたしました請願第1号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

ここで、暫時休憩いたします。

[議案配付]

(暫時休憩)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆さまにお配りしております議事日程表をご覧いただきたいと思います。

日程第23の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第24とし、日程第22の議員の派遣についてを日程第23とし、日程第21の次に日程第22として、発議第4号、日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る意見書を追加いただきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 日程第6に入る前に、議案第32号から議案第45号までの案件につきましては、6月26日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第32号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第32号、新十津川町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、新十津川町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第33号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） はい、質問をいたします。

条例の目的そのものについての質問ではありませんが、第1条に災害時における高齢者、障害者、乳幼児、外国人、その他の災害時に特に配慮を要する者という記載がございます。

福祉避難所の対象には、災害対策基本法の中には外国人が含まれていなかったというふうに記憶しておりますが、ここに外国人が含まれた経緯をお伺いすると、例えば、外国人というのは、町内に在住している外国人の他に観光客ですとか、何かたまたま立ち寄った外国人が、こういった福祉避難所に収容するというこの意味がちょっとよく分かりませんので、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の7番議員の質疑にお答えいたします。

外国人ということでございますが、一般的に滞在されている方、本町においては非常に少ないかとは思いますが、通常であれば、もし滞在中に何かがあれば一般の避難所ということをご想定しているわけですが、万が一、そういった所に入れられないような体調の要配慮というんでしょうか、高齢者あるいは障害等お持ちの方と同様な対応が必要な場合に避難できるということで、一応、外国人という定義を含めさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 非常用電源のちょっと能力についてお伺いしますが、これ非常用ですから、常用までいかない能力の発電設備というのか、電源設備をとというのか、それとも常用の能力を有するような設備にすることを言うのか、どちらを、どういうことでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の9番議員の質疑にお答えをいたします。

福祉避難所として指定しているところが整備をするということでございますが、一定の施設機能を維持する、通常時と同じようなですね、機能を維持するような発電設備を設けるようなことを想定してございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第35号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） 条例の制定と直接関係はないんですけれども、小中学校における英語教育の拡充というか、そういったところで小学校が実時間数が増えるっていう中で

1人増やすという部分では、逆に言えばありがたい話でありますけれども、現在の中で、時間にいろいろ制約される中で、地域貢献とは言わないのかちょっと分かりませんが、一般住民の英会話教室であるとか、あるいは年少者に対するそういった指導とか、そういったところでやっていただいているわけですが、1人体制が2人っていう中では、そういったところに使うというか、十分な時間的なものを含めて、もっともっとそういったものを充実させる良い機会かなとそんなふうに思いますので、その辺を教育委員会としてはどんなふうに今後進めていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

それともう1点ですが、当初予算では450万程度の予算で1人ということで、今回、320万というところでは、月割りと言うのか、そういった部分での経費の中でそういう形になっているのか、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、8番議員の質疑にお答えいたします。

まず、この2人体制になるということで、これまで行ってきた英会話教室、その他の取組みがどのようになっていくかというようなご質問だったと思いますけれども、まずは、小中学校の授業の対応時数を確保していくと、その中で小学校と中学校の交流も含めて対応していくというのが、まず考えているところでございます。

それ以外に、2人体制になりますので、時間的に余裕ができる部分がございましたら、これまでどおり社会教育事業も含めた英会話教室等も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

それともう1点の報酬の関係のお話だと思いますが、ALTにつきましては、報酬の額が年数等によってある程度決められております。だいたい400万円以内、多くて390万程度になると思いますけれども、そういうふうに決まっておりますので、それによって月割りで支給しているというような内容でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

○8番（長谷川秀樹君） ありがとうございます。今2人体制という中で、時間にも余裕ができるだろうというところから、従前のような形で町民に対してもやっていきたいというふうなことですけれども、私としては、更に更にそれを有効にする中で、英会話というところだけじゃなくて、国際感覚というか、そういったものもやはり2人の方が向かい合って、一般の住民にするとやっぱり外国人を身近に接する機会というのはそうないと思うんですね。ですからそういったものも大いに利用する中で、国際感覚を養うような、英会話だけじゃなくて、そういったところに有効に何か企画をした中で活かしていただければいいのかなって、そんなふうに感じますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それではお答えいたします。

先ほど申しあげましたとおり、まず授業の関係をしっかりやってくることが第一義でありますが、町民に対して外国人に接する機会という中で、イベント等に顔を出していただくこともその一つだと思いますし、ただ、来られるALTのスキルの高さにもよりますので、その辺につきましては2人体制の中で学校も含めて、これからどのようなことを

やっていくか、どのようなことをやれるかという部分をこれから話し合っていきますので、その辺については、スキルも含めて考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第36号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第37号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第38号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

この一般会計補正予算の質疑につきましては、質問に入る前に、議案書のページを先に述べてから質問を行ってください。

質疑はございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 51ページ、総務費の普通財産管理事務で2億8,269万という、旧大和小、旧文京区自治会館、小学校浄化槽等の解体合計で2億6,800万という大変膨大な額ですが、できればこの三つの内訳を教えてくださいのと、一般質問でも正しましたが、体育館と一緒に壊すと、校舎ですね、体育館も一緒に壊すということで、この一括して解体することによって、分割して発注するよりも果たして幾らぐらい節約になったものか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の4番議員の質疑にお答えをいたします。

質疑の内容、解体経費の内訳ということでございますので、内訳を申し上げます。

旧大和小学校校舎体育館解体経費を合わせまして2億2,838万2千円でございます。旧文京区の自治会館につきましては3,980万9千円という内訳となっております。では、私からはここまでとさせていただきます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

旧大和小学校解体工事の件でございまして、体育館とその他を合算した今経費で説明、金額になっておりますが、これを分割するとどれぐらいの経費が違うかということでございますけれども、ただ今ちょっとその数字持ち合わせてございませんので、後ほどお知らせいたします。

○議長（笹木正文君） それでは、後ほどということ。

ほかに質疑ございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） 農業振興費のですね、57ページ、それで19番の土壌分析機の更新支援事業ということですが、JAピンネの土壌分析センターというのは、平成10年にできたわけですが、それから20年経過したという中で、老朽化というか、また、いろんな機能とかいろんな部分で更新する必要になったってということだと思えるんですが、建設当初、その平成9年から10年ぐらいにかけてこの事業がピンネ農協でやるっていうところに、やはり町として当時、支援をしたのかどうかという部分と、それからJAピンネというのは広域合併の中で浦臼町も含んだ、こういう合併農協になってますけれども、そういった部分で、当初もそうですし、この更新に対して浦臼町もそれなりの支援をしてるのかどうかという部分と、それからこの878万5千円というこの金額については、機械そのもの、機材そのものの何割を補助するのか、全額なのか、何割なのかというところをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 8番議員のご質疑にお答えさせていただきます。

今ほどおっしゃいました平成10年に農業生産体制強化総合推進対策事業という整備事業、国の整備事業ありましたが、このメニューの中で1億1,700万円をかけて土壌分析センター自体を整備しておりまして、町がその時に5,000万円を支援したという経過がございます。

この度ですね、機械だけの更新ということになりますので、この機械のうち2分の1をJAピンネが、もう残りの2分の1を、これまでの利用実績割ということで、本町が8、そして浦臼町が2の案文で負担をするというような内容になっております。

更新費用にかかりますこの機械の更新費用全体額につきましては、2,305万7千円ということになっておりまして、その2分の1をJA、そして残りの部分を8対2というような割合で案分することとなっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 3点質問したいんですが、まとめた方がいいか、1個ずつがいいか。

○議長（笹木正文君） 1個ずつでお願いします。

○5番（小玉博崇君） まず53ページ、高齢者福祉費の8番、老人クラブ連合会支援事業ですが、説明では、単位老人クラブの活動が活発になるための支援というふうに説明がございましたが、この具体的な支援策についてお聞きしたいなと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 5番議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の老人クラブの支援でございますけれども、単位クラブの組織力強化ということで考えてございますけれども、実情としましては、15団体の団体に各2万ということでの個別の支援ということで考えておりますし、あとその部分での人員強化の部分でということで負担をしてございます。

○議長（笹木正文君） この質問に関して、はい。

○5番（小玉博崇君） ということは、一律にお金を配るという形なんでしょうか。以前、単位老人クラブの移動支援の部分も、今後検討していくというような話もあったものから、この中に含まれているのかなというふうにちょっと考えてはいたんですが、今言ったように各単位老人クラブに2万円ずつ交付するというようなニュアンスでよろしいでしょうか。

○議長（笹木正文君） はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） すべてを全部という金額ではございません。申し訳ございませんでした。

一部を単位にお配りしまして、残りの部分も単位にお配りするんですが、すべて現金とかというわけではなく、入浴券ですとか、そういう部分でのご利用分を含めてですね、単位クラブの強化につなげていきたいというふうに思っております。

すみません、バスとかの強化の部分も含めて見ております。申し訳ございませんでした。

すいません、この金額とは別に、移動バスの方の予算は当初予算から見てございました。重ねてご説明させていただきます。失礼いたしました。

○4番（小玉博崇君） ちょっと私、分からなくなってしまったんですけれども、希望がある単位老クラブにということでしたか、一部の単位老人クラブということでしょうか。

○議長（笹木正文君） はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 15団体すべてということをお願いいたします。

○議長（笹木正文君） この質問に関しては、いいですか。

それでは次の質問。

○5番（小玉博崇君） ページ数59ページの商工振興費ですけれども、7番、企業振興促進事業について、説明では、株式会社クボタが店舗を構えるための助成ということだったんですが、こちらについての詳細ですね、少し、どの場所でどの程度の規模の店舗で、どういった機能がある店舗なのかということをお教えいただければなというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それではただ今のご質問にお答えさせていただきます。

この振興条例に基づきまして、株式会社北海道クボタの道央北営業所というのが新設になるわけでございます。具体的には、奈井江の営業所と滝川の営業所を統合して新十津川に新規に参入するというものでございまして、全体投資額の20パーセントを上限に町が補助するという内容でございます。

それで、本年度から1年ですね、毎年1,000万円ずつの予算計上をして、北海道クボタの方に補助するという内容でございまして、この新社屋の場所としましては、滝新橋を降りた所に井口車両がありますけれども、井口車両の南に時田商会がありまして、その時田商会の南側にですね、今建設途中で土を盛った所がありますけれども、そこに進出してくるという、場所はそこでございます。

それから投資額につきましては、全体で約5億円ということをお願いしておりまして、営業開始予定日は、今年の12月25日ということになっております。

それから今年度につきましては、事務所兼農器具修理工場の建設を行うということと、その周辺の整地、砂利敷工事、それから来年度につきましては、車庫の新設、そして外構工事、こちらは舗装をするという内容になってございます。以上でございます。

失礼しました。この条例の限度額につきましては、今、1,000万ずつの話をしましたけれども、条例の中で最高3,000万までということになっております。以上でございます

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

じゃ次の質問。

○5番（小玉博崇君） ページ数71ページ、体育施設管理費の3番、ふるさと公園内に体育施設管理運営事業についてですけれども、この度、サンウッドパークゴルフ場駐車場内に注意喚起の看板を設置するという話だったんですが、実はこれ、結構町民の方からもお話があってですね、球場からのファールボールというか、ボールが結構その駐車場の方に飛んでくるというお話がありました。

で、8月には中部大学がここで合宿をして、硬式を使うものですから、硬式の球が万が一人に当たったりすると、大変、注意喚起の看板どころではちょっと済まされないのかなというような状況を感じています。

今回の予算では看板設置ということなんですけれども、ゆくゆくは早い段階でできれば快適なネットの設置等をしていかなければ、かなり硬式が当たると怪我につながってくると。

また、そこを管理されている方にもこの間ちょっとお話を聞くと、車に当たるのがかなり心配で、実際、そういった野球の合宿等が入った場合には、コーンを立てて、広い駐車場だけでも、この範囲は車を止めないでくださいというようなコーンを立てて規制をしているような状況が見られるということでした。

今回、注意喚起という看板では、その部分の対応策としてはちょっと足りないからという状況なんですけれども、今後の対策も含めてこの部分の事業について、ご質問したいなと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは5番議員のご質疑にお答えいたします。

このピンネスタジアムのボールが外に飛び出して、車に実際に当たったというような事件もございました。

ただ、現時点では、少し高めのネットぐらいでは全然足りないというような現状でもありまして、それを解決するには、根本的な改修といいますか、かなり高さの高いネットを設置しなければならないということで、現時点では、整備いたしますというような回答

はちょっとできないんですけれども、この対応として、使用許可のときには十分注意していただいて、スポーツ安全保険等の加入をしていただくですとか、車はできるだけ遠くに止めていただくというようなことで十分注意喚起をした上で使用していただく、外に飛ばないように工夫、練習時には特にそのような工夫もできますし、なかなか試合時は難しいと思うんですけれども、使っていただく方に十分注意喚起をした上で利用していただくということで現状では考えておりますので、根本的な改修については、私の方から現時点ではご回答を申し上げかねるというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

○5番（小玉博崇君） 確かに見ると、かなりポールの上からずっと這わせないとなかなか難しいかなと思うんですけれども、確かに、これ事故があつては、かなり大きな事故になってしまうかなと。保険はかけても、ちょっと大きな問題になるかなと思っておりますので、現段階ではかなりコストの部分も含めてなんですけれども、実際、将来的に、現段階では明確にはお話はできないかもしれませんが、その設置に向けての協議がなされているのかどうか。

それとも、もうまったくその設置については全く考えないで、今後もずっと注意喚起で対応していくのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） お答えいたします。

設置については、関係者とも協議した経過がございますが、先ほど申し上げましたとおり、現時点では難しいというような結論に達しております。

ただ、今後につきましては、安心して利用していただくというような中で、やはり事故が多発するようであればですね、考えていかなければならないのかなというふうに思いますので、言葉がちょっと申し訳ありません、そのような事故が出てくる可能性もございますので、引き続き、関係団体、関係者と、どのような形をとっていくのがいいのか検討は進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

○5番（小玉博崇君） 最後に、ちょっとお願いになりますけれども、かなり関係者が不安がつているのが現実のようです。そういった意味で、早い段階で、先ほど言った、言い間違いかもしれませんが、多発してからでは相当、大変な状況になるかなと思っておりますので、早い段階で、起きないうちに、皆がリスクとして考えられることですので、是非、前向きに検討していただければと思ひまして、最後はお願いになりますますがよろしくお願ひしたいなと思ひます。

○議長（笹木正文君） 答弁は、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 51ページの事業番号18番でございます。高速通信網の普及促進事業ということで、これは過去から無線の光通信網の有線で配られない地域は、無線のアンテナを建ててエリアを拡大していこうということで、その後、通信事業者の方で営業努力

で光通信網を張り巡らせてという情報で、無線の方が鎮静化したみたいな形になってるんですけど、ここで読み取ると光エリア外の町民に貸し出すということは、エリア外ということは、電波の空白地帯なわけですよ。で、今のその無線のアンテナが建たないと、いわゆるエリア外ですよ、光の。この辺の言葉の整合性がとれてないんですが、あくまでも無線のアンテナを中継基地として建てて、要するに確保するのか、このとおりだとちょっと文言的には理解できないんですけども、その辺の解釈からちょっと説明お願いしたいんです。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは、10番議員の質疑にお答えをいたします。

昨年来の経緯がございますので、少し内容を含めてご説明をさせていただきますが、町では今議員おっしゃるとおり、全町域に光ファイバー網が張り巡らされていないということで、昨年の平成30年度の当初予算において、町としてそういった郊外の光ファイバー網が入っていない地域、こういった地域をどうするかということで、FWAという、その無線を使って無線の中継基地を10数基建てて、そこを中継基地として、各ご家庭にブロードバンド無線通信をしていただくということで、平成30、31の2か年で整備をしようというふうに計画をさせていただいたところです。

ご承知のように、この春、冬からこの7月にかけて、NTTが光ファイバー網のエリアを大幅に拡充するということになりましたので、昨年ご説明したように、その支柱を立てて無線でその通信網を構築するということには100件の最低の加入者数が必要ということで、昨年ご説明を申し上げましたが、それが30数戸エリア外のお宅は30数戸まで減ってしまうと。それで、事業者としては採算ベースに乗らないので、その事業は取り組めないということで、そこで次の手段ということになるわけなんです。光ファイバー網以外の住家の方には、今私どもが携帯電話あるいはスマートフォンで使っている電波、一般的にLTEというふうに呼ばれておりますが、この携帯無線のですね、携帯電話の電波を使って各ご家庭でインターネットなど利用していただくように方針を変えたということでございます。

そこで、昨年までは、そのLTEと言われる携帯電話の無線は、使用料の毎月の制限が多くかかっていて、やはり利用される方に大きな不安があったわけなんです。2年ほど経ちまして事情も大分変わってきて、一定の金額で利用が無制限のプランというのも出てきたようでございます。通信速度においてもですね、FWAあるいは光ファイバー網と通信速度は何の遜色もないというようなことが言われておりますし、そういったことから、町では利用者の皆さんの不安をまず解消すべく、町で一括して携帯電話のWi-Fiルーターと言われるものなんです。これを借り入れを行って、利用される方にちょっと2週間ほどお試しで使っていただいて不安を解消していただくと。

その上で、これで通信環境が大丈夫だということであれば、それぞれの方が、その会社とご契約をいただいて、インターネットなどを利用していただきたいと、そのような事業でございまして、本補正予算に付議させていただいたのは、その子機、Wi-Fiルーターというものを一定程度の戸数、10台を見てございますが、これを借り入れる予算を計上させていただいているところでございます。長くなりましたが、以上でございます。

○議長（笹木正文君） 10番、よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ページ50ページです。財産管理費の庁舎建設事業の中で、新庁舎ホールに展示するアート作品の制作を委託するという、五十嵐威暢さんに委託する1,500万円、今年は1,250万円になっておりますが、この作品がどのようなものかお聞きしたいんです。

庁舎建設特別委員会で、何度かパースを見せていただきましたが、最初は庁舎前のバス停っていいですかね、屋外にあるスペースに一時期、五十嵐先生のモニュメントのようなものを配置するというパースが載っておりましたが、それもいつしかなくなってしまったような状況で、今回このように今度はホールに展示する作品を委託することとなっておりますが、この作品なんですけれども、スポーツセンターにあるような壁掛けになっているものなのか、例えば、ゆめりあにあって手で触れるような作品になるのかということ、まずお願いしたいのと、制作につきましては、五十嵐先生の方をお願いをして、造ったものを庁舎に運び込むようになるのか、例えば、かぜのびのような所で町民の方達と一緒に造るような場面を持ちながら制作されるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 7番議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、アート作品の具体的な内容といいますか、状況なんですけれども、今ほどお話ございましたように、新しい庁舎の町民ホール、図面で想像していただきたいんですけども、玄関から入りましたら右手の上の所にちょうどこう広い壁があるんですけども、大きさを言いますと大体4メートルから5メートルの角ということで、大きさはそういうふうになってます。

材質等なんですけれども、ご存じのとおりですね、かぜのびに飾ってありますテラコッタという手法の作品で、大きいのは大きいんですけども、一つ一つが分割された焼き物となっておりまして、制作につきましては、先生の方のアトリエの方で造られて、そこで1年保管をしていただき、今年はそれを制作するという時期でございまして、それを保管しまして、庁舎が来年10月ぐらいに内装等々が入る予定になってますから、その時期にそれを運搬してきて設置するという流れになってます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） ページ数61ページの8款2項2目道路整備事業で、西1線の歩道造成を行うってということで補正予算上がっておりますが、西1線は、議会報告会のたびに大型自動車がバンバン通って危ないって、是非、歩道をつけてくださいという町民の皆さんの熱い思いから、このようになったことは本当にうれしいことだと思うんですが、この造成を行うことによって、住んでる町民の皆さんがご不便を感じるとか、そういう何か不具合があるとか、そういうことは町民に迷惑掛かることはないですか、入口の所に入ってくるところに、家の近くの所に入ってくるのに邪魔になるとか、そういうような町民に不

便をかけるようなことはございませんでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 3番議員のご質問にお答えをいたします。

西1線の歩道造成は、今の計画でいきますと、南4号、太い街路から隣の南側に一本行く南5号線までの西1線に歩道を設置するものでございます。

今年は、工事を南4号線の太い道路から南に200メートル程度施工するものでございまして、住民の方に支障があるかと言われますと、ご不便はおかけすることにはなりません。と申しますのは、施工する途中は片側交互通行といたしまして、西1線の道路を片側、西側に歩道を設置する予定として考えておりまして、その西側を施工するにあたって、どうしても片側の車線を使って施工することになりますので、そういった意味での通過交通に対しての不便はかかると思います。

ただ、地元の人達の生活、出入りについては、その都度その都度、ご案内をいたしまして、通れなくなることはございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

ちょっと先ほどの質問の答弁が入ったようなので。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） はい、先ほど4番議員のご質問の中で、旧大和小学校の解体について、体育館と校舎を一括、分割の金額の差ということでございましたけれども、試算した結果ですね、約1,000万が分割発注によって増額になるということで計算が出ておりますので、お知らせ申し上げます。以上です。

○議長（笹木正文君） 4番議員よろしいですか。

採決に入ってよろしいですか。

では、これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで、14時15分まで休憩いたします。

(午後 2 時04分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 2 時15分)

◎議案第39号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第39号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 歳入の科目の中で総額の補正はないわけですが、保険税の2,553万9千円減額で、繰入金2,553万9千円のやり取りをしてるわけですが、先ほど議案第34号の国保税の条例の改正に絡んでる部分もあるかもしれないんですが、私が違っていたら申し訳ないんですけども、この大きな予算の歳入の組み替えをしてるというのは、ひょっとして国保の納税者の中で、去年の農家収入の減少によることによる見積もりが大きく狂ったということではないのかなという、私は憶測をしているんですけども、この大きくなった原因というのをもうちょっと詳しく説明願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長（平田智子君） それでは10番議員さんのご質問にお答えします。

10番議員さんが今おっしゃったそのものでございまして、当初予算立てる段階で、もう農業収入はある程度下がるだろうということで、当初も下げては算定しまして当初予算を組んでおりましたが、それ以上にといたらあれなんです、やっぱり農業所得が3割5分くらい前年に比べて落ちたということがありまして、予想よりはるかに農業所得が落ちてしまったものですから、こういう減額の組み替えをさせていただいて、基金の方から繰り入れるという形をとらせていただくことになりました。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） ここでのこれ以上の議論はするつもりはないんですけども、やはり国保税のこういう中身を見ると、新十津川の産業構造の中で、農業というのが非常に重要であるなというふうに考えておりますので、これからいろんなことで予算あるいは政策議論していく中で、大変重要なことだなということに私も感じておりますので、これを参考に、いろんな形で町長の方といろんなことでやり取りしたいなと、議論をしていきたいなと思いますので、了解しました。

○議長（笹木正文君） 答弁は。

町長答弁、よろしく申し上げます。

○町長（熊田義信君） 大きな観点からということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど質問、最初の質問にありましたように、本町の基幹産業、農業のこの所得の本当に上がり下がり大きくこの国保税の運営が変わってくるというご指摘だったというふうに受け止めております。

そういった意味から、基幹産業をどういうふうに守っていくのかというお答えを、まずしていこうというふうに考えておりました、このことについては、今年のいろんな政策の中にも基幹産業を維持し、そしてこれからの機械投資の部分についても補助しながら、そして農協だとか関係機関とも連携して、この基幹産業を維持するということを大きくお答えとさせていただきたいというふうに思います。

なお、この国保税の運営にあたっては、やはり母体とする人数が年々縮小になっていく、そしてどちらかというところ、農業者であっても兼業の方もたくさんいらっしゃって、国保税から違った社会保険に入られているということもあって、このダブルで打撃を受けているという状況、国保では受けているということも、ちょっとお含みおきをさせていただきたいというふうに思います。

質問は、基幹産業をしっかり守っていくということの答弁をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第40号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第41号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第18、議案第44号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第19、議案第45号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第20、議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央333番地3。

氏名、笹木清成。昭和37年1月8日生まれ。57歳です。

提案理由でございます。

公平委員会委員が令和元年8月31日付で任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

従前の公平委員でありました浅川博雅氏が、令和元年8月31日をもって任期満了となるため、次期の公平委員を選任を願うものでございます。

笹木清成氏は、昭和55年10月から平成30年3月まで滝川地区広域消防事務組合職員として勤務され、平成27年4月から新十津川支署の支署長、平成28年4月からは赤平署の副署長、さらには署長として職責を全うし、現在は、家業の農業後継者として、本町農業の発展に取り組んでいただいているところでございます。

笹木氏は、経歴が示すとおり、識見豊かで地方公務員制度にも精通し、誠実な人格を備えておりますので、公平委員会委員として適任であると考え、選任することについて議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第21、議案第47号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第47号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、ロータリ除雪車1台。

2、取得の目的、建設機械の老朽による更新。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、金2,563万円。

5、契約の相手方、旭川市永山2条9丁目1番33号。北海道川崎建機株式会社旭川支店、支店長、熊谷伸哉。

現在のロータリ除雪車は、平成17年に購入し14年の歳月が経過し、使用時間も7,774時間除雪作業を行ってきたことから、老朽に伴う修繕料の抑制及び除排雪の効率体制の充実のために更新をするものでございます。

なお、本車両は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の補助事業によって購入するものであります。

尚、今回の購入にあたって、消費税については10パーセントとする旨、指示がありましたので、取得価格には10パーセントの消費税を含んでございます。

なお、納入期限は、令和2年1月31日となっております。裏面に参考資料がありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上を申し上げまして、提案理由さらには内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第47号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第22、発議第4号、日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴井康裕君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴井康裕登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（鈴井康裕君） それでは発議第4号について、内容の説明

をしたいと思います。

新十津川町議会、笹木議長宛に意見書を出すものであります。提出者、賛成者については、記載のとおりでございます。

日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出する。

裏面をご参照ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る意見書。

日米貿易協定交渉が本年4月より開始され、日本政府は過去の経済連携協定の内容を最大限とする日米共同声明に沿って交渉するとしている。

しかしながら、先日来日したトランプ大統領は、TPPの枠に縛られないとするTPPを上回る内容を求める姿勢を示すとともに、8月には良い内容が発表できると表明するなど、早期妥結に向け米国からの要求が強まるのが危惧されている。すでに、米国の高官からは、農業分野での先行妥結やTPPを上回る関税撤廃、削減や輸入枠拡大を求める業界団体からの圧力が高まっており、生産現場では不安が募っている。

現在、TPPイレブン及び日EU経済連携協定発効によって牛肉やチーズなど農産品が前年より輸入増加する状況下、このまま米国の強硬な要求に屈すれば、日本の農業、関連産業、及び地域経済、社会が甚大な影響を被ることになり、わが国の食糧主権を形骸化し、国内農業、農村の崩壊につながる危険性がある。交渉の焦点とされる自動車などの対米輸出のために、国民の命の源である自国の農産物を代償として交渉することは断じて許されない。

世界的には、人口増加による食料不足や頻発する自然災害により、食料供給が不安定になる可能性が高まる中、安全、安心な食料を安定的に国民に供給することが益々重要である。

以上のことから、本町議会は、地域住民や農業関係事業者の不安を払拭するために、日米貿易協定交渉に当たり、次の事項について十分に配慮するよう強く要望する。

1、国民への安全で安心な食料を安定的に供給する観点から、わが国の食糧主権と食料安全保障を守ることを基本に、交渉内容の丁寧な情報提供を行い、国民の合意がないまま交渉を拙速に妥結しないこと。

2、農業者の不安を払拭するため、国内の農業、農村を潰しかねない米国の強硬な要求に屈することなく、重要農畜産物の関税削減、撤廃及び輸入枠拡大等、断じて受け入れないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年6月28日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政・再生担当大臣、農林水産大臣、以上でございます。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、日米貿易協定交渉から日本農業・農村を守る意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（笹木正文君） 日程第23、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは、議員の派遣についてご説明申し上げます。

はじめに、研修会、交流会について、3件ご説明申し上げます。

一つ目は、中空知広域市町村圏組合主催の中空知ふるさと市町村圏議員交流会でございます。日程は7月8日、場所は滝川市、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で3万3千円でございます。

二つ目は、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月12日、場所は奈井江町、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で3万8千円でございます。

三つ目は、中空知町議会議長連絡協議会主催の議員交流会でございます。日程は7月26日、場所は上砂川町、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で3万8千円でございます。

続きまして、新任議員研修についてご説明申し上げます。

北海道町村議会議長会主催による、町村議会新任議員研修会でございます。日程は7月9日、場所は札幌市、派遣議員は村井議員、井向議員でございます。経費につきましては、概算で1万2千円でございます。

以上、議員の派遣についての内容説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） ただ今議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第24、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和元年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（午後2時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員